

令和4年第2回定例会

美郷町議会会議録

令和 4年 6月 2日 開会

令和 4年 6月 6日 閉会

美 郷 町 議 会

令和4年第2回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和4年6月2日

美郷町議会

令和4年2回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月2日（木曜日）

◎開会日時 令和4年6月2日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和4年6月2日 午後1時41分 散会

◎出席議員（11名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 若杉 伸児君 | 2番 | 早川 節夫君 |
| 3番 | 中田 武満君 | 4番 | 兒玉 鋼士君 |
| 5番 | 中嶋 奈良雄君 | 6番 | 川村 義幸君 |
| 7番 | 那須 富重君 | 8番 | 小路 文喜君 |
| 9番 | 甲斐 秀徳君 | 10番 | 川村 嘉彦君 |
| 11番 | 山本 文男君 | | |

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

| | | | |
|--------|--------|------------|---------|
| 町長 | 田中 秀俊君 | 副町長 | 藤本 茂君 |
| 教育長 | 大坪 隆昭君 | 会計管理者 | 泉田 博文君 |
| 総務課長 | 甲斐 武彦君 | 税務課長 | 川村 博昭君 |
| 企画情報課長 | 田常 浩二君 | 町民生活課長 | 田村 靖君 |
| 健康福祉課長 | 黒田 和幸君 | 建設課長 | 林田 貴美生君 |
| 農林振興課長 | 松下 文治君 | 政策推進室長 | 長田 孝規君 |
| 教育課長 | 鎌田 次郎君 | 地域包括医療局事務長 | 田原 裕亮君 |
| 南郷地域課長 | 黒木 博文君 | 北郷地域課長 | 石田 隆二君 |

◎会議の経過 別紙のとおり

令和4年第2回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和4年6月2日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
1番 若杉 伸児 議員
2番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定
6月2日 ～ 6月6日 5日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 総務厚生常任委員長
(3) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告第3号 令和3年度繰越明許費の報告について
報 告
- 日程第5 承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の
専決処分（専決第3号）の承認を求める
ことについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の専決処分（専決第4号）の
承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第7 承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算
（第12号）の専決処分（専決第5号）の
承認を求めること
について
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 8 議案第 38 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 9 議案第 39 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 10 議案第 40 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 11 議案第 41 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 42 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 43 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 44 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 45 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 16 一般質問

2 番 早川節夫 議員

1. 街灯、防犯灯の撤去及び電気料金支払いについて
2. 森林環境譲与税について

4 番 兒玉鋼士 議員

1. 防災対策について

会 議 録

令和4年6月2日
午前10時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

改めまして、おはようございます。4月の人事異動後、新たな執行部体制になっての初めての議会であります。どうぞよろしく申し上げます。

本定例会では、7名の議員が一般質問を予定しております。

これから、本格的な雨のシーズンに入りますが、防災対策についての質問もあるようです。12件の議案審議などと併せて、住民の福祉の向上につなげられるよう、活発な議論をお願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和4年第2回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

なお、本日の会議には、報道機関が取材のため傍聴しますので、あらかじめお知らせします。

また、カメラの持込、写真撮影も許可しましたので申し添えます。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名いたします。

マスクをとらせていただきます。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和4年第2回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期日程については、本日から6月6日までの5日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月6日までの5日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月6日までの5日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

記載のとおり処理しましたので、報告します。

【議長 山本 文男】

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5番、総務常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

【総務常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員会の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 常備消防の状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局長
5. 対応者 副町長、総務課長、危機管理担当
6. 調査の概要

入郷3町村消防常備化検討協議会における検討状況の説明を受けた。

救急・救助以外の事案については、現有消防力で対応可能であると考え、新たに消防署の建設や消防隊の配置は財政的な面からも困難と考えているので、多様な常備化の在り方として通信指令業務のみを実施する、広域消防本部を設置し、現有消防力を最大限に生かす方向で常備化として認めてもらえるか、国に確認しているとのこと。

なお、常備化をすることによって運営費の財政支援は変わらないとのことであった。

・考察

町民の生命、財産を守ることを最優先として、将来の財政負担を考慮した3町村の実情に合わせた常備化への体制構築をお願いする。

次に、2つ目の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 新型コロナワクチン接種状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局長
5. 対応者 なし
6. 調査の概要

新型コロナワクチン接種状況について、調査時点での3回目までの接種状況の資料提供を受けた。

なお、5歳以上12歳未満は接種が開始されたばかりなので、今回は調査しなかった。

今回は、接種状況の資料提供だけであったので、考察はありません。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長、那須 富重議員。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

それでは、文教産業常任委員会の調査を報告します。

今回、2件の調査をいたしました。

まず、1件目でございます。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 義務教育学校の状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局長
5. 参集者 副町長、教育長、教育課長、県派遣主事、学校教育担当
6. 調査の概要

西郷義務教育学校の説明を受けた。

県内初の義務教育学校として令和3年4月に開校している。幼稚園や小学校、中学校の枠がない教育が可能となり、それを最大限生かした取組がなされている。連続性のある多様な学びを実現するため、前期ブロックは教師指導型、後期ブロックは子供主体型を教育理念としている。

また、継続的な主権者教育として、学校・家庭・地域が連携した教育体制、一人一人の子供に応じた指導体制など、5つの新たな取組を行っているとの説明があった。

・考察

幼稚園生、小学生、中学生が一体となって学べる義務教育学校の利点が生かされた教育となっている。

一方で、小学校から中学校へ進学するときの行事や環境変化の経験がなくなっているため、それを補う取組も必要と感じました。

次に、2つ目の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 6次産業化の状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局長
5. 参集者 副町長、政策推進室長、6次産業化担当
6. 調査の概要

地域ぐるみでの6次産業化の説明を受けた。

町は、交流人口を増やして観光や物販で外貨を獲得する。それに必要な産業は可能な限り町内で賄うよう整備することを基本理念としている。

今までの栗の6次産業化や梅酒の商品化、企業間交流と交流人口対策の取組状況の説明があった。

今後関係部署との連携を図り、6次産業化に取り組んでいくとのことである。

また、北郷で昭和43年まで造られていた日本酒「いすゞ美人」の復活に、これから取り組んでいくとのことであった。

・考察

6次産業化の基本理念を達成するため、今後の全体的な方向性とその取組を整理し、そのことを町民へ周知して、さらなる推進をお願いする。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第4 報告第3号 令和3年度繰越明許費の報告について、町長より報告があります。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日から6日までの期間、5日間で第2回の議会定例会ということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

農繁期を迎えているとあわただしくなりました。4年連続の特Aということで、植付けが始まるということでもありますので、生産者に頑張っていただきたいと。そして、また実りの秋を迎えることを期待をするところでもあります。

それでは、報告第3号、令和3年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

今回の繰越しについては、お手元の令和3年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

番号制度システム環境構築事業をはじめとする12事業、総額6億2,076万7,000円の事業費を繰り越しました。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第3号の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第5、承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町税条例を改正する必要が生じたことから、令和4

年 3 月 3 1 日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

主な内容は、住民税の住宅ローン控除の適用期間延長、固定資産税の負担調整措置の特例、納税環境の整備等の改正であります。いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めます。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第 3 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、承認第 3 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第 6、承認第 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分（専決第4号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、令和4年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に改正するものであります。いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分（専決第4号）の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第7、承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この補正は、主として地方交付税や各種交付金、国庫支出金等の確定に伴うもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億402万6,000円とするものです。

歳入につきましては、町税の収入増により681万7,000円の追加、

地方譲与税の確定により922万1,000円の追加、

配当割交付金の確定により103万1,000円の追加、

株式等譲渡所得割交付金の確定により97万7,000円の追加、

地方消費税交付金の確定により672万2,000円の追加、

自動車税環境性能割交付金の確定により158万円の追加、

地方特例交付金の確定により196万円の追加、

地方交付税（特別交付税）の確定により2億7,590万6,000円の追加、

国庫支出金の確定により1,849万2,000円の減額、

県支出金の確定により1,877万9,000円の追加、

寄附金の確定により8,060万6,000円の減額、

繰入金に812万7,000の追加、

町債から110万円の減額が主なものであります。

歳出につきましては、ふるさと納税一括業務代行手数料の減等により、総務費か

ら2, 873万2, 000円の減額、

臨時特別給付金の確定により、民生費から1, 938万1, 000円の減額、

各種補助金の確定により、農林水産業費から964万5, 000円の減額、

歳入の増額分については、今後の公共施設の大規模修繕等に備え、公共施設等整備基金へ積み増しすることとし、基金積立金に2億8, 894万円を追加しました。

これにより、令和3年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億402万6, 000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いします。予算書の11ページです。

物品売払い収入が120万円の減額であります。説明だと、学校給食車を売却した旨、書いてあるんですけども、この車両の取得価格、取得年度、それから見積りはどなたがされたのか、売却先はどこなのか、ここまで値下げをしなきゃならなかった理由は何なのか、それから売却の方法、こういったものについて、説明をお願いします。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

お答えいたします。

物品売払い収入で120万円の減ということでありまして、当初、売却ということを考えていたんですけども、売却よりも貸し付けたほうがいだろうという判断の下に、当初の予算を減額したものであります。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ということは、この10万円はリース料だということですね。
それでは、リース契約の内容について、説明をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

申し訳ございませんけど、リース契約の内容まではこちらで今、把握してないということでもあります。教育課のほうも課長が代わってはっきりしないということでもありますので、後ほど、リース契約の内容については御説明したいと思いますので、御了解をいただきたいと思います。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

130万円の見積りの妥当性もさっき聞いたかったですけども、130万円ですから、最低13年くらいのリースにならないと元は取れないわけですね。

ちょっとここで、そのリースの内容が明確にならないと、この大事な資産である学校給食車が正当に扱われたかどうかと、価格的に。それがちょっと理解しかねるので、ちょっとそれは調査の上、報告をお願いしたいと思うんですが、議長。

【議長 山本 文男】

暫時休憩します。

(休憩：午前10時29分)

(再開：午前10時36分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

小路議員、御質問の件でございますけれども、まず120万円の価格の根拠ですけれども、これにつきましてはトラックの車両メーカーによる下取り価格の査定価格ということで算定をいたしております。

それから、この車両につきましては現在、リースを行っております、リース先が栗処さいごうなんですけれども、年間のリース料を6万円ということで計算をしております。

これにつきましては、20年のリースということで取りあえず計算をされておるところでございます。

以上でございます。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

私も今、見て気づいたんですが、リース料が年間6万円という話ですね。車検とか保険料とかいろいろな維持費が要るんですよね。これでは足りないと思うんですが。これで行けば。

それは、向こう側が見るのか、こっちが見るのか。それに修理代ですね、普通は傷めたりしたら保険でやるのか分かりませんが、そういったものはどこが借りているのか分かりませんが、リースを借り取るほうがいびるのか、ちょっとそこ辺のところも聞かせください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この本車両につきましては義務教育学校となりまして、不要となった車両をリースしている物件ではございますけれども、今回、借主が栗処さいごうということで、現状でリースをするということでございます。

これに伴います自賠責保険、任意保険、それから車検、その上また点検・修理代につきましては、借主が負担をするということで取決めをしております。町所有でございましたので自動車税がかからなかったんですけど、自動車税につきましても使用者に課税されるということでございます。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

年間6万円ということでありますから、月に割ったら金額的には高いか安いかわかりませんが。

車というのは、非常に難しく、所有者が交通事故を起こした場合、人をはねたとかは恐らく所有者だと思います。だから私たちが他人に貸して事故をやった場合は、所有者がと。だからそういったこともいろいろ問題があるので中身を十分、検討してやっていかないと問題があるのではないかというふうに思っております。

中身を聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

おっしゃるとおり自賠責から任意保険それから車検費用、点検修理、それから自動車税につきまして全て借りているほう、栗処さいごうさんのほうが全て負担をするということで取決めをしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。この説明資料は売払い収入なんですね。だからこの説明資料に間違っていたことが記載してあったというふうに理解をされているのかどうかということが1つ。

それから、20年リースって、それは契約ですから。取得年度が何年でトータルで20年足したら何年になるのかと。一般的に軽トラは5年くらいの減価償却期間しか見てないんですけど、こういう契約が成り立つのかどうかも含めて気になるん

ですけど、そのところはちょっとどうなってるかだけ、教えてください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

自動車の登録年度につきましては平成26年8月でございます。

それから、売払い収入につきましては当初、120万円を予定していたんですけども、これにつきましては全て今回の専決の補正によりまして、それで落としたということでございます。

この賃貸契約によりますリースにつきましては、収入につきましては当初予算分を落としたというところでございます。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

私が言うのは、この予算書の説明欄が売払い収入の10万円という表記は、今のやり取りからすると間違いですよ。その確認でした。

それから、リースが6万円なのに、なぜ10万円なのか、ちょっとここで新たな疑問ですので、この2点だけすみません、ちょっと回数が多くなって。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

この物品売払い収入の130万円というのは、これは給食車の分が1台と、あと10万円の分は他にあるんですね。ちょっとそこまで掘っておりませんが、その10万円は残して、そして120万円、当初、メーカーに見積もってもらった金額が、当初は売り払うということで考えていたんです。そしたら120万円で業者から上がってきたもんですから、その予算化をしていたと。

だけど、方針がリースということになりましたので、その分は売払い収入として当初の120万円の見積りの予算はその分を落としたということでありまして。

だから、この歳入の分ですよ。歳入の分は130万円当初予算で、他のと給食車とあったんですね。その130万円のうちの120万円が給食車だったんですけども、その分は結局、リースに変えたので落としたと。歳入から落としたと。

これは当然、総計予算主義ですね。「一切の収入の分と一切の支出の部分は、その年度の中に編入しなければならない」というのがありますので、こういう専決をして、不用額を縮めたということで理解してほしいと思います。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

「20年のリース」と言ったんですよね。これ、年式は何年たっているのか。もしこれが途中までで車が傷んで、もうリースがちゃらになった場合、払わんでいいのか、残債を払うのか、借りてるところは。あまり年数がたつてると、20年ももつのかなあと、ちょっと心配しているんですが。

ですから、今までの年数が分かりませんので、5年なのか10年なのか。10年たっていれば、30年、車を使うことになるんですよね。そうすると、エンジンのに問題があったときに、途中で契約を破棄しますといった場合には、その残債は町が持つのか、借りたところが持つのか、ちょっとそここのところもお聞かせ願いたいと思います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この物件なんですけど、保冷車ですね、冷蔵の保冷車になりますけれども、当初の登録年月日が平成26年8月でございます。約5年でございます。

リースにつきましては、取りあえず20年ということで算定してリース料を決定した経緯がございますけれども、契約の中で途中でそういった破損等があった場合には、リースの契約の解除ができる旨を契約の中に定めてございます。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

恐らく使用するほうは一遍に高額な金額を払うよりか年間に五、六万円、月にすれば5,000円ですかね、払っていたほうが経営的に楽だと思うんですね。それは分かります。

ただ、今の査定額が120万円で20年で $2 \times 6 = 12$ という計算だろうと思うんですが、ただ途中で解約したら、もう全部、共用したら逆に公開して入札したほうがすっきりするのではないかと私ちょっと今、見ながら思ったんですが、20年も引っ張るよりかは。それは査定価格が出ておりますので、どこが出したか分かりません。1、2社出してもらって、それで競売にしたほうがすっきりするのではなからうかと。

この120万円を補償するなら、どうしようとそれでもどうかと思うんですけども、途中で5年、6年して事故になって、これはもう使えなくなったと。そして保険で払って、あとはもう駄目という場合があるわけですね、車は。だからそこ辺のところも考慮したほうがいいのではなからうかと、町のためには。後がすっきりするのではなからうかと。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

経緯については今、説明したとおりであります、そういう形で最初は売払いという考え方の中から、やはりそれはリースという形になって、中身は分かったことと思います。

栗処さいごうさんにリースで貸したというのは、やはり保冷庫のほうかなという話であります。栗を買いに行くときに、足りないときに、佐賀とか熊本に行ったときに、持ってかえるときに傷むということであります。

ですので、そういう実情があつて、保冷庫がついていけばそのほうが鮮度を保てるという利便性があるから、うちのほうに売ってくれないかという話があったんですが、そこ1か所で売るという話ではなくて、リースではいかがなものかという話でありますので、車等々が傷めば、また元に戻るという形になりますが、その保冷庫自体がしっかりしていれば積み替えるという形になります。

今後はうちのほうとしては、保冷庫だけを貸すという形にして、車は自分のところで調達してくださいよというような話になっていくのかなあとふうに思っております。

ですので、全部を売るということではなくて、今回の場合はそういうことを加味してリース契約をしたということであります。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

リースでも私はいいと思います。

ただ、その120万円が担保されているか、されてないか。この年間6万円が高いか安いかはそっちに置いて、ただ、途中で10年くらいで契約を破棄したときに、60万円しか入ってこないよと。そうすると、あとはもう車もかなり傷んでいると。もう廃車同然ということになったら、町は60万円の損ですよ。ですから、その後の今のやつが120万円なら、それが担保できるような契約書はできないのかなということで、伺ったつもりなんです。ちょっと言葉足らずのところがありましたけど、そういう意味で質問したつもりです。

基本的には、リースでもいいと思うんです。ただ、その120万円、今、評価しますよと。ただ10年後に駄目になったら、もう契約破棄ですよと。あとの60万円を払いませんよじゃなくて、その120万円を担保できるような契約書に。20年、順調に行けばいいんですよ。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ずっと答弁をしていますけど、そういう方法でこの部分の物件を契約したということでもあります。ですので、その契約内容の中にもやはり「傷めば」という部分が入っていますので、これは契約した中で、うちが120万円を担保できるかできないかということもありますけど、そうすると、やはり広く、一応、売るときには公募をしてという話になって、120万円競り売りみたいな形になりますけど、120万円以上で入札したところ、一番高いところを契約という形になっていくのかなというふうに思いますが、取りあえずうちの財産ということで残して、そういう形で契約をしたと。もしそういうことがあれば、解約も致し方がないということで、多分、その流れの中で、自分の頭にあるのはそういうことでもあります。

車の価値というのは、ほとんどないかなあという気はしてましたけど、保冷庫という部分が価値があるということで、やはり保冷庫はいつ使うか分かりませんので、やはりそういう形で持っておったほうが良いと。リースにしたほうが良いと、これは西郷中から田代小学校のほうに、給食を移動する、持って行くときの車でありまして、保冷庫のほうに価値を置いたということで、リース契約をしたということで御了解をいただきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

【 8 番 小路 文喜 】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜 】

反対の討論を行いたいと思います。

先ほどから色々説明がっておりますけども、平成 26 年登録の車が今から 20 年間のリースに耐えられるかどうかと。社会通念上、これは通らない理屈だと、私は思っております。今、冷蔵庫の能力が非常に高い評価をされておるようですが、これだって 20 年間稼働するかどうかということになってくると非常に疑問になります。

先ほど、指摘がありましたように、途中で解約した場合は誰が責任をとるのかと。先ほどの話でいうと、60 万円の損が生じたときに、結局、どなたも責任はとらない形で話が決まってしまうんじゃないかという心配をしております。やはり社会から見ても納得の行く契約をしなければならんと、私は思います。

この話を聞いていて思うのは、やはり栗の一点突破という観点からいろいろなことが配慮されてるのかもしれないけれども、この政策的に誘導していくことと、特定の団体に便宜を図ることとはきちっと整理をしなければならんと思います。

私は、非常に後者の「便宜を図る」という観点からの今回の車の処分と申しますか対応というふうに思われますので、本承認第 5 号については、反対をいたします。以上です。

【議長 山本 文男】

他に討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第 5 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分（専決第 5 号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

【議長 山本 文男】

起立多数であります。

したがいまして、承認第 5 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 12 号）

の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩したいと思います。
再開を11時5分とします。

（休憩：午前10時56分）

（再開：午前11時04分）

【議長 山本 文男】

全員おそろいですので、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第8、議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、美郷町議会の議員の福利厚生に関する事務を能率的に行うため、議員の報酬から控除することができる項目について、条例に規定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第9、議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防団員の給与等につきましては、階級に応じた年額の報酬と災害活動や訓練等の出動回数に応じた費用弁償を支給していましたが、非常備消防団員の報酬等の基準が制定され、報酬の種類が年額報酬と出動報酬の2種類と定められました。

このことから、本町においても所要の改正を行うとともに、消防団員の処遇改善を行うため、副部長及び班長の報酬額を3万円から3万8,000円へ、団員の報酬額を2万9,000円から3万6,000円へとそれぞれ引き上げ、1回の出動時間が8時間を超える場合の出動報酬額として8,000円を新たに加えるものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10、議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替えや緊急的に予算措置の必要が生じた諸事項に係る経費を計上するもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,537万1,000円を追加し、予算の総額を82億6,742万2,000円とするものであります。

補正の主な内容について、歳入から説明いたします。

分担金に、農林水産業費分担金の中山間地域総合整備事業分担金92万4,000円の追加。

国庫支出金に、民生費国庫負担金の子育てのための施設等利用給付交付金並びに未就学児均等割保険税負担金233万8,000円、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金を事業採択により2,373万8,000円、民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金並びに保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別

事業交付金等 262万1,000円、土木費国庫補助金の防災・安全交付金1,795万5,000円の追加、教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金95万2,000円の追加など、事業内示に伴い追加しました。

県支出金に、民生費県負担金として、国庫事業の事業採択に伴う追加により、合わせて116万9,000円の追加、農林水産業費県補助金として、事業採択及び内示により116万2,000円を追加、災害復旧費県補助金の過年発生林道施設災害復旧事業補金8,450万円を追加。

寄附金に、企業版ふるさと寄附金（農林課）に1,930万円追加。

繰入金は、財政調整基金に3,345万3,000円を追加し、地方創生推進交付金の事業採択により、当初、充当を予定していた合併市町村振興基金繰入金を600万円減額しました。

諸収入に、コミュニティ助成事業助成金450万円を追加しました。

町債は、林道施設災害復旧事業の追加により、災害復旧事業債に3,640万円を追加、過疎対策事業債、辺地対策事業債の事業採択に伴う増減を含め、合わせて3,870万円の追加となりました。

続いて歳出について、説明いたします。

議会費に24万円の追加、主なものは、一般職員の人件費の増額です

総務費に2,507万7,000円の追加、主なものは、一般管理費の人件費1,632万7,000円の減額、企画費の地区別定住戦略実践事業費1,850万円の追加、コミュニティ助成事業補助金250万円の追加、電算システム管理費のクラウドサービス利用料524万2,000円の追加、CATVセンター運営費の備品購入費300万1,000円の追加、税務総務費の人件費1,055万5,000円の追加、戸籍住民登録費の人件費35万円の追加などです。

民生費に993万2,000円の追加、主なものは、社会福祉総務費の人件費181万円、異世代交流拠点創設事業委託料381万1,000円の追加、児童福祉総務費の人件費665万円の減額、児童福祉施設費の町立保育所運営事業委託料214万1,000円、施設等利用給付交付金417万6,000円の追加などです。

衛生費に175万円の追加、主なものは、保健衛生総務費の人件費92万円の追加、水道費の水道施設整備補助金83万円の追加です。

農林水産業費に77万6,000円の追加、主なものは、農業総務費の人件費219万円の減額、農地費の県単簡易基盤整備加速化事業計画策定委託料230万円の追加、地籍調査費の人件費867万3,000円の減額、林業総務費の人件費754万6,000円の追加などです。

商工費に599万5,000円の追加、主なものは、商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金500万円、観光振興費の各観光施設管理運営費99万5,000円の追加などです。

土木費に3,217万2,000円の追加、主なものは、土木総務費の人件費201万2,000円の追加、道路新設改良費の防災・安全交付金事業の事業採択及び内示に伴う追加2,980万円などです。

消防費に476万1,000円の追加、主なものは、非常備消防費のコミュニティ助成事業補助金200万円の追加、消防団員報酬235万4,000円の追加などです。

教育費に556万円の追加、主なものは、事務局費の人件費211万3,000円の追加、社会教育総務費の人件費192万3,000円の追加、学校給食施設費の備品購入費77万4,000円の追加などです。

災害復旧費に1億3,200万円の追加、これは、過年度発生林道施設災害復旧工事請負費に1億3,000万円、委託料に200万円の追加です。

諸支出金に710万8,000円の追加、主なものは、特別会計操出金のうち診療所事業特別会計操出金に、人件費の増額に伴い60万6,000円の追加、国民健康保険事業特別会計操出金に50万2,000円の追加、農業集落排水事業特別会計操出金に600万円の追加などです

これにより、令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億6,742万2,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第11 議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第44号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第41号から議案第45号までの5件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第45号までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ298万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億901万2,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国民健康保険税として、本算定による税額の確定により248万4,000円の追加、これは、国保税を賦課する基礎数値である所得割対象額が前年と比較して増額となったことに伴うものであります。

また、一般会計繰入金として、未就学児の均等割保険税繰入金など50万2,000円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、総務費として2,000円、基金積立金として298万4,000円の追加予算をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は予算の総額の変更はなく、歳出予算の組替を行うものであります。

簡易水道一般経費の役務費のうち、水道水質検査料の入札執行残330万円、簡易水道施設維持管理費の委託料のうち、水道施設毎日点検業務委託料の入札執行残400万円、浄水場ろ過砂洗浄業務委託料の入札執行残195万円を減額し、需用費に160万2,000円、工事請負費に238万7,000円、予備費に526万1,000円をそれぞれ追加しました。このうち需用費につきましては年度末の点検において見つかった不良箇所の修繕、工事請負費につきましては、鬼神野浄水場の電磁流量計故障による取替工事であります。

続きまして、議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を1億1,595万1,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金に600万円を追加しております。

歳出につきましては、工事請負費に600万円を追加しております。施設の点検により、故障もしくはポンプの能力低下と判断された中継ポンプの取替工事を行うものであります。

続きまして、議案第44号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,771万1,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、人事異動に伴う一般職員人件費13万円の増額、北郷診療所のパートタイム会計年度任用職員の人件費47万6,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、人件費の増額に伴う一般会計繰入金60万6,000円の増額であります。

最後になりますけど、議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について、80万円の増額補正を行うものであります。

内容につきましては、収入では、医業収益として80万円の増額、支出では医業

費用の経費として同額の80万円を委託料に追加するものです。

具体的には、当年度に導入を予定しておりますX線等画像診断システムと電子カルテとの連動性や汎用性を検証するためのコンサルティング委託業務を新たな業務として追加するもので、医療機能再編支援業務委託料として80万円を増額しています。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、5分間の休憩といたします。

27分から再開します。

(休憩：午前11時22分)

(再開：午前11時27分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、一般質問であります。傍聴人も見えております。

私たちの議会活動を直接、見ていただくことは、大変ありがたいことです。傍聴の方に対しまして敬意と感謝の意を表します。ありがとうございます。

【議長 山本 文男】

日程第16、一般質問。

今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。

本日は2名の質問を行い、残り5名の方の質問は明日、行います。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて1時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますのでよろしくお願いいたします。

通告順に質問を許します。

2番、早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

まず、初日のしょっぱなに一般質問をしますけれども、若干、緊張しております。詰まったりしたときには本当に申し訳ないなと思っておりますが、お許しをいただきたいなと思っております。マスクを外させていただきます。

早速ですが、外灯、防犯灯について、町長にお伺いをいたします。

町内に設置してあります外灯、防犯灯につきましてですが、私が目にするだけでも電気が切れている箇所、木々に覆われて見えない箇所、また、必要のないところに設置してある外灯、防犯灯が数多く見受けられます。

以前は、子供たちの通学路のために設置した経緯があろうかと思いますが、現在では学校、通学バス等を利用しますので、町内全域ではかなり数多く必要でない箇所があるのではないかなと思っております。

しかし、撤去することで町また地域が暗くなっても困りますので、本当に必要のない箇所の撤去を行い、少しでも電気料金の支払いを少なくし、町負担、組合での負担を緩和したらいかがなものかと考えております。

町長のお考えを伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

早川議員の外灯、防犯灯の撤去についてということではありますが、以前に比べて不必要なところに防犯灯と。「不必要なところ」というと語弊がありますが、以前は必要であったと。今はそうでもないということかなあと考えておりますが。

外灯、防犯灯につきましては、夜間における町民の安全確保や犯罪被害の未然防止を図るために設置されていることは御承知のとおりでございます。

さて、平成31年3月末時点ではありますが、その調査によりますと、町が管理する防犯灯が703基、個人や各地区（小組合、公民館等）が管理する町管理以外の防犯灯が800基ございます。

この外灯、防犯灯の撤去についての御質問でございますが、各地区で管理されている外灯、防犯灯につきましては、その地区の合意に基づいて撤去とかそういうことであれば何ら問題なからうというふうに思っております。

また、町が管理している外灯、防犯灯につきましては、必要なものという考え方の中において、しっかりと維持していくということでもあります。そうすることが町内の安全安心につながらうかと思っておりますので、そういう方向性でやらせていただきたいと、そう思うところであります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

今、町長の話をお伺いすれば、かなりの箇所を管理しているなどというふうに思います。

ただ、道を走ってますと、木々等に覆われて本当に光があまり道路に差し込まないという箇所もかなりあります。それと、やはり電気が切れている箇所、そういうのもかなり見受けられます。やはり外灯がついていれば電気料は、多分、基本料金は納めないといけなはずなんですよね。そこら辺のところではやはり無駄をなくすという観点からも、そういう取組には携わってほしいなどというふうに考えます。

外灯、防犯灯の撤去に関しましては説明がありましたのでいいですが、その電気料の支払いについて、ちょっとお伺いしたいです。

外灯、防犯灯の電気料金の支払いは町負担、また組合単位での負担となっているかと思います。このコロナ感染がなかなか収まらない中、いろいろな形で町民には支援対策が行われています。本当に町民にとってはありがたい支援かなと思っております。現金支援であったり、飲食店であればテイクアウト支援であったりいろいろな形で支援を行っています。

この外灯、防犯灯の電気料金支払いを町が負担をすることで、コロナ禍の中の町民全体の支援策の一環として取り組むことはできないのかなというふうに考えているところです。

年々、年金生活者が大半を占める組合も多くなっていると聞いております。以前は、組合には助成金としてお金が入ってきていましたので大分、助けてもらった部分もあったんですが、今は本当、現金というお金が組合には入ってきません。いろいろな出費、組合費であったり区費であったり公民館費であったり募金であったり、全て個人個人の徴収で今、組合活動を行っているのが実情であります。

電気料金を払うことで不透明な点もいっぱいあったような気がするんですね、支払いに関しては。そこら辺のところを明確にする意味でも、電気料金支払いを町が負担することで町民の負担を少しでも軽くする。また、余分なお金を払わないでいいように撤去していく、そういう進め方をしてもらえたらありがたいかなと思ってはいるんですが、支払いの件について、町長に伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように、高齢化をしてきて年金暮らし等々、非常に窮屈になっているという現状も理解しているつもりであります。

ですので、町としては、町の防犯灯等、地域がする防犯灯もLED化ということで、少しでも電気料金が安い方向に変えていくという努力をしながら、その電気料金どうかならないかという話であります。

教育委員会のほうに公民館の補助金交付要綱というものがあるんですけど、これは均等割が8万円だったと思います。それと世帯割が2,300円ということで、公民館に補助金を出している。

この補助金をつくったいきさつは、以前、完納補助金制度というのが税務課にありまして、それぞれの小組合ごとに納税組合をつくっていただきまして、今の引き落としとかそういう時代じゃないことなんですけど。そこに全部の税金を完納したときに、率を掛けて、そこに完納補助金をやっていた経緯があります。

その完納補助金制度なるものが違法性だと、違法性があるということで、やはりそれは自治体がすべきことではないということで全国的な流れになりまして、やはりそれを出したらおかしいという話に。結局、出したらおかしいというか、完納補助金制度がおかしいということになりましたので、今まで例えば、小組合にある程度、入ってきたもので電気料とかそういうものを支払っていたという経緯がありますので、非常にやはりそこ辺でなくすと、非常に小組合は大変だということで、小組合までは行ってませんが、その地域といいますか、どここの公民館を対象にして、均等割と世帯割にして補助金を出していると。

完納補助金の代わりと、今、「2, 300円」と言いましたけど、1, 300円相当を1世帯当たり入れてるということは現実ではありますが、これでもやはりそのときと人数、世帯も変わってきてますので、やはりそれによってどんどん均等割は変わりませんが、しぼなえていくというかこちらから出す金額が少なくなってくると。ですけど電気料は変わらないという話、いろいろな諸経費、それぞれの公民館の。そういうのは一定してるということであれば、こちらのほうももう少し考え方の、この公民館補助金の中で対応していきたいというふうに、そこ辺は変えたくありませんので、それだけ特化して「出しますよ」という話になると、「ほんならこれは」と、「ほんならこれは」というふうになりますので、ある程度、公民館の活動を助成していくがための交付金といいますか助成金という形で、ちょっと中を検討してみたいなあとというふうには思います。

ですので、均等割が8万円がいいのか、世帯割2, 300円がいいのかという話になりますけど、そこ辺は精査してしっかりと対応して弱者のために負担軽減が図られればいいかなというふうに思っております。

公民館に関して、今年の予算はどのくらいかなと思って、宙には覚えてませんが、700万円くらいの補助金を出してるのかなという気がしておりますので、そういう形の中でももう少し精査させていただきたいというふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

この電気料支払いに関しましては、本当、前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

また、これを進めることでやはり今まで無駄になっていたものを少しでも減らしていくというそういう取組にも力を入れていただきたいなというふうに思います。

やはり無駄を少しでもなくすことから財源というものにつながってくると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議長、2問目の質問に行きたいのですが、いかがでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【2番 早川 節夫】

2問目の質問なんですが、森林環境譲与税の使い方について、ちょっとお伺ひをしたいなと思っております。

この譲与税に関しましては、国は譲与税の使い方として「森林環境譲与税は市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、それから森林整備及び促進に関する費用に充てることができます」と。「本税により町村、地域のこれまで経営が十分に行われなかった森林の整備が発展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都心住民の森林、林業に対する理解の助成や山村の振興等につながると期待されています。なお、適正な使途に用いられることが担保とされるように、森林環境譲与税の使途については、市町村等はインターネット等により使途を公表しなければならない」とうたっております。

このことを踏まえて、森林環境譲与税を利用して人材育成及び担い手の確保、今の美郷町では取組が。それと林業労働安全性の推進、林業資格の取得・支援、高性能林業機械整備事業、林業大学校研修生応援プロジェクト事業と、利用されて計画がされています。

私が思ひますに、現場を重視した事業がなされていないような気がします。ほかに森林環境譲与税を使って活用する事業等、計画があるのか、まず町長に伺ひたいと思ひます。

【議長 山本 文男】

町長の発言を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

森林環境譲与税につきましては、非常に使い勝手が悪いということでもあります。

昨日の予算委員会で江藤先生もそういう話の中で、もっとどうかならんかという話で総理に言っていましたけど、これもしちゃあいかん、あれもしちゃあいかんという話で、何のための譲与税をつくったのかという話であります。

そしてまた、本税移行といいますか、今、基金の中から出してますけど、令和6年度頃から1人1,000円という形で取るんですけど、その前にいろいろな森林環境譲与税が使われていないという話で、基金に52%か54%くらい基金に積み立てられているという話で、ほんならこれ、要らんちゃないかという話に発展しそ

うじゃという話になりますので、「ちょっと待ってくれ」という話です。

これはやはり人口でも出しますので、山がなくても。やはり山林を持っている自治体と少ない自治体がありますけど、今度は人口が多い自治体は木を消費していただくという話の中で配分が決まってくるのかなと。そこ辺の使い道がなかなか少なくなくて基金に積み立てていると。そういうところはかなりの金額をいただいておりますので、要らんぢやないかという議論が巻き起こってきていると。

ですので、ぜひともそれを解消していかなければならないという話なんですけど、うちは結構、基金に積み立てても3割くらいということですので、今現状は。

一番最終的にうちはどのくらいなるのかと。令和4年度以降は1億4,900万円程度の森林環境譲与税が入ってくるということです。

ですので、これを基金に積み立てるなよという話になれば、毎年この金額をその山に充当していくということが可能だというふうに、極端に考えれば、私はそう考えます。

ただ、いろいろな目的のために木を使って、最終的にこういうことをやろうとか、こういうものをつくらうとするなら理由があるなら基金積立もそれはそれでいいんではなかろうかと思うんですが、年度、年度、消化ということで充当していけばそういうことだと思っております。

今、議員が言いますように、そういう形の中で使ってきたのはそういうことなんですけど、やはり林業活性化協議会がありますので、どういう形がいいのかと。何に使ったほうがいいのかと。現場でこういうものがないかといって今度は出すと、それは駄目だと。国庫の上乗せでも駄目だという話になってきますので、今ある補助金制度に上乗せはできないのかというもともとの議論やらあったんですけど、そういう部分が林道とか作業道、そしていろいろなものを抜くときにどんどん使っていければと。

それと、まだまだ道を整備して、その後の環境の整理というか、そういう形にはしっかりと使っていきたいと。そして活性化協議会の意見等を聞きたいと。

それと、議員おっしゃいましたように最終的にホームページで公表するということとあります。その公表した中身について、国民が「美郷町はこんげなことをしてるけどいかんぢやない」と言われない限りは、私はこの譲与税の使い方は間違っていないのかなという感覚でいます。

ですので、今後やはりいろいろな県とかそういう担当、また部局と話し合っていて、もう少し使い勝手がいいように、そしてまた、林野庁、総務省にもなりますけど、そこ辺に要望をしていきたいというふうには思うところとあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

今、町長から説明を受けましたが、この譲与税の使い方、やはり根本的な一番の問題というか、いい方向にもっていくのであれば、やはり森林保護、山を守るという観点からいろいろな事業を計画して、いっぱいお金を使ってほしいなと思ってます。

先ほどの歳入の中で譲与税、繰越しが200万円ほどあったかと思います。使い切っていないのかなと思ってますので、もうちょっと。なかなか計画するとなると難しい問題かなと思ってるのは私も重々、分かっているつもりです。

例えば、今現在、特用林産振興対策事業で木炭原木供給事業というのをやっておりますね。補助事業があると思いますが、1立米当たりの補助金が令和5年、「購入者助成がゼロになりますよ」と、うたってあると思います。

ただし、「伐採をする人にはシステムは残して、協議会への取扱手数料は継続します」とうたってあります。このシステムを残すのであれば、もうちょっとこの譲与税を使って、原木を切る人、シイタケ原木、木炭原木、この切る人たちにお金を出してあげると。もちろん購入者にも出してあげると。

なぜ、この供給事業がうまくできないかとなると、伐採単価、これが物すごく安いんです。もうシイタケ原木を切るにしても木炭原木を切るにしても、もう単価が安いので切る人がいない。やはりそこ辺の単価、切る人に単価を上げてあげることで切る人が少しずつ出てくるのかなと思っております。

もちろん高くなった分、購入者にも、前回、補助がありましたよね。立米買うと半分の補助というのがあったと思いますが、その程度までにもっていけるような補助ができれば、生産者の意欲もかなり増えてくるのかなと思っております。

この事業、例えば、機械、重機とか小さい架線とか持っている方に声をかけて、事業として仕事として、「シイタケ原木を切りませんか」と、「木炭原木を切りませんか」と声をかけて、事業として取り組んで、その人たちに補助金が出せるような形がとればいいのかと思ってます。

この事業は小さい事業かもしれないですよ。シイタケ原木を切るとか木炭原木を切ると。ただ、切ったところは本当にきれいに、地山が見えます。地山が見えることで、太陽の光がしっかり入り込みます。切った株は萌芽といいまして、芽が出る。その後はもう自分たちで新たな森づくりを始めます。やはりそういう観点からも、この譲与税を使った新しい事業ができないかなというふうに考えていますが、町長の考えを伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 山本 文男】
町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に議員がおっしゃるような形でどんどんどんどん使えばいいなという話ですけれども、担当課からの答弁書をいただいたんですけど、木炭・椎茸に関することなんですけど、これの原木伐採前の下刈り、原木伐採、玉切り作業に活用できないかと。この譲与税を。

木炭やシイタケの原木を自伐する林業従事者への助成金に活用できないか。

木炭や椎茸原木の確保（原木の供給や、山林伐採後の原木林への誘導）に活用で

きないか。

新植した原木（アラカシ、クヌギ）の保護育成に活用できないか。

結局、森林を守っていくといいますか、その持続可能な森林として使っていくということが、うちの山だろうと思っています。

あと1つの森林の目的というのは、その生態系の保護のために守るべき森林が世界中にはあると。でも、うちの美郷町を考えたときには、有効な資源として持続可能なそういう形で繰り返していくと。

ですので、これが一番今、原木供給等々を考えていったときに、まさに譲与税が使えるっちゃんないかという話でありますけど、今度は県のほうは「そぐわない」という話であります。何でそぐわないのかという話をしっかり聞いておりませんので、これはやはり聞きに行きたいという話であります。

先ほどいいましたように、こういうことをやってホームページに出して、国民の人はいいじゃないかと。国・県は「駄目じゃ」と言っても、それは使っていないっちゃんないかという判断のもとで使っていないっちゃんないかという気がしてなりません。

ですので、県のほうに「何で駄目なのか」という話で交渉に行きたいと。じゃないと、どんどんどん、結局、自然萌芽するとはいえ、切る人、結局、いろいろな賃金が安いということで、今、ウッドショックで大型機械でスギは出てきますけど、なかなかそういうものが出てこないという現状がありますので、そういう形の中でやっていきたいというふうに思っております。

もう一つ、今度の補正の中で、企業版のふるさと納税ということで1,930万円だったと思うんですけど、出してます。補正を。

これは、森林環境譲与税とは別に企業さんがこの県北の市町村に、うち1,930万円ですけど、寄附を、企業版ふるさと納税をやっているということであります。この1,930万円を、そこの企業さんに言わせると、「山を守ってください」という話であります。

ですので、当面、この譲与税が使えないという話になれば、こっちの1,930万円をそういう形に充てていくこともいいのかなと。

そして、それと並行しながらなぜこの譲与税が使えないのかという話で県当局と交渉して、課長以下担当も一緒に行って、やはり話していききたいと。

それで、江藤代議士の話なんですけど、これは自民党地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチームなんですけど、市町村への意見徴収を林野庁と連携して実施すると。資金を活用する現場の体制や使い勝手などの課題を把握し、改善策を探る。税制調査会も含めて、資金配分等を議論するということでもありますので、国もやはりつくった以上、なかなか使い勝手が悪い、使えない、基金のほうに積み増してるといふ話になると、「制度設計が」といふ話になりますので、やはりそういう中でこの譲与税の本来のありようというか、そういう形でしていきたいと。

山を守る、水源を守るという頭の中、観点の中から、「保安林化」という部分が出てくると思うんですけど、感覚の中で。その保安林化をするときに、この譲与税は使えないのかという話ももっていききたいというふうに私は思います。

山を守るということで環境譲与税が創設されたなら、保安林をしていく。水源関与という形の中で山を守ると。いろいろな形の中で山を守っていくときに譲与税がつくられたとするならば、それもいいっちゃんないかというような話もしていきたいと、そういうふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

今、町長から説明を受けましたが、本当に大事な事かなと思っております。

やはりクヌギ、ナラ、シイタケ原木ですね。それと備長炭、木炭原木、これを巨木化してはならないんですね。もう巨木化すれば製品にもなりませんし、山自体も傷みます。そういうのをやはりうまく回していく上でも、いろいろな取組の中で、私、冒頭に述べましたけど、そういう譲与税を使って事業ができれば、山も守れるし生産者にもちょうどいい伐期時の製品が行く。やはり製品がいいものが行けば、生産向上にもなる。やはり仕事も楽になると考えてますので、ぜひ、この事業にしっかり取り組んでいただけたらなと思っております。

本当に、口早で早々と終わらせていただきますけども、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

【議長 山本 文男】

これで、2番 早川 節夫議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩に入ります。

再開を13時といたします。お疲れさまでした。

(休憩：午前11時57分)

(再開：午後12時57分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

4番、兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

まず、マスクを外させていただきます。ロシアのウクライナ侵攻が長期化していますが、一刻も早く終息することを願います。

今年も早いもので1年の前半を終える節目の月を迎えました。これから梅雨時期になります。梅雨と言えば、しとしとと降り続く雨のイメージですが、近年は災害の発生するレベルの雨が長い時間続く線状降水帯、また、ゲリラ豪雨被害、巨大台風による暴風雨、地震等の被害が各地で報道されています。私たちの美郷町もいつ災害に見舞われるか分かりません。本日は、美郷町の次の防災対策について、質問をいたします。

まず最初に、最近の気候変動に対する町の防災計画について、作業道や伐採跡地、山裾などの下の住宅地で危険な箇所があります。調査をする必要があると思いますが、町の考えを伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にこの時期になると、梅雨時ということで雨が降ってくると。冒頭、議員がおっしゃいましたようにコロナ、これも1つの災害であります。病気のディザスターでありますので、災害とデシズですかね、この2つの災害が我々を襲ってくると。

ですので、常在危機意識というものは常に持っていなければならないというふうに思っております。本当に議員がおっしゃいますように、この頃は線状降水帯がかかって本当に考えられないような災害が発生をしていると。全国各地いろいろなところでそういう形になっておりますので、たまたまといいますか、運よくといいますか、美郷町はまだそういうことになってないということで、大丈夫だという話ではありません。いっどこでどういう形でこのような結果になるか分かりませんので、常在意識を持ちながら、直すべきところは直していく、これが肝要かというふうに思っております。

災害危険箇所の把握についてですけど、例年4月の区長会、消防部長会におきまして、これは毎年なんですけど、依頼を行いまして、各地区から危険箇所の報告をいただいております。町では、その報告に基づいて、現地踏査が必要な箇所につきましては、警察、土木事務所、農林振興局、地元消防団とともに、梅雨時期に入る前に、危険箇所調査を行っているところであります。

調査の結果、何らかの対応が必要である場合は、土木事務所や農林振興局と協議を行いまして、今後の対応を決定しております。

議員、御質問のとおり、災害危険箇所の把握につきましては、防災対策の面からも必要であると考えておりますので、今後とも、この災害危険箇所の把握とその対応には努めてまいります。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

既に町の災害箇所の調査は終了していることは考えておりますが、木材伐採跡地などは3年以上たつたらば、木材の根が腐ったりして崩壊の危険性があると聞いております。作業道の下や山裾の住宅地で私の水清谷のいろんな地区においても、そういう危険な箇所があります。順次、見てもらって、現地調査をして災害に備えていただく必要があると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、高齢者等の要支援世帯では、台風接近時に防災対策が自力でできない場合があると。町などで支援はできないか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに高齢者の世帯が多くなってきて、自分たちでできないということはお伺いをして、また考えれば当然なことかなと思っております。

空き家対策の中で、やはり全然、使っていない空き家、これもやはり怖いということで、風が吹いてきてその家が隣のほうに行くと。そういう撤去の費用やはこちらは見てるんですけど、なかなかそれも進んでない1つの危険因子になるのかなあというふうに思っております。

高齢者のほうの、どうしても自分たちでやれないという家もありますので、検討が必要かなというふうに思いますが、やはりその家族の方々、また地域の方々の共助といいますかそういう形でやっていただけないかと。

それでも無理であれば、町のほうが何らかの手当というか、そういう工面をしていく時代に来たのかなあという感覚は持っております。

がしかし、幾らしてもやはり災害が起こるときは起こるという考え方の中で私が一番思うのはやはり避難だろうと。もうどんげしとって、やはり起こるときには起こりますので、命を考えたときにはもう避難が一番かなと。

幸いにして、今度、いろいろな形で線状降水帯がかかれば1週間前くらいからという話の中で予測をして、気象台長のほうから出すという話でありますので、そういう形の中での、早く言えば病気で言えば予防なんですけど、そういう形のほうを重視しながら、どうしてもという部分であれば、また、役場の中で検討したいというふうに思うところではあります。

その中の一環というか、自分の土地の周りというか、所有地の中に大木やらがあるという話で、これをよう切らないという話が出てまして、ほんならどうします

かという話で、ほんならそこ辺をちょっと調査して、そういうやつは見て、やはりこれは危ないということであれば予算化して切るという形にしていますので、そこ辺からやっていきたいなあというふうに思っております。

本当に大木になって、いつ風が吹いてというか、家のほうに何か倒木というかそういう可能性が出てきてるといふ部分がかかりの場所、場所にあるということですので、そういうやつは専門家、森林組合とか素材生産業者にお願いして、そういうものを取り除いていくと。そして安心安全を持ってもらうという形で、そういう形では頑張っていきたいというふうには思うところです。

全てがそういう形でできるかどうかは無理としても、もう少しどういう条件のとき、どういう場所、どういう形の中でこちらの行政のほうに公助としてやっていくかというのは、ちょっと考えさせていただきたいと。

でも、放ったらかすわけにはいかないと。その前にやはり避難というものが一番最初にあるという部分は変わらないところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のおっしゃるとおり、本当に避難することが一番の予防対策だと私も思います。

ですが、高齢者の独り暮らしで、「私はここでもう死んでいいとじゃ」とかそういう人もいらっしゃいます。高齢者の独り暮らしで台風接近時に自分で雨戸を閉めることも自宅前の排水溝の清掃もできない災害弱者の人が町内にいると思います。

高齢者が半分を占める、また、本町においてはこれから自助・共助が今後はちょっと不可能になってくるのではないかと考えますが、これからは行政政策が町長のおっしゃるとおり頼るところになると思います。

あくまでも例えばの話ですけど、要支援世帯の台風接近前の防災対策として、建設業者に依頼するとかすれば、声掛けとか見守りとか情報提供もでき、その要支援者の方々も安心できると思いますが、町長、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはりそういう弱者に対して情報把握というか、消防のほうも民生委員が使うそ

ういう要援護者とかそういう人たちの名簿を共有して、例えば、この地区にはこういう人がいるということで、ある程度、区長さんも分かってるし消防の方も分かってると。ですので、「もしこういうことがあったらお願いしますね」という話の中でお願いをしているところです。

なかなか、「人権」「人権」という話の中で、あまりそんげなやつ出したらという話ですけど、結局、命に関わるようなことであれば、そういうことは積極的に周知して、それを多分、守秘義務の中でやっていけばいいわけですので、そういう個人情報取り扱いにしても細心の注意をしながら、やはりそういう部分でしっかりと見守りをしていくと。その中に、議員おっしゃるような自助そして公助という話になっていくのかなあというふうに思っております。

ですので、至らない部分が公助として非常にあれば、またこういう方法がいいんじゃないかとか、いろいろなことを聞きながら進めていく必要があるかと思っております。本当に今から先は、要援護者ばかりじゃなくて高齢化してきてなかなかできないということは目に見えてありますので、そこが急に雨が降ってどうのこうのという前に、地域をそういう溝さらいとか。結局、災害に結びつかないような地域の在り方ですよね。やはり環境保全とかそういうものを含めた形の中で、そういう形に最終的にはつながるような考え方をしていくほうがいいのかというふうに思っております。

ですので、そこに特化するということではなくて、地域をきれいにするというかそういう形の中でひいてはそういうことに貢献してるということになるほうが、考え方としては非常にスマートであるというふうに思っておりますので、そのためにという部分が、この「ちくせん」の中で考えられてくれると非常にありがたいと。そのときに、それぞれ地域の実情が違いますので、うちはそれをするためにこういうお金が必要だという話になれば、そういうお金をその「ちくせん」のほうに出していくという形のほうが、町がこういう事業をするということではなくて、地域、定住のグループといいますか、「地区がこういうことでやるから」という話のほうが、私は今から先の行政はそういう形で公助の役割と自助という部分で、ある程度、分けてそれがくつつくような仕組みをつくっていったほうがいいのかというふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長がおっしゃるとおり、自助と公助をそういうふうにして支援を必要とする方々のためにも今後の検討をよろしくお願いして、次の質問に移ります。

2つ目、台風及び災害等の避難場所の状況や周知についてです。

新型コロナウイルス等の隔離者の避難所の状況や周知について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これは担当がしっかりとした答弁書を作ってますので、ちょっとこれを読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応の避難所につきましては、南郷地区においては多目的研修センター、西郷地区はいきいきトレーニングセンター、北郷地区は北郷保健センターを指定施設としております。ですので、コロナ関係でそういう人がいれば、そこに来てもらうという形で施設は指定をしております。

当施設は一般避難所や福祉避難所としても活用されることから、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者につきましては、動線を分ける形で避難していただくこととしております。この新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者につきましては、防災部局としては情報がないため、日向保健所より対象者へ個別にお知らせすることになっております。

また、避難所の設備についてであります、新型コロナウイルス感染症にも対応できるように、自主防災組織に対しまして、避難所用の屋内テントを配布しているほか、町でも一定量を備蓄し、有事に備えているところであります。

一番、台風やらが来て避難しなければならないということは、今後、多くあり得ることだとは思いますが、このコロナウイルスが早く終息してほしいと。ごっちゃになってしまうと、今度、感染者でない健常者といいますか、その方々もそういうことになってくるという可能性があるものだから、「動線を分けて」という話で計画をしております。

また、どういう形になってくるか分かりませんので、この時期を逃さず、もう一回、シミュレーションといいますか、「こうよね」ということで意思の疎通を図っていきたいというふうに思っております。

非常に難しい問題ですけど、限られた施設資源の中で精いっぱい町民の命を守っていくというのが与えられておりますので、消防団員共々頑張っていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、療養所関係につきましては、北郷、南郷、西郷に設けてあると。入院等の重傷者はまた入院でまた別にだと思いますが、軽症者の方はそういうふうに対応がし

であるということでございます。

コロナ感染者が現在、町内でも時々発生しています。避難所においても、今後、きめ細やかな感染対策が必要であると。また、引き続き今おっしゃった療養所以上の確保、ケアをしっかりといただけますように対策をお願いして、次に移ります。

高齢者、障害者、難病者、妊婦等の配慮の必要な方の避難所の状況や周知について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども申し上げましたように、要援護者名簿を消防団そして区長さん、そういう方々と共有をしておりますので、何かあったらということで避難誘導に、また送迎等をお願いしますということで周知を徹底しているところであります。

また、妊娠中の配慮の必要な方については、母子保健を担当している保健師等と連絡しながら、状況に応じた対応をしていく必要があるというふうに思っておりますので、あらゆる情報を、こちらは持っている情報を駆使して、その避難する方々の一人一人といたしますかいろいろな形がありますので、それに配慮しながら細かく対応ができればいいというふうに思っております。

すごくこの頃、思うことなんですけど、やはり口ではそんげして言えるじゃないかという話なんですけど、やはり集まってそれぞれのところで1回。1回、9月の初めのときに避難訓練をしますけど、やはりそういう部分をしっかりと二、三回やっておかないと、急に言われても、起こっても、そういう形ができないのではなからうかという気がします。

台風の場合は、ある程度、時間がかかりますので、先に「こうです、ああです」ということで避難していただくということできますけど、これが急に来る地震とかそういうことになると非常にまた難しくなってきますので、やはりそういう訓練を社会福祉協議会とともにやっておかないといかんかなというふうに思うところであります。

といいますのは、以前、熊本のほうに地震のときに行ったら、「いろいろ訓練はしてきたつもりですけど何も役に立たなかった」という、担当者が私のほうに言われたことがあります。私はまだ行政職員ではなかった頃なんですけど、ちょっと熊本地震のときに行ったら、だから日頃からのそういう訓練といいますか、をやっていないと、右往左往するだけだという話を聞いておりますので、やはりそこ辺は少しずつやっていく必要があると、本当にそう思っておるところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

福祉避難所ということですが、私もこのことを知っているわけですが、今回はこのような質問をしてちょっと詳しく。詳しくじゃないですけどね、弾いてみたわけなんですけど、このことを知っている人は少ないと思います、町内でも。

福祉避難所が3地区に、先ほど言ったコロナ感染対策の療養所も兼ねて、これは福祉避難所になるという理解でよろしいですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう形というか、そういう目的で、このコロナが発生をしたときに、やはりそれぞれの地域の避難所、そういうのはあるけど、やはり1つのところという話の中で、やはり3か所そういう避難所を設けて、こちらのほうがそこに当たったほうがいいという考え方の中でそういう形で設けたという経緯があります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

そういうふうにして町のほうで対応していただいているということでございますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、長期避難する指定避難所の数と設備等は十分であると思いますか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そうですね。施設の数とすれば間に合っているかなと思います。

その施設が全て同じような形になってるかということになると、また少し違うと。それぞれの施設の形態とかその建物の造り方とかそういう部分がありますので。

やはり私が一番思っているのは、地域の施設もその避難所として指定してるんですが、やはり台風の大きなものが来るとか、線状降水帯がかかるとか、そうなったらやはり町の体育館とか、もう頑丈な建物の中へ避難していただく。これが一番安心かなという気がしてますので、それぞれの避難所については、その消防団、区長さんは理解はしてると思いますが、誘導の仕方としては、本当にそういう台風が来るなら1週間前くらいから「こうですよ」ということで、できればやはりそういう学校の体育館とかそういうところの頑丈なところに避難していただくことが一番こちら安全だと考えますし安心します。

これがばらばらに入ってもいいんですけど、やはりそれはそれで心配なところがありますので、そういう誘導の仕方、そして、どうしても仕方がない人たちは、その地域の指定している避難所という形で考えていこうかなあというふうに思っているところです。丈夫な建物の中にいるということが、一番こちら安心しますので、そういう誘導をしていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

私の経験上では、高齢者の方が緊急避難所をですよ、いつも消防のほうで緊急的に避難する場所ですが、ここで「床が固くて眠れない」「トイレに行くにも移動するにも困難である」と、そのような声を聞いていました。長期避難所においてはなおさらだと考えますので、安価な折り畳み式のベッドとか車いすとかの物資を避難所に置いて準備することが必要だと考えますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃる通りにやはりそこその避難所でいろいろな問題、トラブルが起ってくるということは聞いておりますので、今そういう話の中で、簡単なトイレとかいろいろな防災グッズとか避難所で使われていくそういうものを備蓄、食べ物ばかりじゃなくてやはりそういうものも一緒にこちらのほうで備蓄していくという形で3か所に倉庫といいますか備蓄所を作って、そこにどんどんため込んでと。

「どこにあるか」と言ったら、そこに行けばあるというような形にしておいて、あっちもこっちも置いておくと、どこそこになると分かりませんので、そういう形で何かあったらそれを持っていくという形に常時しておきたいと。

ですので、非常食も大切なんですけど、どちらかと言うとそこで快適に暮らすがためにはやはりそういうものの備品といいますか、そういうものが必要になってきているということかなと思っておりますので、そちらのほうもため込んでいきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長、分かりました。それこそ避難所に断水等が起きた場合は、トイレ等も大変、不便になると思いますので、そういう対策もとっていただきたいと思います。

次に、町ではあらゆる防災対策を講じているが、その中で南海トラフ地震、日向灘プレート地震等の町の耐震事業の活用状況について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの耐震、家のほうの耐震になってきますけど、建設課のほうでいろいろなことをしていただいているんですけど、こちらのほうで一生懸命、「こういう制度がありますよ」ということ周知しているんですけど、なかなか使われていないと。

平成24年度から令和3年度までに耐震改修工事の費用125万円を限度に補助ということで、それが11件使われているということです。結局、耐震度、体力度がないという家については、そういう事業を使ってしっかりしてもらおうということでもあります。

ですが、もう少し「PRの仕方がまだ行き届いていない」と言われればそうかもしれないかもしれませんが、「こういう制度がありますよ」という部分でしっかりとしていきたいというふうに思っております。

本当にどうい地震が来るのかというのは誰も分からないということで、よく言われるのは南海トラフという話の中で、近い将来の中でマグニチュード7.0以上の確立だとかそういう話を聞くと、今、来てもおかしくないという気がしますので、やはりそういう危機意識を持った中で町民もそういう常在危機意識を持って、来たときに自分の身をどう守れるのか、守るのかというこの訓練が必要になってくる。

そしてその上で、やはり予防として耐震性を持つ家を造っていくとか、そういう事業を利用して改修していただくとか、そういう形が肝要かなとは思っております。
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

要望もあれですが、いつ来てもおかしくないと言われている南海トラフの巨大地震では桁違いの被害が予想されております。

本町においても、建物等の倒壊などが考えられますが、地震に備えて町内の住宅の強靱化を図る必要があると考えます。町民にこの事業の内容を知らない人がいるんじゃないかと思えます。再度、周知をしていただきたいと思えますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

定住促進とか公営住宅とか空き家対策とかいろいろありますので、この家に関しては1つにまとめて何か特集するような形で、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよと、ある程度、整理して広報紙に載せたほうが分かるのかなあという気がしています。今までうちが持っている制度事業、そして国・県が持っている制度事業を「こういう形です」という形で載せたほうが、見る町民の皆様にとったら「こういうのが使えるとじゃ」という話になって見れるかなあと思っておりますので、何か広報等の工夫をもうちょっとしていきたいというふうには思います。

ですので、時々、載せても見なかったとかそういうことが起こりますので、やはりこれは二、三回載せないで見ないのかなあという話です。きららやらで流しても、聞き損じたとかいろいろありますので、もう少し周知徹底を図るためにいろいろな工夫は今後していきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ予算の都合等もいろいろあると思いますけど、皆さんに知っていただいて、順番等でそれこそ耐震事業を知っていただき、そしてこの耐震事業が町民の皆様に有効活用できるように、どうか取り計らっていただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

4つ目に、南郷支所においては「現在職員数が少なくなって火災発生時に適切な対応ができないのでは」と南郷住民の不安な声を聞きますが、南郷及び北郷支所職員を増員する考えはないか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに側面的に防災という部分で考えれば、そういうことの考え方も出てくると。ただ、今度は違う方向で見るとまた違う考えが出てくるとというのは当たり前話であります。

この台風とか地震とか、これはもう致し方がない部分があります。これは誰がどうしても止めることはできないということではありますが、火事だけは、これはやはり人災だろうと私は思いますので、やはり火事は出さないと。この予防というか、これをしっかり町民の方々に意識していただいて、火事は出さないとこのほうが、これはどこで出ても幾ら体制を充実しても燃えるときは燃えるんじゃないかなと思うかと思っております。

以前、ちょうどうちの中区のほうで火事があったんですけど、全焼したということがありますし、結局、初期初動という部分が非常に大切になってくると。今後やはりそういう部分で考えたときに、消防団員の方々の力を借りるしかないという部分で非常に思います。ですので、今のところ7名プラスこちらから2名ずつ、毎日、出してますけど、こういう形でやっていきたいというふうに思っております。

これは側面で言えばそういう形になるんですけど、火事という部分については言いましたようにしっかりと意識を持って火事を起こさせない、火事を起こさないという町民の啓発というか、そちらのほうを重視していきたいと思っております。

「なぜそれだけ支所を減らしたか」という話になると、また難しくなりますので、私は、今のところそういう災害に対してはそういう形で臨んでいきたいと。

台風とか本当に先に分かる部分の手当は幾らでもできるということですが、急に来る部分、地震とか、これはもう非常にそのときにはどうなるか分からないという部分がありますが、その前の今さっき言いましたように地域の環境保全等々いろいろな形の中で、危ないところは撤去するかそういう話の中で身を守るような状態にしていくほうがいいかなと。

ですので、支所に増員をするという考え方はありません。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ今は支所のほうに火災のほうはそういうふうに予防をしてもらいたい。支所のほうに職員を増員するという考えはないというお答えでございました。

現在は、消防団員もそれこそ仕事等により、地区内にいる団員は限られています。役場の職員が頼りになりますが、支所の職員が少なくて体制が不十分なために、先ほど町長が言われたとおり初期消火や減災害にならず人命に関わるような重大な災害が起きたときに、住民は、今の体制だから仕方がないと諦めるだけなのか、災害が起きた後では遅いので今後、十分検討をお願いして、次の質問に移ります。

美郷町の消防団の部の再編の必要性があると思いますが、町の考えを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、消防団員も条例定数には達していないというふうに思っております。昭和30年と今、全国の消防団を比較すると、やはり80万から90万くらい減っているということです。これは何でかという話になると、やはり少子化というか、そういう形でどんどんどんどん減っていると。これは全国的な傾向だと。

常備消防を持たない美郷町でありますので、どうしても消防団に頼らざるを得ないと。この部の編成というか再編は、やはりそこそこの人たちが部長以下、その消防団の中でやはり考えてほしいなど。それぞれ地域制も違いますので、今こうずっとしてきた中で一番いい形態だろうというふうに思っております。何かあれば知らんという話ではありませんので、応援に行きますので、やはりそこはそこでいいのかなあとという考え方はしてるんですけど、そういうことで思っておるところであります。

「定員に達していない」と言いましたけど、468人に対して定数は450人ということですので、これは2班団員も入れてという話になりますので、非常にやはり消防団員数は減っていると。

消防団の幹部会そして部長会に行くと、旧態依然の、早く言えば、「何で入らんちやろかいね」という話を聞くと、「操法大会やらはせんでいいっちゃないとか」と、出初式も。極端に言えば「せんでいいっちゃないか」というような話ですよ。

ありがとうございます、その若い人たちの考え方が昔と違うということでもあります。私はそのように受け止めております。

ですので、何でそんなことまでして消防団に入らないといけないのかと。これはボランティア的なものですので。そういうものも手かせ足かせになってる気がせんでもありません。

ですので、そういうところが消防団の加入促進の阻害要件というかそういうことも考えられるかなあという気はしてますが、それをこちらどうのこうのということではできませんので、消防団のほうに任せたいと。

部の編成についても、やはりどうしてももうできないと、そういう部の編成ができないということであれば、隣の部とどうかという話は自主的に話し合っただけで消防団の中で再編をしていくのが一番いいかなあというふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ私たちの若い頃と比べると、今の若い人たちの考えが大変、変わってきていると。それも指導の方法もあるかもしれないし、地元のところに火災が起きた場合、親戚とかで。そのときにはその方々も若い方々もやはり消防団は一緒だと考えると思います。ですので、指導の方法もあるかと思しますので、それでも団員のいろいろ支給の支援もあるので、その辺のところもまた供給のほうもしてもらいたいと思います。

私たちの地区にも、もう団員が少なくなってきました、実際。町外の日向からも通って消防活動に協力していただいている団員もいます。このままの状態では団員の負担が多くなって、消防活動にも支障が出ると考えます。近くの部、団との統合をぜひ町長、考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

消防担当の総務課長もいますので、そういう方向でいろいろと一番いい方向を模索していければなあというふうに思っております。

それともう一つ、今の現役団員と2班団員という形になりますけど、もう一つ火事が起こったら、それ以外の人もすぐ行きますよね、初期消火ということで。そし

て、団員が来たときに変わっていただいて、消火活動をすると。その人たちがもしけがをしたときはどうなるかという部分が非常に心配ですので、そこ辺までちょっと総務課長と詰めておりませんが、その人たちの保険関係ですよね。

そのときはびを着とらんかったという話じゃないんだろうと思うっちゃけど、みんな行きますので、行って火事を消そうとしますので、そのときにもしけがをしたということになったときの保険適用をやはりちょっと考えておったほうがいいのかなと。この消防団員が少ないという現状で。本当に皆さん、団員の方はそこにはいないと。日向市とかいろいろなところに働きに出ているということでもありますので、夜は別として。そういうことが起こる可能性があるかなと思って、ちょっと勉強不足のところも私もあるんですけど、そこ辺もしっかりとした対処をしかんと問題になることもあるかなと思ったものですから、やはりそこ辺まで考えていきたいと思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のほうから、一般の方々が火災時には必ず出動すると思います。私たちもそうですが、その近くで火災があった場合は、そのときにけがをすることもあると思います。そういう保険とかを適用するということも考えていただきましてよろしくお願ひします。

統合するには、また各部ごといろいろ今までの問題もあるでしょうし、消防団の定年も60歳とも聞きます。今後の対応策として検討をよろしくお願ひをいたします。

日頃から消防団の皆様には、住民の人命と財産を守るために御理解、御尽力をしていただき誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

また、これからは災害が起こる時期となります。町の防災対策を万全にしていたくことをお願ひして、私の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

これで、4番 兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日6月3日金曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・どうもお疲れさまでした・・・。

(散会：午後 1時41分)

令和4年第2回定例会

美郷町議会会議録(第2号)

令和4年6月3日

美郷町議会

令和4年2回美郷町議会定例会会議録（第2日）

令和4年6月3日（金曜日）

◎開会日時 令和4年6月3日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和4年6月3日 午後3時53分 散会

◎出席議員（11名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 若杉 伸児君 | 2番 | 早川 節夫君 |
| 3番 | 中田 武満君 | 4番 | 兒玉 鋼士君 |
| 5番 | 中嶋 奈良雄君 | 6番 | 川村 義幸君 |
| 7番 | 那須 富重君 | 8番 | 小路 文喜君 |
| 9番 | 甲斐 秀徳君 | 10番 | 川村 嘉彦君 |
| 11番 | 山本 文男君 | | |

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

| | | | |
|--------|--------|------------|---------|
| 町長 | 田中 秀俊君 | 副町長 | 藤本 茂君 |
| 教育長 | 大坪 隆昭君 | 会計管理者 | 泉田 博文君 |
| 総務課長 | 甲斐 武彦君 | 税務課長 | 川村 博昭君 |
| 企画情報課長 | 田常 浩二君 | 町民生活課長 | 田村 靖君 |
| 健康福祉課長 | 黒田 和幸君 | 建設課長 | 林田 貴美生君 |
| 農林振興課長 | 松下 文治君 | 政策推進室長 | 長田 孝規君 |
| 教育課長 | 鎌田 次郎君 | 地域包括医療局事務長 | 田原 裕亮君 |
| 南郷地域課長 | 黒木 博文君 | 北郷地域課長 | 石田 隆二君 |

◎会議の経過 別紙のとおり

令和4年第2回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和4年6月3日
午前10時開議

日程第1 一般質問

3番 中田武満 議員

1. 令和4年度美郷町施政方針について

8番 小路文喜 議員

1. 支所制度の再構築について
2. 国民健康保険税の住民負担軽減について
3. 職員採用試験の在り方について

7番 那須富重 議員

1. 南郷の南郷茶屋、水工房跡について
2. 4年連続の特A評価取得について
3. 町役場前の交差点について

9番 甲斐秀徳 議員

1. 公営住宅について

1番 若杉伸児 議員

1. 消防団組織の現状と常備化計画について
2. 義務教育学校について
3. 町の再任用職員の採用について

会 議 録

令和 4 年 6 月 2 日
午前 1 0 時 開 議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます。・・・御着席してください。

【議長 山本 文男】

おはようございます。

昨日に引き続いて一般質問であります。傍聴の方もおいでいただいております。私たちの議会活動を直接、見ていただくことは大変ありがたいことです。傍聴の方々に対しまして敬意と感謝の意を表します。ありがとうございます。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 11 名であります。

【議長 山本 文男】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

【議長 山本 文男】

本日の議事の前に、町長より、昨日の 4 番、兒玉 鋼士議員の一般質問の答弁の訂正の申し入れがありましたので許可をします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、議長が申しましたように、兒玉議員の質問の中で、「福祉避難所」という言葉の中で、「3カ所指定している」ということで私の認識にあったんですが、地域防災計画では、「生きいきトレーニングセンター1か所のみ」ということであります。

ですので、南郷の多目的研修センター、それと北郷の北郷保健センターは地域防災計画の中ではそういう書き込みはしてないということですので、今後、検討して、同じような形の中での運用というか、それはすべきところだと思っておりますので、防災計画の中にしっかりとうたい込みたいというふうには思っております。

「3カ所を指定している」ということで言いましたことを訂正したいと思っております。よろしく願いいたします。

【議長 山本 文男】

日程第1、一般質問。

今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。

昨日は2名の質問を終えていますので、本日は残り5名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて1時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますので、よろしくお願いいたします。

通告順に質問を許します。

3番、中田 武満議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

マスクを取らせていただきます。

初めての一般質問で、また、初めての人生の経験でありまして、何かと不手際また失言あるかと思えます。その点、心広く御了承いただきたいと思えます。

では、質問に入りたいと思えます。

私は、先に示されております令和4年度美郷町施政方針の中で、3点ほど質問させていただきます。

まず1番目に、観光の振興についてという項目であります。

説明文中に、町内にある観光景勝地への周遊機会の創出が図られる。「稼ぐ観光」「経済循環」の実現を目指す。「交流人口・関係人口の拡大」に取り組む等、町外からの観光客を町内に誘致し、美郷産の農畜産物の物品販売等によって外貨を獲得するというもくろみといたしますか、そういった計画で、最終的には町民の所得向上を目指すということが基本となって、総合計画とともに整理されております。

施策と対策がとられました。では実際、行政の中で、観光客等を含めてこういった形で進められているのか、町長にお聞きしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日、5名の議員の方々から一般質問をお受けしております。丁寧懇切に受け答えをしていこうと思えますので、よろしく願いをいたします。

す。

今、中田議員の観光振興ということ、具体的にどのように町は考えて、観光協会も考えているのかということでの御質問だと思っております。

少々、具体的にということでもありますので、長くなりますが、ちょっと答弁書を読ませていただきます。

近年、地域の魅力を探し出し、地域イメージとして確立させることが地方活性化の秘訣となっており、本町においては観光、物産振興、移住・定住等、全ての面において、まずは町の知名度を上げることが重要であり、統一的な戦略やイメージのもとに取り組むことが効果的であると考えております。

情報発信の取組としましては、令和2年度から報道機関へのプレスリリースの窓口を企画情報課に一元化し、定例記者会見を開催するなどの取組により、最近ではテレビやラジオ、新聞等で本町の記事を目にすることが増え、シティプロモーションの基礎は築かれつつあります。「訪れてみたい」と思ってもらえる町を目指し、一過性で終わらせることなく引き続き、統一的なイメージでの広報戦略を推進してまいります。

その取組としまして、今年度も引き続き①「DRIVE TO MISATO」テレビCMの継続、②季刊誌の発行、③みさと印事業による本町農林産物のPRなどを計画しております。

その他、町の公式SNS（LINE、Facebook、Instagram）等々を使って発信し、また一社）美郷町観光協会のホームページやそこで発信するSNSでの情報を充実させ、観光情報に限らず町内の季節の情報を発信しフォロワーの増加に努めています。

さらに、今回の新型コロナウイルスは、暮らしや働き方、行動の見直しを迫り、観光面は大きな打撃を受けました。そのような中、自宅から1時間から2時間圏内の地元または近隣への日帰り観光を促す「マイクロツーリズム」の考え方が生まれ定着しております。「マイクロツーリズム」は、これまで訪れたことのなかった圏域の魅力を感じ、繰り返し利用してもらうことで持続可能なマーケットとすることが出来ます。

具体的な取組としましては、これまで手をつけてこなかった「ツアーの造成」が挙げられます。観光協会を法人化したことで、営利を目的とした事業について積極的に展開することが可能であり、取得している「旅行業」資格を生かし、観光施設や物産施設、飲食業、宿泊施設を巻き込んだツアーの実施により交流人口の増加及び「稼ぐ力」の一端を担うことができると考えております。

観光施設を見たらそこで終わりではなく、町内の飲食店や加工事業者、農林事業者とつながっていくことで、町内での滞在時間を長くして、町内でお金が落ちることにつなげていきたいと考えております。

それから取組を推進する体制としましては、昨年度から一社）美郷町観光協会へ地域おこし協力隊の観光推進隊員2名を派遣し、観光体験ツアーの造成やメディア等への町の魅力の発信を中心とした業務を担っていただいております。

また、今年度からは新たに地域おこし協力隊1名を追加で派遣し、観光協会プレイングマネージャーとして、協会の各部門を統括、指揮し稼ぐ観光協会の戦略を練っていただくこととしています。

現在は、長引くコロナ禍により、思うようにツアーを実施できてはいませんが、これまで星空観望、登山、韓国料理、ホテル観賞、移動式サウナを利用したツアーなどを実施してきました。ツアーを企画、立案する際には、原価計算を行うこと

で、参加料や最低実施人員を決定しています。

さらに、町内を周遊していただくツールとして、「DRIVE TO MISATO」のスマホアプリを開発し、配信しています。

主な機能としましては、観光スポットの検索や説明の機能の他、パンフレット機能、モデルコースの紹介、ポイントラリー機能、記念撮影機能など、たくさんの機能が盛り込まれています。

内部の地図機能には、観光施設、神社・仏閣、史跡の他、直売所や飲食店の情報も盛り込まれていることから、今後はアプリ情報のさらなる充実に努めるとともに、一人でも多くの方にダウンロードしていただけるよう周知に努めます。

現在はコロナの収束がなかなか見通せない中ではありますが、今後はウィズコロナの考え方へ大きく舵が切れ、経済を回す活動として、国のGO TOトラベルをはじめとする「観光の振興施策」が打ち出されると思われます。

本町もこの波に乗り遅れることなく、一社）美郷町観光協会と連携を図り、まずは本町の魅力が打ち出されたツアーの準備を進め、ツアーを中心とした「稼ぐ観光」の実現を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。観光の振興は定住促進または六次産業の効率化ということも含めて非常に重要な事業でございます。説明の中に、「DRIVE TO MISATO」ですか、これが継続で放映して、本年度も予算が650万円、予算措置がされております。

果たしてこの費用、金額ではないんですけども、対策等が実際には効果が上がっているかというお話をしたいと思います。

5月の連休、ゴールデンウィークに私は5月4日に美郷町から日之影そして高千穂、五ヶ瀬、椎葉という巡回する機会がありました。私は南郷ですから、美郷町は南郷から北郷に行く途中に観光客らしい人は1人くらい、1台くらいかなといったところであり、出会ったのが。ちょうどお昼12時頃、北の郷の物品販売店がありますけども、そこが駐車場には何もというか1台も駐車しておりませんでした。それからそういう状況ですので、日之影の「よっちみろ屋」の店舗に寄ったんですけども、とにかく高千穂から下りてくる車、高千穂に行く車、店の周りの車の駐車場の車、車も多ければ観光客も物すごい数でありました。

この高千穂は、世界遺産でもありますし全国的にも有名だから、交通の便もいいから当然、観光客も多いことは分かってますけども、この差を非常に実感したところであります。

高千穂町に観光協会に、宮日にもゴールデンウィークの観光客数が6万何人とい

うことで報道されましたけども、5月1日から5月5日までの観光客は5万1,630人だという説明でありました。美郷町も当然、観光客数は把握していると思います。実態がそうですので、効果を、施策をして費用を投下して、その効果が上がったということ、上ったかどうかを私は測定すると。測定するには観光客数を把握する、早期に把握して対策を組むことが必要ではないかと実感したところであります。

先ほど言いましたように、観光は重要なことでもありますので、特にそういうことを述べさせていただきます。

町長の考えをお聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように、日之影、高千穂、あの道路は本当に観光客が多いとか、利便性もありますので、結局、日之影にとっては高千穂を控えているということが非常に強みにはなってくると。その中継地ということで非常にお客さん、観光客が寄るといことは、もう御案内のとおりであります。

ですから、このまま何もしなくてという話になると、非常にまだまだうちのほうには誰も来ないという結果になります。

去年からですけど、「DRIVE TO MISATO」という形の中において、非常に知名度が上がってきたと。1回それで終わることではなくて、この美郷町という話になってきたときには、やはり繰り返しやっていく必要があると。

県のほうに、観光客の観光動向調査という部分がありますけど、それで行くとかかなり上がってきているという実績はあります。それが「DRIVE TO MISATO」のおかげかという話になると、それはなかなか難しいということになりますけど、やはりそういう形でやっていくと。

以前、申しましたように宮崎大学の資源創成学部というのがありますけど、そこで26市町村それぞれ日替わりで町のPRをする機会がありました。90分ですけど、その中で「美郷町を知ってますか」という話をしたときに、去年の話なんですけど、100人くらい集まっていたいたんですが、3割くらいしか知らないという話であります。

その時に、今度は切り口を変えて、「南郷村を知ってますか」と、「北郷村を知ってますか」と、「西郷村を知ってますか」という話に変えたら、半分くらい知ってるということでありました。合併して十五、六年たつ中で、まだ美郷町の名前が行き届いてないということを痛感しましたので、そういう形において観光客を呼び入れる、そういう部分をしっかりしたい。

そして、今度はそこに来たときに何ができるかという話になってくるかなど。来るだけで何もなかったという話では非常に問題でありますので、いろいろな形で美郷町三大祭り、そしていろいろなものがありますので、それをいかに皆さんに体験していただくとか、そういうものをしていく必要があるかと思っております。

その最たるものは、やはり私は正倉院だと思っておりますので、この正倉院をど

うかして使っていくとか、そちらのほうに舵を切り直すとか。せっかくあ
あいうものがこの地にあるんですから、これを生かして観光の拠点の1つにしたい
という気持ちがあります。

ですので、それをどうしたらいいのかという話になると非常に難しい問題であり
ますが、やはり観光客という話の中で呼び込むためには、西の正倉院展をやったら
どうかという話になります。正倉院展が時々、九州に回ってきますけど、いろい
ろな美術館、博物館では実施しますが、あそこの中ではしないということなので、
宮内庁いろいろなところに行って、「ここでやれんか」と。中をこういう改造をすれ
ばできますよという話になれば改造して、その正倉院展の期間中、1回、国宝級は
要りませんが、それに準ずるものを入れていただいて、しっかりと警備というか
そういうことをしながらやっていけば、「あ、ここに正倉院があるんだな」というこ
とが全校的に周知できれば、観光客はまだ伸びる。

それと、あと一つはやはり南郷で言えば「料理」だと思っております。韓国の料
理を、そこに行かなければ食べられないという料理をしっかりと作っておもてなし
をする。こういうことをやっていく必要があるのではなかろうかと、そういうふう
に思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。このまま見逃すということはないということでもあります
ので、1つ提案であります。

ゴールデンウィーク中、近隣の観光客はどうだったのかもちょっと訪ねてみまし
た。西米良村が2,900人、椎葉村が1,541人、高千穂が先ほど言いました
ように5万1,630人ですから多いということです。

その高千穂のルートを当然、南郷からも行けるわけです。西米良、美郷、椎葉村
に共通する道路はひむか神話街道なんですよね。この利用が非常に落ちてると。も
う看板もちゃんと整備されてます。景観も非常にいい。ましてや美郷、南郷は一部
しか神話街道、通ってませんが、関連して先ほど町長がおっしゃいました西の正
倉院、小さな村の大きな挑戦でできた正倉院であります。それにちょっと寄るかも
しれません。

だから、そういった交流人口を増やすという観光の目的でありますので、私は、
宮崎県が推奨したこれは山間部の活性化を図るための基幹道路をもっと利用してく
れということではなかったかと思うんですね、個人的に考えたんですけども、いい
方向に。だからもっと県がPRする、利用してもらおう、宣伝するというのを何か
の形で県に要望することがあれば、一緒に含めてこの街道のPRをしてくれという
要望活動をお願いしたいと思います。そういうことで、観光については質問を終わ
りたいと思います。

引き続き、次の質問に入ります。

次は、医療の充実ということで伺いたいと思います。

文面中、区切りだけの文面だけで申し訳ないんですけども。

令和2年度にスタートした医療体制を県から評価をいただいたということで説明があります。どのような評価を県から受けたのか、町長に伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

施政方針の中で医療提供体制の充実ということで、いろいろな形の中で断腸の思いといいますか、その中で南郷診療所の無床化に踏み切ったという話であります、その件はどう考えているかという話であります。

令和2年度から導入しました医療体制につきましては、入院体制を西郷病院に一元化したことや休日・夜間の救急患者の受入れの体制を一本化したことなどが、主な点として挙げられます。

このことで、医師や看護師などの医療スタッフを西郷病院に集約することとなり、入院患者や救急外来の患者に対して、より多くのスタッフで当たることが可能となりました。

この医療体制への移行に当たりましては、平成30年11月に美郷町の医療供給体制の在り方検討委員会を設置し、関係議員をはじめ、学識経験者、県担当部局、医療関係者及び住民代表者など様々な方による協議検討を重ねた上で、方針を決定したものであります。

県からは、この集約型の医療提供体制に変更した点や方針決定に至るまでの協議程、さらにはそれぞれの医療施設の役割を明確にした分業体制を評価いただき、今後の体制づくりや医療体制の充実を図るために、県からの派遣医師を3名から5名に増員いただくなどの配慮をいただいております。

特に、救急医療の体制におきましては、県派遣医師5名のうち2名の救急科専門医師を配置いただいております、へき地医療における救急医療の重要性と非常備消防地区における本町の現状を考慮いただいた結果であると考えます。

今後は、この医療体制のもとに、西郷病院、南郷診療所、北郷診療所の3つの医療施設の存続を図ることが肝要であると考えます。

そのためには、やはり定着医師の確保が必要であります。安定した医療体制の供給を継続するためにも、早急に定着医師を迎え入れるべく、県医療政策課をはじめ、関係機関への陳情や要望活動を展開してまいりたいと思います。

また、県からの医師派遣につきましても、引き続き派遣体制を継続いただけるよう派遣医師の診療環境の改善や研修機会の充実に取り組んでまいります。

具体的には、今後2年間のうちに、定着医師の定住と併せて県派遣医師の安定した配備といった一体的な本町での医療供給体制づくりを目指してまいります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

評価を受けたということは、良い評価を受けたと理解するところでもあります。

国や県は地域医療計画をつくっておると思います。美郷町の医療体制が県の示す基準に適合して評価するというのではないかと思います。

国も県も財政面において、現在も将来も厳しいことが予想される。だから地方の医療体制をもっと合理化して人口の少ないところは、申し訳ないけど、言い方は悪いかもしれませんが我慢してくれということではないかと思います。

私は、人・物・金があまりにも中央へ集中して、地方は疲弊していると。ゆとりがなくなってきたんじゃないかと思います。私は今の美郷町の医療体制を納得しているわけではないんですけども、美郷町が県の示す医療体制、指示に従ったそういう医療体制を前向きに対処したわけですから、「義務を果たした」と言えるんじゃないかと思います。

先ほども町長は、今後、強く医療面とか財政面で強力に要請するということでもありますけども、それも含めて地方の状況を県に強く報告して、改善できる部分は改善してほしいと、医療体制を変えることができることは変えてほしい。定着医の促進に協力してほしいと、そういった強い要望等もしていただくようできないか、改めて答弁をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるとおりで、世の中の流れというか地域医療構想が出てきていろいろな形で公的病院、公立病院に風当たりが強くなったと。それは医療費が増大するからという話の中で、やはり無駄を省いていきたいと思いますという厚労省、総務省の考え方ではありますが、その中でそういう形をとったと。

ただ、今度はここの本丸というか、西郷病院にもそういうことを言ってくるんじゃないかならうかという気がしてきます。やはり1つの町で3つの病院が要るのかという話になったら非常に厳しくなってくる。

だがそこはそことして、今度は私の役目なんですけど、この3つを守るといことは絶対、必要条件だと私は思っております。

今の体制をもって、無床化はしましたけど、ここの国保病院と2つの診療所を永続的にずっと持続可能な形にしてやっていかないと、町民の安全安心、医療部分が確保できないと思っておりますので、これは譲れないということでもあります。

ですので、医療構想の中で、宮崎の医療構想もありますけど、今度は病院自体でガイドラインやらを作りなさいということで、もう期限が切れてますのでまた作れという話になってくるのではなかろうかと思っておりますが、そのときには、変える必要なしという形で出す必要があるというふうに思っております。今の医療体制でいいという形で、そこでいろいろな形と言われてきたら、議員おっしゃいますようにやはり町村会・郡・県、いろいろな形でやはり要望はしてるんですけど、なかなかそれを聞いてくれないという現状があります。

ですので、まだまだこちらの声がしっかりと行き渡ってないという部分もありますが、この美郷町の医療提供体制をここまでしっかりとというか、骨組みを作った責任がある以上、これ以上は変えられないという不退転の決意というか、それをもって臨んでいますので、この1つの病院、2つの診療所は守るという形で臨んでいくのが私の仕事であろうというふうに思うところであります。

そのように国・県に対してはしっかりと陳情をしてまいりますので、また、県にいろいろな先生方の派遣とかそういう形で議員さんたちのまたお力をかりて陳情したいと思っておりますので、そのときにはよろしく願いをいたします。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

3つの病院を守りながら、現医療体制を続けるということで答弁がありました。

現在の美郷町の医療体制では、まだまだ町民の不平不満はたくさん聞きます。町長は過去に「傷みを伴う改革は誰かがしなくちゃいけない」と話したことがあります。町民が傷みを感じている。ましてやそれが分かっているなら、そのまま放置してはいけないと、私は思います。行政の仕事や業務、医療も含めて、無理やら無駄があれば、当然、改善や改革が必要だと思います。変わることによって、町民に迷惑や心配をかけることが予想されるなら、別の方法で対応するとか何等かに代替え措置といいますか、そういうものも考えられるのではないかと思います。

そういった考えはないか、町長にお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「痛みを伴う」という話の中で、そういう形をしてきて申し訳ないということで、風景が変わることが怖いという話になりますけど、やはり今まであった風景が変わった風景になる。それは本当に申し訳ないというふうに思っております。

「対話と協働」というわりには話さんじゃないかという話の中でお叱りも受けておりますので、今後、ここの骨組みといいますか、そういう形の中では「こうした」という今さっきの説明ですが、しっかりとしたものをもって、今後はこういう事態になってるけど、どういう方法で進んでいいか、また、こういう方向で進みたいという話はしていきたいというふうには思います。

今、いろいろな形の中ですばらしい職員が町内に120名、医療職を除いてですが、非常に優秀な職員が集まったと私は思っております。ですので、旧態依然としたということではなくて、前向きに美郷町を持っていくがためには、その職員の力を借りて、やはり無駄を省いてそれをどこにもっていくか、そしてまたどういう形で代替えができるかと、そういうものを検討しながら、この美郷町をすばらしい町にしたいという思いがあります。

ですので、そういう中で、町民と協議をしながら今後はやっていきたいと思っております。その最たるものが、地区別定住戦略といいますか、そういう形に現れてきてる。これから先は全て行政が負ってできるのかという話になると、非常に難しいという部分もありますので、やはり町は我が事として捉えて、やはり先を見てということが必要になってくるというふうに考えておりますので、そういう形の中において議員おっしゃいますように、努力は惜しまないと、そういうふうに思うところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。

今朝の宮日新聞、皆さん読まれたかもしれませんが、1ページに焦点という一欄に「地方創生」と題して論説が書かれておりました。

最後のまとめに書いてありました。「地方創生とは持続可能な社会づくり。小手先だけでなく、日本全体の構造的な問題の解消が必要で、政府が強いメッセージを示さなければ地方は疲弊するだけだと、訴える」とあります。

私は、これを読んで感心したんですけども、中央政府が地方にメッセージを投げかけて、「頑張れ」と。指導することも大切ですけども、地方の現状を中央に向かってアピールすることも大切だと思います。それは町長しかできませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、医療の問題は終わりたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

地籍調査事業について、質問させていただきます。

この事業については、先の定例会の中で税務課のほうから説明を受けました。早目に終了して、実測課税を進めていくということです。

この事業は、地籍面積、土地境等を明確にして、行政全般の基礎資料として利用を図ると。これは総合計画の一文面を受け売りしたんですけども。これは行政目線で町の財政を安定させる、それは行政目線ですね。行政のメリット。今度逆に言うと、町民のデメリットになるんですね。

だから私は、地籍調査事業が終わったら、さらに進んで町民の大切な財産であるこの町民の財産は町の財産でもあるわけですから、いきつけだと思えるんですね。土地の境も分かる、広さも分かる。ああ、これが自分のものだ。だけど、実際は、特に山林等は所有者、当然、相続人が所有者になっています。所有者は当然、税務でいえば納税義務者ですね。それと、登記されている権利者とが違う案件が、私はいっぱいあると思うんですね。調べていただくと分かるように、私も幾部か持ってます。

そういうのがそのまま後継者、相続人に引き継いだときに、子や孫・ひ孫で必ず財産争いがあるんじゃないかと。財産争いはないけども、「私は印鑑を押さん」とかいろいろなトラブルがあるんじゃないかと思えます。

先のけんかは早目に手を打っておいたほうがいいんじゃないかと、町民のことを思えば。そういった行政サービスとして、地籍調査事業が終わったら、もし名義が違っていた場合は、これを変えて将来のけんかを早目にやめた方がいいよとか、そういう登記の指導、相続の指導をする機会を設けることはないか、町長にお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように、地籍調査の意義というか、それはそういう形の中でやってきて、大体、目途として令和6年度に完了するという話の中でスケジュールを立ててやってきたと。予算のつきもある程度、いいということでもありますので、何とか早く地籍調査を終えたいというふうに思うところであります。

これはまた予算のつき具合とかそういう形にもよるんでしょうけど、大体、そこ辺で登記が、登記といいますか地籍調査が終わるんじゃないかならうかというふうに思っております。

今度は、議員がおっしゃった後ですよね。本人たちがどこが境かという話になったときには、今、地籍調査をしていますので、どこかの点を見つけて測り直せば境は出てくるから、そういう問題はないというふうに思っておりますが。

ただ、全部を全部、線引きしていくわけではありませんので、Aという人とBという人が境を挟んで主張が違えば、そこを町が決めるわけにはいきませんので、そこはしっかり見てという形になって残ります。これはどうするかという話になりま

すけど、AさんとBさんが納得していただくようにという話だけでありまして、どうしても納得いただければ境界確定の訴といたしますか、裁判を起こして境界を確定していくという方法しかありません。

そこ辺は置いとって、今度いろいろな法律が変わって、そういう登記をしなさいという話であります。これを読んでみますと、担当が作った答弁書ですが。

調査終了後の登記が完了しますと、正確な土地情報が保存されることとなりますので、将来の境界紛争を未然に防止することや町の様々な行政事務の基礎資料としての活用が期待されるところです。これは地籍調査の意義であります。

それら土地などの不動産に関する権利につきましては、不動産登記法により整備されているところではありますが、所有者不明となっている土地などの対策として、同法が令和3年4月21日に改正され、施行日である令和6年4月1日からは相続による土地や建物などの所有権移転の登記を行うことが義務化されます。

具体的には、相続開始から3年以内に相続登記の申請を義務化するという事になっております。ですので、町としては、こういうことが起こりますよということは今から一生懸命、周知徹底して「相続登記をしてください」と。

でもなかなか、今の現行、町でもですけど道を抜くときに、その今の現所有者になかなかその名義が移らないと。分からないということも多々あります。

ですので、これもやはり幾ら「直せ、直せ」と言っても無理がある部分も、無理といたしますか難しい部分があるというふうに考えております。

ですので、時々、国会議員の先生方に雑談のときに言うんですけど、「もう中を抜いて、今、使ってる人にポンともってくることはできないか」という話の中で、「時限立法的なものではないか」と。そして、それをしてしまったら、元の登記法に戻せばいいという話をするんですけど、じゃないと、その人間まで来ないということになりますので、何かそういうことはできないかという話はしております。

でも、現実なところ、そういう登記関係ではなっていないと。

ただ、所有者不明とか、一生懸命、努力したけど誰が所有者か分からないというような土地については、こうしようという話は出てきておりますけど、そこ辺が今後、非常に、「地籍調査は終わったけど」ということで危惧するならば、議員おっしゃるようなことが出てきますので、周知徹底しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

前向きに取り組んでいただくことではないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

極端な例かもしれませんけども、国道388号の鬼神野牛山地区の国道が急激に

曲がってるのが分かると思います。極端な話ですが、ああいうことにならないように、行政と町民が一体となっていい方向に行くようお願いしまして、私の質問、全て終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、3番 中田 武満議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩とします。

再開を10時55分からとします。

(休憩：午前10時45分)

(再開：午前10時54分)

【議長 山本 文男】

それでは、全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

なお、報道機関が取材のため傍聴します。また、カメラの持込み、写真撮影も許可しましたので、申し添えます。

通告順に質問を許します。

8番、小路 文喜議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、第一番目は、支所制度の再構築ということであります。

私は、今は廃止されましたけども、南郷、北郷の支所はそういった地区の発展を支えるために、また、防災の観点からも欠かせない組織であり、再構築する必要があると、そういうふうを考えておるところであります。

ちょっと今日は冒頭に、昨日の兒玉議員の火災対応について、「火災を起こした人の責任は責任大」との町長の答弁でありました。

改めてこの問題に対する町長の認識を確認したところであります。仮に、西郷で火災が発生した場合、まず問われるのは火災を起こした人であり、本部員も数名で消火活動を行うというふうに理解してよいのか、まず最初にお伺いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の御質問であります、その火災という話になっておりますが、昨日、言ったのは、火災というか、「それは予防が大切だ」という話であって、出した人を責めるとかそういう話は一言も言っていないような記憶があります。

ですので、やはりそういう部分において全てを守るべき立場にありますが、全てをそういう形でできるのかという話になってくると、また問題が出てくると。ある面から考えればそうかもしれませんが、今度は逆面から考えると、いろいろな方向から考えると答えが1つではないというふうに思っております。

ですので、西郷支所においてそういう形で出るのかという話になりますが、それは実情に合わない。やはり初動として全員、本部員が出ていくということになるかと思っております。

ですが、近いところ遠いところそれぞれ地形的に地域に差がありますので、どうしても全ては守り切れないと。特に、言いましたように先般、中区のほうで火事がありました、そこも全焼をしております。そういう事情もあるという中でのお話でありますし、今、議員が聞いたのは「全部、出るか出ないか」という話をしたときに、「全部、出る」という話であります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

昨日の兒玉議員の質問は、防災上、南郷は人が少ないので大変だという話であったわけであり、結論としては、「そんならその範囲でやってくれ」なんですね。だから当然、北郷もそういう扱いを受けるだろうと、私は思うんですけど。

いざ、この地元の西郷で起こると、本部員が寄ってたかって火を消すと、そういう体制ができるという、この地域間の格差については看過できないと、そういうふうに思って昨日の質問を聞いたところであります。

町長は、この支所の廃止、それから病院施設の入院の制度廃止、これは10年、20年先を見詰めた改革だということであり、気になるのは、町長が美郷町の未来の形をどう描いているのかが私たちには分からんところであります。

そして、十分、科学的でかつ検証可能なものでなければならぬと、そういうふうに考えておるんですけども、何か20年先を見通したシミュレーションみたいなものがあれば、御提示をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ずっと日本国といいますけど、「過疎地域、過疎地域」と呼ばれて、過疎地域の過疎計画等々をつくってやっていたけどなかなか過疎が止まらないと。今も止まっていないと。

その中において、旧三村があるような形をもっていったときにどうなるのかと。職員数も減ってくると。この体制を10年も20年も100年後も維持できるかという話であります。

風景が変わると痛いという話ではありますが、申し訳ないと、それは断つての話であります。

私が合併協議会のいろいろなものを見ていた中で、これは平成17年1月8日の第14回総会での確認済事項で、組織機構についてという話であります。

これは、第1期ということで、合併から4年、合併当初においては事務事業の円滑な統合作業に努め、併せて住民サービスの確保に配慮するため、美郷町発現時点での大幅な機構、組織の改編は行わず、現行組織を基本とした適切な組織機構とし、必要に応じて実態に即した見直しを行うものとする。

早く言えば、何も変えないほうがいいと、相互支所方式でやりなさいよと。この3つの支所を大切にしながら、第1期目は見とってくださいねという考え方だろうとっております。

今度は第2期の話であります。5年から10年という話ではありますが、美郷町発足後、行政改革大綱の策定、実行及び財政改革の実行により、制度や事務事業の統廃合、見直しに伴い、組織機構についても必要に応じて見直しを行うものとする。また、目標とする効率的な適正規模の組織整備については、実態に即して検討するものとし、具体的な組織編制の整備については美郷町に委ねるという話であります。

その行政改革大綱の平成29年1月策定を見てみますと、「効率的で質の高い行政運営の推進」ということになっております。

その中で、4つほど。組織の簡素化、効率化、転任管理、職員の能力向上と質の向上、質の高いサービスの提供等とあります。この4つをしっかりと見て、組織は考えたほうがいいですよという当時の、といいますか、これは平成29年ですので後の話になりますが、最初の合併協議会の中ではそういう話をされていると。

平成27年の最終まとめということで、課の再編、支所の在り方における検討経緯という中で、「小さな本所、大きな支所の維持が困難な時期に来ていることは確かであり転換期を迎えている」と。「支所の組織改編及び課の再編時期については、組織改編経費等の観点から、平成29年度4月の新庁舎完成時期に合わせることで一致」というふうに書いてあります。

合併協議会並びにその後の行政改革、いろいろな中で見てみますと、そういう方向性をとらざるを得ないというような書きぶりであったかと私は認識しております。

そしてまた、私が副町長またそれ以外のときに、いろいろな住民から「支所の職員は何しよっとや」と、そういう御批判を非常に受けておりました。まちづくりは人づくりということで私は考えますので、やはりその人と町民、そして役場職員。

ときこうであってよかったね」と言われるように頑張っていきたいと。

3,000人にしたというのは、いろいろな諸条件の中といたしますか統計を取った中での人口減が著しいと。ですので、まだまだこれをよるか減るんですけど、目標として3,000人という形で第2期を策定したと。頭の中には第1期の3,600人以上という頭を持って、やはり頑張るしかないと思うところなんです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ぜひ、今言われた人口3,600人というのを追及していただきたいと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、10年、20年先の話は分からんこともないんですけどね、目の前に生身の人間がおって生活をして、病気になったりいろいろするから、そこのところに目が向かなくて、町民の暮らしを守ることになるのか、町政の本来の仕事がそっちの方向を向かなくていいのか、そういう指摘をしておきたいと思うわけです。

当然、こういう流れの中で10年、20年先の流れの中で、人口目標が今のようなことです。農林業の発展は基幹産業ですから、当然、大きな位置を占めてると思うんですけど、施政方針によりますと、恐らくここに重点があると思うんですが、「6次産業化は美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想の基本方針である。栗での一点突破を図るため、まずは栗でアピールして栗で外貨を稼ぐ。そして全体の6次産業化へつなげるため、耕作放棄地を活用した栗生産の省力化や栗加工の充実に取り組んでまいります」ということですね。また、「産地型商社と連携して、飲食観光に付随する物販等で外貨獲得を目指し、外貨獲得に必要な産業は可能な限り本町で賄うことを実現してまいります」と。

こういうふうな下りがあるんですけども、この6次産業化というのが。

【議長 山本 文男】

小路議員、ちょっといいですか。

支所制度の再構築についての質問だと思いますが、ちょっと6次産業化というのはちょっとずれてきていると思いますが。

【8番 小路 文喜】

はい。いいですか、言い訳して。

【議長 山本 文男】

はい、どうぞ。

【8番 小路 文喜】

さっきも申し上げましたように、10年先、20年先にこうなるから支所を潰したんだという話があるんですから、そんなら10年、20年先にここにある施政方針にある人口の問題とか農林業の発展というのは不可分だと思うんですね。

仮に、農林業の発展のところが大きな瑕疵があったら、10年、20年後という目標値はがらがらと崩れるんですよ。そのところの指摘があって、ちょっとここに立ち入ったところですけど、どうでしょうか。

【議長 山本 文男】

はい、分かりました。どうぞ、続けてください。

【8番 小路 文喜】

では、議長の許可をいただいたということで、お話を続けさせていただきます。

ということで、農林業振興の要の部分を含んでいると、そういうふうな理解をしていいのかどうか、町長にお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、議員が「支所を潰した」というお言葉を聞いたんですけど、私は「潰した」ということは、そういう感覚ではありません。支所は支所で地域課として存続していると、そういう認識であります。

農林業の振興といいますか、結局、6次産業化をしっかりと図っていくためには人が要ると。その農業をしていく人たち、ですので担い手が後継者がいなければ担い手を探す。いろいろなことを模索する。そこそこでという話ではなくて、美郷町でそういう一括して取り組んでいくということでもあります。

幸いにして、同じ地形ですので、栗もあれば牛もある、シイタケもある、そういう産業構造でありますので、そこに関しては何ら問題なかろうというふうに思っております。

「栗で」という話でありましたが、またいろいろな形で栗加工場等が否決されておりますので、そこには今回は立ち入りませんが、私が思ったのは、栗をそういう6次産業化をすれば、今度はお茶とかシイタケとかそういうものに派生していろいろな形で6次産業化を図られ、うちでできるものはうちで全部やってしまう。そして製品として出すほうが、農家さんにとっても収益が大きいという考え方があります。

ですので、JA日向さんと協議をしながらどういう方法がいいのかという部分であります。なかなか得策がありませんけど、一つ一つ地道にやっていくしかない。

そして、いろいろな協議会がありますので、その方々の御意見を聞きながらしっかりと1次産業の確立に努め、6次産業化を図りたいというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

この施政方針だと「一点突破」と。だから、ここを突破すれば農林業全体の振興につながるというふうに、私は理解したんですけど、その理解は今ちょっと違うという指摘なんですか、答弁が。お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その「一点突破」でまず、栗で一点突破を図るということは、そこに書いてあるとおりであります。

それが派生してという話で、後に続く文言はありませんけど、まず、栗で一点突破で、そして全産業にそういう波及効果をもたらしていけば、非常に活性化をしてくるのではなかろうかと。今までどの地区においても、素晴らしい1次産品はありました。そこで終わりということでもありますので、その産品を使っているいろいろなものづくりに励もうということでもあります。

やはり何か製品にするほうが、どうしても付加価値を高めるほうがお金としては戻ってくる可能性が高いということでもありますのでそういう考え方でありますが、まずそこで一点突破を図り、ほかのものに波及効果を及ぼす、つけていくということで頭の中では考えているところであります。書きぶりがおかしかったら、本当に申し訳ないです。「そこだけ」という話ではありません。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

そうですね、支所の話がメインですから言っておきますけど、町長の認識は地域課を置いたということでしょうけど、私たち南郷の住民の、私の話す範囲では、「潰された」というふうに思ってるんですね。

特に、機能の点で言うと、支所というのは支所という形で残っておって、住民との対応も含めていろいろな対応ができるから支所でありまして、例えば、住民票の収受とか、そのレベルだったら、私は支所とは呼ばないと。そこはちょっと指摘しておきたいと思います。

そこで、今ありました重要な役割を果たすことは間違いないだろうと思うんですけども、栗生産に係って気になることがあるんですね。

先日の委員会調査で出された担当課の6次産業化の資料を見ますと。

【議長 山本 文男】

小路議員、ちょっと支所の話とちょっと離れてるような気がしますけど。まあ将来のことでしょうが、答えるほうも用意してない部分もあると思うんですよ。通告書に従って質問を続けてもらえますか。

【8番 小路 文喜】

分かりました。

さっき言ったのが一番の理由じゃったですけどね、それがちょっと容認しがたいということになれば、やむを得ないと思います。

今、定住化促進の会議があつてます、私もそのメンバーに入ってやってるんですけども、定住化実現も、やはり町長も分かると思うんですけど、マンパワーなんですよね、「地域を元気づける」といったら。

そこのところで、これほど職員がおらなくなると、担当の職員と、特に南郷と北郷はそうだと思うんですけど、行ったり来たりをするしかないわけで、そしてかつ、今年から具体化に入るという話になったときに、何か支所がないもんですから頼るところがないというふうに、私は思ってるんですけど、町長、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ちょっと支所の話に戻りますけど、令和3年度でどのくらい支所を使っているかという話で、結局、その受付にいろいろな人が来ますけど、その統計を取った数字があります。南郷で4, 323人、開けている庁舎日が243日ですので、それで割り戻しますと、1日に大体18人程度と。今度は逆に北郷支所ですけど2, 578人おって11人程度ということでもあります。

ですので、その支所を元に戻せという話の考え方でしょうけど、私は、そういうことを考えたときにいろいろな側面があるという部分でお話をしておりますが、片一方から見ればそうなるし、片一方から見ればそうならないという部分で、何を取

るかという話であります。

今さっき定住促進という話の中で、「職員がおらんと、職員がおらんと」という話であります。職員はしっかりさせないかんというのは当たり前の話なんです。地域住民がそれぞれの地域を守るために、今後どういう考え方をしていこうやという話の中で、そこは職員は要らないと、極端に言えばですよ。

地域住民がその地域を自分事として考えて、どう守っていくほうが、5年後、10年後いいのかということをしかりとそこの地域の方々が考えるということが趣旨だと私は思っておりますので、そこに支所とかそういう話じゃなくて、ここに企画情報課の職員がしっかりして、ちゃんとそういう会に行っているいろいろな形に顔を出していると。そしてまた地域に戻れば職員がいます。それぞれの地域に職員がいますので、その職員が自分のところの地域をこう考えよという話の中でリーダーシップをとっていけば、また違った形になってくると。今までいろいろな計画をつくって、上からこうじゃああじゃという形でつくりますが、逆によくなったためしはあまりないと。

ですので、この「ちくせん」といいますか定住戦略は地域ごとに地域の皆さんが考えて、それぞれの将来を見通す中で計画をつくって行って、それを応援していくというスタンスでございますので、考えてみますと、その支所の職員がこれだけいるという話ではないだろうというふうに私は思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。町長がそうお考えならそうでしょうけどね。

やはり今みんな本所に集まっていますけど、私は、職員というのは日常的に住民と接することが非常に大切だと思うんですね。今の体制だと、恐らく本所勤務の人は地域を知らんづくに、もしかすると役場、労働者としての生活を終わるんじゃないかというふうに思っております。そういったことも避けなければならないというふうに思っております。

町長は、先ほど、合併協議の中の話を出しておりましたけど、それはいろいろ書いてあるでしょう。でも、町長、やはり大切なのは、私たちは誰も4年前に町長が「病院をこうします、支所をこうします」という公約も並べておらんかったことを非常に問題視しとるんです。後でそういう理屈になったんでしょう。もともと立候補の時点でそういう理屈があったなら、公約に並べたはずなんです。私は、そのことが非常に無責任だというふうに思っております。

今後とも、やはり北郷もそうだと思うんですけど、南郷のあそこの地域を元気な地域にするためには、支所は再構築すべきだということを改めて申し上げまして、第2問目に移りますが、いいですか、議長。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【8番 小路 文喜】

2問目は、健康保険税の住民負担軽減であります。

国民健康保険税は子供の均等割をはじめ負担が重いので、軽減する必要があると考えます。

今回、保険料を決める協議会の資料をいただいたんですけども、ゼロから6歳までが34人おられるそうです。ちょっと電話で聞いたら、7歳から18歳の人が63人おるということです。いわば子供の数がこれだけおるという状況ですね。

今度の議案で出ると思うんですけども、御承知のように均等割があります。子供たちは2万6,400円ですね。ところが今度はその半分を国保で見るとということから、今申し上げましたゼロ歳から6歳については半額になるということで、非常に喜ばしいと思っております。

日本共産党の議員は、各地方で担税の能力のない子供に税金をかけることは何事かという観点でずっとこの質問を続けてきたところでもあります。そういったものが一定の影響を与えたのかなというふうに思っております。

例えば、2万6,400円です。このゼロから6歳はちょっと除外しますが、現行で言うと、まだ変わってませんからね。18年間の間、国保世帯に生まれた子供たちはずっとこの均等割を払うんですね。15歳過ぎたところから変わる人もおるでしょうけど。その金額は47万5,200円、2人だと95万円も払わなきゃあならんわけであります。

私は、これだけ人口減が進んで、「子供は宝だ、宝だ」と言いながら、子供ができるたんびに年2万6,400円、18年間払いなさいというのはペナルティーに近いんじゃないかと思うのですが、町長、そこ辺はどんげな認識かお答えください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

国保制度自体に扶養という考え方がないことが一番問題かなというふうに思っております。

扶養というのは家族扶養というか、申告のときには誰か世帯主がおって、この扶養している人たちはみんな吸い込まれると。ただ、国保の場合は一人一人課税をしていくという形です。扶養という制度がないと。

ですので、この世帯割は仕方がないとしても、均等割がかかってくると。それは未就学児童であれ90歳であれみんな同じ均等割がかかると。

今、幸いなことに保険税7割、5割、2割という形の軽減措置があるから、所得が低い人はそういう形で救われるという部分で非常に助かっていますが、今度、令和4年度からこの未就学児童に限って国が半分、県が半分、市町村が4分の1という話になりますが、それをしていくという話であります。

ですので、7割軽減があって3割が課税されてるとすれば、今度は均等割だけで言えば8.5くらいですかね、軽減されるという話になります。これは、私は議員と同じ考えでありましたので、町長になったときに担当に、「この軽減はできんか」という話をしました。そしたら、「でけんこともないけど、いろいろ問題がある」という話の中で、そのときは実現しなかったんですけど。

今回、国のほうがそういう方針を出してきたということで、ありがたいと思っております。そして、県の町村会で国に向けていろいろな形を出していくという中で、私が県の町村会は「子供にかかる均等割保険税の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること」と。結局、負担軽減が市町村に及ぶなという話で、10割を出せとは言いませんけど、国と県でどうかせえという話なんですけど。

市町村に負担なし、そして未就学児童だけでなくどこまで範囲を広げていくかという話の中で、ある程度、ほんなら高校生までもかそういう形で年齢を言って国に要望したほうがいいじゃないかという話をしして提案したんですけど、そこまでは早いだろうと、まだ今年になったばっかしということでありますので、これはやはり県の町村会として高校生までもというか、議員言いましたように15歳という話になって、国保から離れる人もいるでしょうけど、ほとんどが国保世帯として考えれば、そこ辺の高校生まではこの均等割は取らないという形の中で国ができないかということとはしっかりと要望していきたいと。

そして、できないということであれば、今度は非常に。結局、考えてみると、今どのくらいおってという話ですけど、議員言いましたようにどのくらいの金額が要るのかという部分があります。このくらいだったら許容範囲かという話になれば、それも考えるべきかなという部分はありますけど、一方、やはり社保とかほかの保険に入っている人たちもいますので、その兼ね合いというのが非常に難しくなってくるという部分もありますので、そこ辺を考慮した中でということに、町単独ということになれば、そういうことになろうかなと。

ただ、今は国に対してやはりこの要望をしっかりとやっていく必要があるというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

町村会でそういう方針が出されたというのは、非常に歓迎をしたいと思います。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

御承知のように、全国知事会が国保に1兆円入れてくれという話をしとって、そういうのが進んでくると圧力になるかなと思うんですけど。

問題は、今、町長が言われるように仮に、そしたら7歳から18歳まで町独自で

出そうかという話になると、ペナルティーをかけるという傾向があるんですね、国が。そこはやはりぜひ乗り越えていただきたいと思います。7歳から18歳、私が計算したら、83万1,600円でした、現行の人数で行くと。そこ辺が財政的な許容範囲かという話であります。

今、町長が言われた社保との比較の問題ですけれども、例えば、出産奨励祝金は3万円ですね。そうすると社保の人たちはみんながばっとそのまま自分のお金なんですけどね。国保の世帯だと、もう生まれた途端に大体、大方3万円の2万6,400円だから、もう取り上げられてしまうんですよね。そこの格差みたいなものをやはり整理する必要があるかなというふうに思います。

施政方針の9ページですけど、「町民が安心して子供を生み育てる環境整備のため、本町の施策として実施しています出産奨励祝金の支給、中学生までの子供医療費の無料化」こういったものがいろいろと助かっておると思います。ぜひそうやっていただきたいと思いますというわけであります。

今日は1つちょっと指摘しておきたいのは、固定資産税は二重課税ですよ。税金を払った上に資産税の何割ですかね、国保税の負担に回されておるわけですけど、これだって社会保険なんか全く関係のないところの世界なんですよ。どう考えたって重いんですよ、負担が。

考えてみたら、最近ずっと若い人たちが就農するので、「あなたのところは法人ですか、個人ですか」と言うと、どんどん法人化するんですね。そうすると、国保からどんどんどんどん抜けていって、結局、高齢世帯が中心の世帯になってしまってるわけですから、先の言う担税能力も含めて、やはり手を打つ時期が来てるんじゃないかというふうに思っておるところであります。

私は、やはり子供たちを手厚く保護する。前回ありましたよね、1万円を高校生に出すとか、中学校までの医療費を無料化するとか。私がおらんかった4年の間に自己負担もなくなったようですね。大した前進だと思うんですけども、そういうのを一つ一つ積み重ねていって、「ああ、美郷町はやっぱ子育てをするにはいいところだ」という先ほどから出ておるこの町の宣伝の文句の中に1つそういうのが入ると、また人が集まるんじゃないかというふうに思うんですけど、町長の見解をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

子育てに優しいというか、そういうまちづくりのためにいろいろな制度事業を構築してきたということでもあります。

議員が言いますこの国保に関して、今、4方式といいますか応能・応益で、結局、「能」ですかね、所得割と資産割がかけられているということで、それと平等割、均等割で4方式だという話ではありますが、これを今の体制の中で、宮崎県の中ですけど、どうなるかということを一統するわけでもありませんけれども、議論の中で3方式ということで、この資産割を除けたらどうかという話の課税という形になると、資産割が入ってきませんので、議員が言うような形になると。そういう不公平

というか、結構、資産税が高いから。特に家を建てた人は本当に高くなっていくのかなあという気がします。

今後、町としても統一の中で動きたいという気はしますけど、やはり4方式よりかは3方式のほうがいいのかあという私の考え方なんですけど、そういう感覚は持っております。

ですので、言いましたように私も保険税を担当した頃、若いときに、何で子供にかかっちゃろうかいなあという素朴な疑問をずっと持ってましたので、その均等割、そして資産割というものはやはりそういうふうに考えたほうがよかろうというふうには思うところでありまして。これは議員との立ち位置は一緒かなあというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ぜひ、今の話の中に子供の均等割のところの整理を入れていただきたいと思うんですけど。

最近、話題になったのが、今、地籍調査が進んでますね。北郷の方がどうじゃったかちょっと聞かんかったんですが、南郷、西郷が保安林だという話になってくるとがらっと変わりますよね、税の負担の形が。この辺も今後、大きな話題になるのかなあと思うんですけど。

当然、今の5-5という理屈から行くと、それこそ今言われた、今、住宅を造ったら、えらいな保険税の負担が起きるみたいなことが起こってはならんだろうと思うんですね。そこ辺のこともいろいろ勘案しながらやっていただきたいと思います。

私が今回、取り上げたのは、基本は担税能力のない子供たちの均等割をなくす提言をするというところで申し上げたんですけども、それらを中心に今後とも保険税の値下げ、住民負担が減るように物事が進むように期待をしたいと思います。

議長、3問目いいですか。

【議長 山本 文男】

ちょっと町長から発言が。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、「保安林化」という話をされましたけど、これが町のスタンスをしっかりと考え
とってほしいというのは、地籍調査は地籍調査、登記課税に移行するというのは税
の立場であります。保安林化というのは、山林を守っていくという形の中での保安
林化です。

ですので、これは地籍調査が終わって税金が高くなるから保安林化ということでは
なくて、結果的にはそうなったとしても私の考え方は、地籍調査は実測課税、こ
ちらは山を守っていく、今後いろいろな形の中で山が荒廃しないように保安林化を
していったらどうかという立ち位置の中で進めてまいりたいと思いますので、結果
的にはそうなったとしても、最初の入り口はそういうことだということ御認識を
していただきたいと、そう思っております。

【議長 山本 文男】

3問目の発言を許します。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

保安林の話はついでみたいな話ですけどね。

3問目は、職員採用試験の在り方であります。

私は、職員採用試験は、町村職員統一試験で実施するのがあるべき姿だろうとい
うふうに考えて、その立場からちょっとお伺いしたいんですけども、7月と9月に
試験が実施されるんですけども、この試験の内容の違いの説明をお願いしたいと思
います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

現在、本町の試験では7月と9月の2回に分けて試験を実施しております。

その中で、前までは1回でやっていたんですけど現在、2回になっております。
これはどういうことかと申しますと、大学生の取扱いと高校生の取扱いで、大学生
の内定をもらう時期が非常に早まったということで、それぞれうちだけじゃなくて
各市町村も試験を前倒しでやっております。

それからあと、後期については高校生の受験生もおりますので、その方も対象に
それぞれ2回行っているというところがございます。その中には一般事務もありま
すし、看護師、それから技術職、それから社会人枠も設けたりしながら試験を行っ
ております。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。結局、ちょっと分かりにくいんですけど、今の説明からすると、7月の試験はいわば高卒程度の学力を試すんだと。9月は大卒程度を採るんだということ。そして7月には社会人の枠という言い方も含めて入っていると。

ただ、私が年齢を調べたら、何を社会人の枠というんだろうと思って。どっちとも同じですよ、年齢枠が。それがちょっと分からないんですけど、それはまた後で説明をお願いしたいと思います。

本来、統一試験ですね。私はそれが一番それがあるべき姿だと思うんですけども、まず、9月の大卒の方の試験をやって、しかるべく人間を合格者も含めて掌握した上で、不足分を補填する形でその社会人を含めた高卒を採るという言い方は、私は正しいんじゃないかと思うんですが、そこはなぜ高校生が7月にやらなければならないのかという点の説明をお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

先ほどの説明でちょっと誤解があるといけませんけれども、最初にやる試験、7月にやる試験は主に大学生を対象にした試験が行われております。それから、9月が高校生、社会人枠を対象とした試験を行っております。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。もう一回、確認します。

統一試験は9月ですよ。いわゆる職員統一試験は。そこには何かあるんですか、学歴とかいろいろ制限が。ちょっとそこを確認します。お願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

統一試験で現在、行っておりまして、統一試験を2回行っているというような形でございます。大学生の就職内定がかなり早まっておりますので、それに合わせて前期試験を設けて、従来からあります9月試験につきましては通常どおり行っているということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。そしたらやっぱ。ちょっと私が勘違いしておりましたけど、7月にやるのがいわゆる町村職員統一試験であるわけですね。社会人枠という枠が、言葉が入ってくるもんですから、別枠でやるとるのかなと。

例えば、受験の資格とか知識の程度とか、そこ辺の区別があるのかないのか、ちょっと確認したいと思います。なぜ「社会人」という言葉が使われるのか。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

9月の社会人枠については、今の職員のピラミッド、人口構成なんかを見ながらいろいろ、どうしても今、逆ピラミッド型に人口構成がなってるもんですから、そういったところをにらみながら、「社会人枠は34歳まで」の中でいろいろ募集をかけてるんですけど、その部分が非常に少ないと。1人か2人しかその年代でいないというような実態があって、やはり34歳まで広げて、そして社会人枠の要件としては「3年以上、社会人として勤めていること」というようなことで、そういう枠を設けているということでもあります。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

そういう年齢構成枠の補正みたいな話が今、出たんですけど、現況はどうなってるって、どう補正をするつもりなのかということをお聞きしたいと思います。もともとあれですよ、3人辞めて1人雇って人員をきちっと整理していくという話だったんですけど、そのことを含めて説明をお願いします。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

今の職員の年齢なんかはあくまでも参考にしながら、34歳までという枠をとってるんですけども、その中で、試験についてはあくまでも統一試験ですね。統一試験でやってるということです。そして一般教養、それから作文試験、それから面接試験。技術職によると専門試験も入りますけども、そういった内容でやっていると。

そして、採用については、全体の職員定員適正化計画というものがあるんですけど、適正な職員数を確保する計画があるんですけども、それに沿ってやってるんですけども、小路議員が言ったように退職者に対しての3割補充ということで、3人だったら1人補充ということで、合併当時はそういう方針であったんですけども、その方針については基本的にはその方針でやっています。

その範囲で、今は5年間のうちに例えば、今年がどうしても何人必要だと、3人必要だということになっても、どうしても試験の基準がありますので、これはもう公正な基準があります、何点以上とか。そういうことで、それをクリアしない人は当然、通りません。となると、ゼロということもあります。それをじゃあどうするのかということ、次の年に、例えば、6人通ったと、基準よりも。そういうときには、またそこで全体の数で5年間の計画の中で大体、定数がきちんと枠に入るように考慮しながら実施しているということでもあります。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

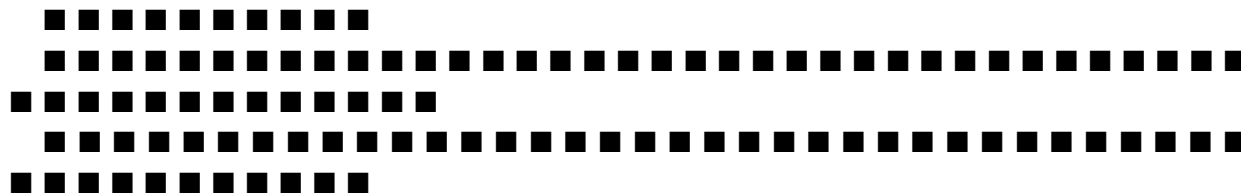
分かりました。若干、いろいろな資料を見よったら、大卒程度の知識とか高卒程度といろいろなものがあつたので、そこ辺の線引きがあつて、こういう2度に分けた試験があつるとののかなというふうに、私があれを見て勘違いしておつたところがあるようですから、そこはよく分かりました。

今、出ましたですよ、いびつな形をしてるということですよ、年齢構成が。やはりここはどうしてもきちつとしたもの、人事方針を持つておかないとそういうことが、恐らくそういう言い方をすると、まだ十何年ですから、合併前の旧村でそういうことが行われて、今、集まつてこういういびつな形になってるんだらう思うんですけど、そこ辺のことは現時点では排除する形で進められてるというふうに思つておるところであります。

ただ、世間では「社会人枠」という表現が、何か「恣意的な運用の」という話題が出るんですね。でも今言つたようにきちつと足切りをやって、その範疇以外のものではないということはないですからね。ないようですね。それならば分かりました。

ただ、そういう恣意的な運用を心配する声もありますので、そのことを一言申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 山本 文男】



【8番 小路 文喜】



【議長 山本 文男】

これで、8番 小路 文喜議員の質問を終わりました。

【議長 山本 文男】

再開を13時といたします。お疲れさまでした。

(休憩：午前11時47分)

(再開：午後12時56分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなようですので、休憩前に引き続き、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

7番、那須 富重議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

通告の順番を頂きましたので、本日は3件の質問をいたしたいと思っております。

まず、1番目に、南郷の南郷茶屋、水工房についてです。

西の正倉院が1996年、平成8年近くにできたと思うんですが、この頃にできた南郷の南郷茶屋、水工房について伺いますけれども、南郷茶屋ができた頃は神門牛の焼肉料理が食べられる店であったり、コンニャクのみ料理で提供するコンニャク番所として営業していたと記憶しておりますけれども、15年以上かなりのそれ近く、かなりの間、活用がなされていないようです。

現在のこの活用状況、その管理はどうなっているのかを伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、南郷茶屋と水工房の現状はどうかという議員の質問であります。

南郷茶屋につきましては、南郷観光センターとして平成7年3月から約1年の工事を経て建設されているとのことであります。平成8年4月から南郷クリエーションに運営委託を行い、観光客に郷土料理やお土産などを提供するレストランとしてオープンし、平成11年4月からはコンニャクを使ったメニューなどを提供し運営してきましたが、平成16年10月に営業を取りやめ、遊休施設となっております。本当に残念なことだなあというふうに思っております。

この南郷茶屋をかねてから地域住民から要望のあった葬祭場の機能を持たせるために、南郷茶屋1階部分につきましては、平成23年3月議会で美郷町公の施設条例などの一部改正を行いまして、祭壇の購入や厨房であったところを接待スペースに改修して、葬儀場として社会福祉協議会が運営してきたところであります。

今後とも、下の部分についてはこういう改修をしておりましたので、積極的な活用をしてほしいなと思っております。

今回「美郷町テーマ型民間提案制度募集要項」に基づきまして、南郷茶屋2階部分の活用案件について募集を行ったところ、1件の提案がありました。現在、みさとの森活性化協議会が、本年4月から南郷茶屋に隣接する旧観光案内所を利用して、アロマ製造、アロマ製造体験、アロマ販売を行っていますが、今回は、そのみさとの森活性化協議会による南郷茶屋を活用しての提案であり、現在その計画の精査を

行っているところであります。

また、水工房につきましては、南郷村温泉水加工処理施設として平成11年8月から約1年半の工事を経て建設されています。平成16年4月には、株式会社森の水工房と協定書の調印を行いまして本格的な生産を始めましたが、平成26年1月には、遊休施設となっております。

現在、株式会社HUTTE代表取締役、今西猛氏が乾燥シイタケの製造保管施設として、令和3年4月から1年ごとに賃貸借契約を締結して、利用しております。

令和4年1月には、みさとの森活性化協議会から施設使用の申込みがあったため、「美郷町テーマ型民間提案制度募集要項」に基づきまして、それぞれ計画書を提出していただき、審査会を開催し、施設使用者を株式会社HUTTEに決定した経緯があります。

このように、団体や会社、個人などで本施設の利用をしたい方がいる場合には、契約期間を1年としていますので、計画書を提出していただき、審査会を開催し、施設利用者を決定して行いたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

かなりの間、利用がされていなかったということで、葬儀場の件につきましても、去年は1件ということで、あの重厚な施設の割に利活用が非常に物足りないといえますか。もっとほかに活用する方法があるんじゃないかというふうに思いますけれども、これまでにほかには一切に、何か問い合わせ等がなかったのでしょうか、ありましたらお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

1階については、地区住民といいますか南郷町民のほうから、「斎場が遠い」という意味と、非常にお金がかかるという話の中で、北郷のほうで夢であい館の中でそういう形でやっているということで、どうしても葬儀場にしたいという要望がございましたので、その当時、それならばという、その人たちにそういう「ボランティア的にできますか」という話はさせていただきました。

北郷のほうでは、しっかりとした組織の中で現在も使っているということで、非

常に利用者が多いということで、利用者が多いということはあまり喜ばしくはないんですけども、お金がかからないということで大変ありがたいという話であります。

そのときに、そういう「ずっと続けてくださいね」という話でしましたが、「頑張ります」という話でしたので、「ほんならどこをどういう形でしたほうがいいですか」という話で聞いたところ、「ここがこうだ」ということで直した経緯があります。

ですので、そのほかの「こういう施設に造り替えてほしい」とかそういう話は、あのときはなかったような気がします。ですので、そのまま葬儀場として利用できるような形に変えたということでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今のところ社会福祉協議会とそれからアロマと、それから水工房についてはH U T T Eのほうがということでございますが、この辺の貸出しの要件といたしますか、貸出しの基準について分かりましたら、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの施設についての基準と、こういう形で貸し出しているという基準、ちょっと私のほうでは頭に入っておりませんので、地域課長が分かれば答弁を振りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【南郷地域課長 黒木 博文】

議長。

【議長 山本 文男】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 黒木 博文】

一応、基準ということでありますが、1年間の契約ということで一応、契約をしております。1年ごとに契約をやるという形で、基準というのはどんなものかなあと思って。一応、1年間の契約ということでやっております。

【議長 山本 文男】

課長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

これには普通、施設を借りれば賃貸という形が出てきますけれども、そういった点についての何か決まり事があれば教えてください。

【南郷地域課長 黒木 博文】

議長。

【議長 山本 文男】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 黒木 博文】

一応、賃貸契約ということで1年ごとに料金を取っておりますが、電気料相当分くらいということで、私は記憶しているところであります。
以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

例えば、南郷茶屋でいえば1年に1回ですけれども、その1年分の電気料といいますとかなりなものが発生すると思うんですけど、1階の部分ではなかなか負担が大きいと思うんですね。その辺でもやはり1年分、金額で具体的に分かれば教えていただければと思いますが。水工房についても同じです。

【南郷地域課長 黒木 博文】

議長。

【議長 山本 文男】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 黒木 博文】

一応、アロマの旧観光案内所については8,000円くらいだったかなあと記憶しています。それと水工房についても1万円ほどだったと記憶しております。正確な数値はまた確認してお知らせしたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

非常に、これは一番、賃貸で賃料をいただくことが目的ではありませんので、ただ、この金額の大きさがやはりその施設の活用を表していると思うんですね。やはり競争が発生すれば、恐らく8,000円で1年間の電気料が済んでいるとは思いませんけれども、そういう点ではやはりしっかりとした利活用が必要だと思うんですね。

このまま行くのかどうか、町長、どんなですかね。このまま今の状況を継続していくのかどうかを、ちょっとよければ聞かせてください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

このままでいいのかという話でもなかりという気がします。やはりその時の時代、時代。そしてそこで変わってくる風景、そしてまた業者さん、そうすると、やはりある程度の1年、1年という話じゃなくて、これで先がこういう形で見通せるという話になれば、また形態が変わってくるのかなあというふうには思います。

その中で、葬斎場とかそのままでいいのかと。やはり下も使わないといかんじゃなかりか。ほんなら、皆さんに、町民の方のその葬斎場の件はどういう形で言うのかと。またいろいろな問題が出てくるかと思えますけど、このままでいいとは、私自身は思っておりませんので、もう少し、中心地にありますので活性化ができるような形での使用というか、その分が出てきたらやはり長期的に貸し出すとかそういう考え方は出てくるのではなかりかというふうには思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今、町長もおっしゃいましたけど、ここは本当に南郷の中心部であります。観光の目玉のある施設ができております。先ほどの答弁にもありましたように西の正倉院、1996年に完成をして、当時は本当に目標は30万人の観光客をとということで華々しくできたわけですけども、今のところ年間で4,000人程度の観光客と。また、このコロナ禍の中にあつてまたさらに落ち込んでいる状況ではないかというふうに思っております。

こういう大きな観光地の施設もあるところで、この正倉院をはじめ温泉があり、それからまた師走祭りもこのコロナ禍を外せばあります。いだごろ祭り、民謡大会、ロードレース大会。この時期には、今、鮎釣りの太公望が来ております。1日にも大勢の方が前夜から泊まり込んで来ておりましたけれども、その中心部にありながら、この施設が非常に活気のなさを表す象徴というふうに見えます。

やはりこの時期になつても、先ほどの質問にもありましたけれども、観光客が日々、来ていると。そして利用しながら食事でも何でもいいです。とにかく温泉を利用しながら、そういう活気がやはり何としても欲しいというのが地区住民の願いでもあります。

何としても、この工場として使うのももちろんですが、もう少しそういう目玉として生かさなければいけないというふうに思っております。そういう点で、老朽化は建物を使わなければ、本当に日、一日一日古くなっていくわけですから、なかなか修繕もままならないような状況になってきます。そういう点で、一日も早いいわゆる活性化する利活用、これを望みたいと思いますが、もう一度、ちょっと町長、その辺のところの意気込みを何とかお聞かせいただければと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

物自体といいますか、作りですよ。本当にとということで、また、対岸の六花亭の横とか後の建物、やはり使わない手はないというふうに思っております。

ですので、今までやはりそういうことまで手を入れなかったと。ずっと遊休施設になって、これはやはり本来の姿ではないと思いますので、そこでどうしても行政の行き詰まりというか、考え方がそこ辺までしか行ってないということも限界があるのかなあという気がするんですけど。

そこで、地域の、これは「ちくせん」にまた戻りますけど、こういう形で使わせてもらいたいとか、こういう形を変えてくださいとかそういう意見を聞きながら、

またこういうことをしたほうがいいじゃないかと。いろいろな地区民の考え方を聞きながら、「ほんならこういう形でするけどいいですかね」と。「それにはこういう人が来て使いますので」という根拠がないと、変えただけという話になると問題ですので、やはりあそこの神門中を活性化する、一番シンボリックになると議員おっしゃいましたので、確かにそうだと思っておりますので、本当にみんなの知恵を総動員というかそういう形の中で、業者ばっかしにこだわらなくて、やはり地区住民がどういう形で使っていくかということまで踏まえて検討していきたい。

そしてまた、そういう施設の利活用をしていきながら、南郷の活性化を図っていくという目玉にしたいという気持ちはありますので、そのような方向で進めたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

本当に私もずっとこれではいけないということは常々、思っておりました。建物もいいところにあるし、あそこの南郷茶屋もそうですが、水工房跡もそうです。何とかここの活性化を今、望みながら、何か自分でできることはないかということをやっと考えてきたわけです。

私も、今いろいろとやっております、何とかそういったことにまた参入できればということで、地域の皆さんにもいろいろと話をしております。そういうことをやはりやっている途中でありますけれども、今後、これはやはり広くもうちょっと役場としても募集をすると、継続的に1年間フルにあそこを活用できるような業者といいますかそういう事業をする人がいないかどうかということ、やはり常々そういうことをいつもやる必要があると思うんですね。

特に、今回のアロマ事業でもそうですけれども、非常に急展開で、これは担当課長に言わせると、すばらしい人材が来たということで、やはりそういうふうによそにはそういうことを見るとすごいものが見えると。こちらで毎日、見ても分からない。ところがよそから来ると、私たちが見ても何でもないものが非常に価値のあるものになったりとか、それをどうやったら事業化できるかとか、そういうノウハウを持っている人もおります。

たまたま今回、1人だけですけれども、こういう方が数名、来られれば、またそういう町内の休眠的な施設も活性化できる大きな牽引力になると思いますので、そういう点も含めて何とかそういう募集についても考えていただけないかと思いますが、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。那須議員も参入したいということでもありますので、頑張っていたきたいと。大体こういうことだろうという感じで受け止めましたけど。

今回、新聞にも出ましたけど、観光協会でプレイングマネージャーということで1人採用したということでもあります、その方にいろいろな経歴というか、今までの経験がありますので、その中でどうかという話と、やはり広く募集をしてと。

本当に今さっき言いましたように、1年、1年変わっていいのかという話ではなくて、ある程度、例えば、アロマが企業としてなっていくという形で、そこを販売所にしたいとかそういう話になってくると、やはりその1年であって、また1年ということではちょっとおかしかろうというふうに思いますので、そういう中で、やはり使っていただくと。長年、使う。設備投資も要るでしょうから、いろいろな形の中で、これで盤石だという形になれば、やはりその人にずっと貸し付けるとか、その方向性というか、それは持つておきたいというふうに思っております。

ですので、本当に物がいいというか、もともとの造りがいいということでもありますので、本当に何かしらまだまだ活用価値というか、場所といい物といい、地形的なもの、神社があり全てが近いということでもありますので、このままにしておくのは何か宝の持ち腐れというか、今まで放ったらかしてとってという話ではありませんけど、申し訳ないなという気はしております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

繰り返すようですけども、今のアロマの、これは協力隊員ですよ。非常に優秀だという話を聞いております。この短期間で彼女自身にはとにかく3年の間で結果を出せということで、彼女にも焦りがあったと思いますけれども。

私も、いろいろと経歴をいろいろな方からいろいろと聞いて、非常にいろいろなところを回ってきたと。いろいろ優良な企業で中堅の幹部として仕事をしてきて非常に実績もあったと。

ところが、いろいろとやはり身体的にちょっと自分でも気になるところがあってということで、新しいところに仕事を求めて最初に沖縄に行ったということですね。沖縄のほうに行って、石垣島ですかね、そちらのほうでやってみたけれども、どうにも合わないということで、じゃあ今度は本土のほうに、九州のほうに求めたところで美郷がちょうどあったということで入ったと。

そこに来て、今、アロマというものを探して、もうピタッと、自分の体についてもこの仕事が非常に向いてるということで非常に意欲的にやっています。精力的に本

当に、この前も行ってみますと、今日もアロマを取りに山に入るんだということで、きゃしゃな28歳ですかね。いろいろとやっていることを見ると、28歳には見えないんですね。同じ28歳でもいろいろ私も自分の子供たちもいますけども、比べてみると、これだけのことを本当に体を張ってよそにいつてできるのかなあという事は、私はこういう人たちを役場の職員の皆さんにもぜひこの彼女の行動力を見てもらいたいですね。やはりああいうふうにやると、地域が活性化する。何でも成功すると。

彼女の場合は、今はアロマの6ccが6,000円ということで売っておりますけれども、この辺のところもクロモジで今やっておりますけど。クロモジとかそれからユズとかいろいろやっておりますけども、そういう点で願わくば、もう一日も早く事業化をして成功に導いてもらいたいという気持ちがいっぱいあります。

できれば、本当にこの今の在り方を役場の職員の皆さんにはぜひ学んでもらいたいと思いますが、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。本当に頑張っていて、そういう形でアロマの起業というか、それに向かってということで、なかなかやはりできることではないなあと、若いのにという話であります。

できたものを県の幹部の方に差し上げたら、非常に好評だということでもあります。名刺を渡すときに、名刺入れがありますので、非常に聞かれると、相手方から。「えらいいい匂いがするけど、これはどんげしとっとね」という話の中で、「実は、かくかくしかじかですわ」という話をすると、「ああ、そうですか」ということで、「非常にいいことですねえ」と。

そしてまた、協力隊員の大学ですね、母校。この接点があって、いろいろな形で御協力を願うと。また、こちらのほうから問題があれば、提言をいただくとか、そういうつき合いまでできるのかなあという部分まで来てますので、本当にありがたいというふうに思っております。

協力隊、今8名ですかね、9名ですかね。いろいろいますけど、炭焼きの下川さんという人が、その炭自体を確保して石けんを作ったり、いろいろなものをと。で、海外に出してるとか。

結局、そういうものを全て集めていくと、非常に大きい可能性が出てきてるということだろうと、私は思っております。

ですので、協力隊は3年間こちらのほうで雇用して、その後、起業していただくという話の中で、やはり全員がとどまって起業してほしいという部分で頑張っていたきたいなあというふうには思っておりますので、そういう話の中で、また変わったものが、変わったものといいますか、今まで私たちが気づかなかったものがお金になっていくという部分での起業というか、そういうことに期待をしております。

ですので、議員が言いますように、そういうところのバックアップとか、そして、問題は職員という話ですけど、やはり職員もしっかりと見ていただいて、考え方な

りを聞いて、その人たちとつき合っ高めてほしいと。

ただ、若い職員はいろいろなところを大学とかに行っ、今すごくそういう形で帰ってきてますので、ある程度、私のような頭の固い人間がやはりそういう人たちとつき合っ、そういう考え方もあるのだなということできっりと見ていくことも大切かなというふうには思っるところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりしました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

ありがとうございます。本当にやはりこのマンパワー。はっきり言っこれは1人の人が入ってきて、そういうふうになきなうねりが出ってきてるわけですね、炭焼きの方にしてもそうですけど。

そういうマンパワーというものがいかに大事なのかということ、これはもう今、私たちの目の前にしてあります。この時をきっりと職員の皆さんにも学んでいただい、私たちもこれに何とか追いついて一緒に歩んで行かなくちゃならんわけですけど、そういうことで一生懸命、頑張っていなくちゃいけないと思っますので、よろしくお願ひしたいと思っます。

それでは、2番目の質問に行きたいと思っますが。

【議長 山本 文男】

2番目の発言を許します。

【7番 那須 富重】

一昨年、昨年ともずっとやっておりますけれども、4年連続の特A評価ですね。

今日の宮日新聞の一面の見出しに、「主食米作付、主食米の作付が37道府県が減、穀物高、麦、大豆、転作進む」ということで、これは22年産ですが。こういうことが載っておりましたけれども、こういうときだからこそ、やはりいい水田が残るといういい機会であるというふう、私は見たんですけれども。

そこで、現在、日本穀物検定協会の食味ランキングで3年連続の特A評価を獲得しています。満足できる価格を維持していくためには、特A評価を継続して行っっていく必要があると思っますけれども、今、3年が終わっ、今年4年目に入っておりますが、4年連続の期待がかかっております。準備は万全であるかどうかを伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

3年連続ということで、同じ地域からということには珍しいということで、本当にいい米を生産しているということは御案内のとおりであります。

朝の新聞でありますけど、食料安全保障ということでいろいろな形で今から先、作っていくしかないということになると、やはり主食は米ですので、自給率とか自足、そういう力を高めるためにも、飢えさせないがためにもという話になりますが、やはり米は作っていくべきだと。

その中で、おいしい米ということには定評があるこの特Aということで、やはり4年連続を目指してということで、もう始まっているということであります。

中身については、特Aがどうのこうのという話ではなくて、美郷町内ではJAひむか米、その振興協議会とタイアップして3名の生産者の水田を重点対象水田に指定をして、この中からまたずっとできたとき食味分析という話になってきて、それを出していくという形でありますので、その3名の方は非常に苦勞されると思うんですけど、これはやはり普及センター等といろいろなスマート農業だと思いますけど、水の管理だとか水の深さとかいろいろなものをしていく中で育てていくということですので、そういう形においては万全だと思っております。そういう形では。

今度は、その米を売る部分においてはまだまだ検討しなければならない部分がありますけど、4年目に向けてということであればそういうことでやっているということでもあります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今年3月31日に、町長以下、JAの職員の方とそれから担当課長とJA日向、JAえびのととも県庁に報告に行きました。その後、いろいろと報告をした後に、JA日向の広報紙とか広報みさとでも非常に大きく写真もたくさん飾って掲載されております。

しかし、現在のところではこれは内向けで、JA日向内と美郷町内で大喜びをしている。いわば自画自賛で終わってるんですね。結局、「よかった、よかった」ということで終わっている。これまでも3年連続取ってきてるんですけども、同じようなことが続いてきている。これはやはりここで止まってしまっはいけないと思うんですね。

町長は、あのときはいなかったかもしれませんけれども、大事なことは本当に外

向けにアピールしていくことだと思っんですけども、この前の県への報告のときに、執行部等の要望をしたときに、県の農政水産部長以下、次長、課長、担当者にお願いをする機会がありました。

そのときに、そういう中央のほうに行って試食会を提供しながら販路拡大とかブランド化を進めていくということで話をしました。それからまた、移動して県の議会議長のほうにも行ってお願いするときにも、同じようにやはりそういうことで試食会を提供しながらブランド化を進めていってはどうかと、「えびのと美郷町」ということで話をしました。

議会議長もえびの市出身ということで、非常に米には理解があります。そういうことで、もうその場ですぐ担当課長に、「もうこれはすぐにやりなさい」と。私は、その場で、「できれば11月頃の新米が収穫できた直後くらいでやったほうが効果があっていいんじゃないか」ということで申し上げたんですが、もうすかさずこの議長は、「時間がたってもおいしいのがこの特Aでこの米なんだ」ということで、「もうすぐにやりなさい」ということで、担当課長に申しあげました。これは農政課長も現場に居合わせましたので、恐らく分かっていると思うんですけど。

ここは、非常に大事だと思うんですけども、本町もこのおいしい米という位置づけのためにも積極的に後押しをするべきだと思いますが、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

陳情のときに知事、副知事のときまではちょっと入れたんですけど、あとちょっと所要があって部長、議長のところには行けなかったということで申し訳ないなと思っております。

そういう話であれば、確かにJA日向だけの中で美郷町産米という話だけで、それが今度は特Aになると、西北山間地域という地区ですよ、7町村くらい入ってきますので、何かはっきりしないという部分があって、何かちょっと温度差があると。えびのとJA日向としたときの取組もまた温度差があるということで、うちとしてはどうかしようやという話をずっと、報告に行く前も話したんですけど、なかなかそこがうまく行かないと。歯切れが悪いといえはそういうことになるんですけど。

うちは、一等米、二等米、三等米をこういう形で補填しますよと。一等米のJA価格の差額分を二等米、三等米も出します。そして8,000円ということがうちとしての精いっぱいなんですけど、ほかのところはしてないということで、その分については生産者はいいんですけど。今度はそれを美郷米として売るなら、やはりそういう単独でやるしかないのかなあという気がします。

そういう話の中で、議長もやれということで、どこでやるかというのは県のほうに決めてもらって、そういうことであればこちらのほうも積極的に応援したいというふうには思うところです。

ですので、本当に美郷町産米、結局、特Aを取ったところはJAひむか米振興協議会の中でブランド米として認定されているということですので、これをやってい

きたいと。

もう一つのうなま米は豊見城に今までの経緯の中でしっかりとした地位を確立しておりますので、そこはそこでいいのかなと。

西郷の米と南郷の米ですよ。これをブレンドさせないで美郷米として売っていくという形はやらなくてはならないと。それを議員おっしゃいますように、そういう形でやれというなら、後押しをしてPRをしていきたいというふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

これは知人の話ですけれども、宮崎市の近郊のゴルフ場に通う人がいます。定期的に車に玄米を2袋ずつ積んでいって、そのゴルフ場の家が農家のキャディーさんに販売をしています。これは農家の方なんですよね、向こうの方は。

結局、宮崎近郊ですから川南とかそういったところの農家ですけれども。地元の米はやはりもうおいしくないという認識であると。これは「本当に、内陸の米はおいしい」と認めている典型的な例だと思うんですね。

また、南郷でJAの茶工場の跡にあそこを拠点に米づくりに熱心な青年がおります。現在、GPS機能付きの田植え機で早朝から精力的に驚くような速さで田植えをしております。この米づくりに熱中するエネルギーの源というのは、この人は時々、県南のほうに自分で米を持って出荷に行きます。宮崎市近郊に個人的に売るときに、「あんたんとこの米は本当においしいね」と、この一言が本当に一番うれしいと。つまり、米のおいしさに自信を持っているわけですね。だからあれだけ精力的に米を作る、エネルギーに動けると。もともとこの人はエネルギーの塊みたいな人で非常に何事にも積極的に取り組んでいる。役場の救急車の運転手を長いことやってあって、「正直言って、僕はこんなことはしちゃあおれんとですよ」と。「早く辞めさせてもらいたいっちゃけど、なかなか辞めさせてもらえない」と。この前、今年に入ってですかね、やっと暇をもらって、今は本当に水を得た魚のように一生懸命に取り組んでおります。

つまり水がおいしいところ、おいしい米ができるところ、この好印象は現在、町長が積極的に進めようとしておりますうなまの酒蔵を再興しての日本酒いすゞ美人を復活させるという事業目的と、その市場に広くアピールするためにも大きく貢献できると思うんですね。現に米どころ新潟県、山形県のお酒は本当においしいと。また逆に、「酒どころは米のおいしい新潟県」と、口をついて出てくるくらい酒好きの人たちの間では言われております。

今、田植えの真っ最中ですがけれども、今年の米づくりに精力的に意欲的に新しく米づくりにチャレンジしている若い方々のためにも、4年連続の特A評価獲得は欠かせないと考えます。しっかりと後押しをしていただきたいと思います。もう一度、町長、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな意味でそういう若手の後継者が補助を集めて耕作放棄地が出ないような形と併せて、そういう形で頑張っていたきたいと。それに対して、いろいろな形の補助が必要であれば助けていくのが、やはり行政の仕事だろうと思っております。

ですので、そういう形の中で担い手、後継者が増えてきて米づくりがしっかりとできると。そして米ばっかしじゃなくて、その裏もしっかり作っていくという形になったときに、初めてうちの基幹産業というか1次産業がしっかりしたものになってくると。

裏作をしないことが非常に収入減につながってるのかなあと。いろいろなものを見てみますと、隣の熊本県やらに行くと、麦ですよ。これはビール、供給契約というか栽培契約もあろうかと思えますけど、やはりそういうものを作ってお金にしているというのが現状でありますので、米を作った後は何かを作るという話の中でやはり組み立てていく必要があると。

議員がおっしゃいますように、そういう人たちのためには頑張りたいと。今さっきいすゞ美人の話がありましたので、米がおいしいところは酒がおいしいと。また、いすゞ美人を作るときにはこの米を使ってるよという話でありますので、ヒノヒカリではありませんので、またそういう部分で20年くらい前まではあったという話なんですけど、その粳を国立何とかというところにはあるということですので、もらって、50粒くらいですね、それを分結させて、どんどん増やして、空いてるところに作ってもらえませんかという話の中で、ちょっと夢を、米についても酒についても追いかけていきたいと。そして、議員おっしゃるように美郷米をしっかりとするがためには、やはり後押しはしていくということで考えております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

まずは目の前のハードル、4年連続の特A評価を獲得することが大事だと思います。私も一番先には普及所の担当課長のほうに連絡を取りまして、その後どうなっているのか」ということを聞いたら、「JAさんのほうで頑張っていたくことにな

ってますので」ということで、JAのほうにも問い合わせました。

そうすると、まだちょっと流動的で、あの方にもお願いしてる、この方にもお願いしてるけども、この方が断った場合にはまたこの人に頼まなければいけないという、非常にちょっと不安定な不確定な話が帰ってきたものですから、そこら辺りのところをしっかりと押さえていって、この4年連続を何とか外さないようにしっかりとフォローしていただきたいと思います。

この特Aは、先ほど町長も「美郷町の名前は出せない」ということですがけれども、西北山間地米、いわゆる五ヶ瀬、高千穂、日之影、椎葉、諸塚、美郷、西米良とありますけども、国は入郷地域の椎葉、諸塚、美郷では今度また6月30日にまた会合がありますけども、やはり米がおいしいところで地域のクリーンさというか、やはりいろいろな食べ物がおいしいところに結びつく、そういうところに響きが非常にいいので、そういう話も今度は持ち出してみようかなという気持ちでおります。

そういうことで一体化、いわゆるこの入郷地区の一体化も図っていく必要があるかなと思います。やはり椎葉は、椎葉、五ヶ瀬、高千穂、日之影とか農業遺産ということでやっております。そういうところに参入するにも、そういうことをきっかけにしていろいろ要望活動にもつながってきますので、そういうことを基にして話を1つにして、そして、いい話ですから、やはり私たちはこういうことで頑張っております、椎葉も諸塚の米もおいしいでしょうけど、なかなか量的に間に合わないからということでしょうけど、「おいしいところ」という位置づけを一緒に盛り上げていきたいと思いますという協力をいただくという点でも非常にいいことだと思いますが、町長、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 山本 文男】
町長。

【町長 田中 秀俊】

1 町村ということよりか、やはり広域的にという話で頑張りたいと。米に関しては、やはり西北山間地域という地域と、今度は県北で頑張るという部分では、沿岸部がちょっと外れるかなあと。それはそれとして、やはり広域北部の行政事務組合もありますので、その辺からもこういう部分は応援してくれてもいいんじゃないかとか、そういう話の中でつながっていくというか。

そういう一番の根本は、やはり主食が日本人にとって米だと。これから先、何が起こるか分からないと。いろいろな天候不順等々、考えていったときにやはり飢えないというか、食糧の自給率を高めていくという部分は非常に、どこがするのかといたらそれはやはり中山間地域かなあと。農村部という話になれば、やはりそういう形ですので、そこ辺は一生懸命やっていきたいと。そして連携を組んで何事にもこの圏域は1つという考え方でやるほうがいいかなとは思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】
町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

確かにウクライナ侵攻があって穀物等、非常に高騰しております。そこで、いろいろ北海道も今年はいわゆる減産、米のほうを絞っていくと。ああいうところですから、もともと大豆とかそういったものは非常に生産が行われておったわけですが、ここで価格が伸びてくればそういう転作も、今日は宮崎県も1から3%の転作になるだろうということです。全国的にも2万4,000ヘクタールだったですかね、作付を減らすと。それで初めて日本の安定した供給に追いつくということになっているようです。

そういった点でも、私も先ほどから言ったように、米にしても米粉を作ったりとか、米粉でパンを作るとかそういったこともいろいろ道は開けてきます。小麦も昔はこちらでも作っていた経緯があるわけですから、大豆にしても価格がやはりそれだけのものがあればできると思います。

私も、そばを作ってるんですけども、そばに関して言えば、そばはやはり皆さん、昔からの手刈りで非常に手がかかるということでなかなかそれに向かおうとしないところがやはり機械でノウハウを教えるやると。例えば、いちいち畝を作って、そこで種をまいて刈るときも手刈りで刈って、そして棒で叩いて獲ると。そういうイメージで見てるもんですから、なかなかそれに立ち向かおうとしないんですね。

この前も渡川で、江藤 拓衆議院議員が来ていろいろな意見を交わしたときに、私もそばを持って行って食べてもらったんですけども、渡川の青年が、「このそばはどうやって作ったんですか」と。「こうやって自分でやって、無田でやって出してるんですよ」と。「手がかかるとでしょう」と。そのくらいのイメージなんですね。

結局、それはトラクターで起こして、種を動噴でまいて、そしてハローという後で代掻きするときを使う機械がありますね。あれでやってしまえば、それで終わりなんですね。それを今度一度またやらなきゃいかんとですけど、その実演をしてやって、「後じゃあ草刈りとか大変でしょう」と言うけど、もうこれは収穫まで何も要らないんですね。後はもう、よくカナダとかアメリカで収穫している麦なんかを刈り取りをしていますけども、ああいう収穫でできます。

だからそういうことだから、一番、手がかからんで一番安定的に穫れると。ましてや転作をするならこれが一番いいよねという話をすると、非常に興味を持って聞くと。そういうことまでやはり実演をして、実際に自分で取り組んで行って体験談を聞かせて、現実にそれを、例えば、種をまくとき、収穫をするときに連れてきて現場で見てもらおうと。これで初めてそういう意欲が湧いてきます。

やはりよそで聞いてきとって、「何がいい、何がいい」と、それだけではなかなか向かえません。だからそこを今年はまだ私も取り組んでいかなくちゃいけないと思っています。そういうことで、非常に積極的に取り組んでいただけるということで、お願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に行きたいと思いますが。

【議長 山本 文男】

3 問目の発言を許します。

【7 番 那須 富重】

3 番目に、これは日頃から私もずっとこれまで見ておりましたけれども、問題があると思って見ておりました。町役場前の交差点についてということで書いております。

本庁庁舎前の交差点は、病院入り口、歯科診療所入り口、社会福祉協議会入り口、さらには薬局、駐在所、商工会、森林組合入り口がつながっております。上り坂の上、カーブになっており、交通安全上、大変、問題があると思われまますけれども、どのようにお考えかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこということですが、なかなか厄介な交差点ということで、以前、警察や交通安全協会の御協力の下に、この交差点の安全点検を実施した経緯があります。

当時、信号機をつけたらどうかという話で検討されましたが、道路の構造上、信号機の設置は、逆に交通事故を誘発してしまう可能性が高いとのことで結論を見ましたので、ならカーブミラーや看板を設置して注意喚起をしようということで今の現状になっていると。

最初その時は、もうやっぱり信号機をつけて安全性を確保したほうがいいじゃないかという話で進みよったら、そうじゃないという話であります。また、そこは子供たちの通学路にもなるし、いろいろな形で人の往来が激しいということでもあります。

ですので、たまたま運よくそこに駐在所があるということで、その駐在所の方が出られて、また、交通安全期間は職員やらが出られてということで、そこ辺の注意喚起はできてるといふことでもあります。

これを今度どうするかというのは、本当に信号機は無理なのかと。やはり線形が悪いということでもあります。国道とこっちの町道のぶち当たり、T字型ということで。これがまっすぐしてれば信号機もいいんでしょうけど、行ってすぐという話になると、なかなかそういう部分があったと。

でも、信号機がありますよという話の中では、路上にこういう三角とか何か知らせるものをつけられるという話ですので、そういう形の中での信号機という部分も、その当時から大分、経ってますので、もう一回、何か。幸いにして事故等は起こってないということなんですが、何が起こるか分かりませんが、今のままがやはりベストな形なのか、そこ辺はまた交通安全対策協議会とかそこの中で駐在所も入れてと。

また今度は、信号機やらになると、今度やちょっと公安とかそこ辺が絡んできま

すので、そこ辺の協議はしていきたいなと思っております。

ですので、今の間は、「今」というかこういう形の中で安全を確保していくという
か注意喚起をしながらやっていきたいと、そういうことで思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

それから、先ほど森林組合まで言いましたけれども、今度発熱外来も商工会の横
にできましたよね。今朝も、私はずっとあそこを曲がって役場のほうに入ってくる
んですが、そのときに、病院の駐車場を見たときにもほぼ満車ですよね。狭いところ
に、もし車が入っていると、あそこの入り口でやはりどうしても入れなくてつっ
かえてしまうとかそういうことも何かあるときには出てくると思いますね。

特に、また、はっきり言いますと、このコロナ禍の中でなぜこんなに密集してあ
んなところで人がいると。病院から出てきて薬局に行く人たちもあそこの発熱外来
の前を歩いていたりするわけですから。それとか、こちらの森林組合なんかの駐
車場を見ても非常に、車をどういうふうに停めているのか分からないような止め方
をしているようなところがあります。

これはなぜかと言うと、私は、この西郷病院に行かなくちゃならなくなって、南
郷の患者さんがそういうことを言うてくるわけですね。「あそこの病院は、何ねあれ
は」と。それを聞くまでは、私も言うつもりはなかったんですが、そういうことで
直接、受けたものですから、そういうことをほとんどの方が言ってます。「もうちょ
っとあの辺は改善をしないと。西郷に行った、病院ができた。いや、あそこに行く
意味がない。もうちょっと駐車場なり広く取れるとか何かできんとじゃろうかい」
という話もあります。誰が見ても、地元の人たちはあまりそういう経緯を知ってい
るので分からないかもしれませんが、よそから来ると、初めて行った人たちが
見ると、なかなか分かりづらいと。いろいろと問題がある地形だと思います。

そういう点で、何とかこれをちょっと、早目に何とか改善の方向で検討してい
ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことまであまり頭になかったということです。ただ、線形が悪くていろ
いろな形の中でという話の中でしてきたと。

次の話ということで、病院に行くときに非常に入り込みが難しいとか。そうですね。国道から中に入っていくときには一旦停止ということでしょうから、いろいろな形の中で、そしてまた駐車場が狭いということも問題だということでございます。

そういうことであれば、またそこ辺の一体というか駐車場確保にしても検討していく必要があるなど。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

何とか今のところ事故が起きてないということでございます。非常にありがたいことですが、これは起きてしまっただけでは本当に取り返しのつかないことになるかと思っておりますので、ひとつ早目に何とか改善策を講じていただいて、今の事故がない状態を継続していただけるようお願いをして、これで質問を終わります。

【議長 山本 文男】

これで、7番 那須 富重議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで休憩に入ります。

再開を58分といたします。

(休憩：午後 1時53分)

(再開：午後 1時58分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順調に質問を許します。

次に、9番、甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【 9 番 甲斐 秀徳 】

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、公営住宅について、一点突破を目標に質問を行いたいと思います。

コロナ禍であり、当町においてもパラパラといまだ発生しております。

また一方、ウクライナ情勢に反応し全ての物価の上昇が町民にとりましても影響が出始めてまいりました。食品・農業資材・また畜産においては農耕飼料、牧草などの影響は顕著なものであります。

しかし、子牛市場は数十万円単位で下落しております。米農家の肥料、燃料を含め価格は上昇の一方であります。米の販売価格も決してよいものではありません。それでもコロナ禍の中山間地に住む我々にとりまして、黙々と田植えを行っております。この秋にもマスクを外せて、ウクライナの紛争も解決してほしいものだと願っております。

今回の質問は、若い夫婦の方々の深刻な問題提起であります。夫婦共働きであり、当然、給与も上がります。そのために家賃算定基礎に反映し、結果、入居者の家賃が上昇してまいります。この家賃では、日向市に出てアパートを借りたほうがよいのではないかとっておられます。町より家賃について説明を受けておりますが、空き家の件や家を建てるも空き家がなくて困っている現状であります。

美郷町住宅条例第2条には、「町は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために町営住宅を設置する」とあります。公営住宅は憲法25条の趣旨にのっとり、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方公共団体が協力して低廉な家賃で提供する住宅です。

現在の公営住宅の入居基準や家賃算定の基準は、昭和26年公営住宅施行令等により全国一律に定められていることは十分に理解できます。家賃の算定方式の（家賃算定基礎額）×（市町村立地係数）×（規模係数）×（経過年数）×（利便性係数）の見直しをするかほかに方法はないかを、町長にお伺いいたします。

【 議長 山本 文男 】

町長の答弁を許します。

【 町長 田中 秀俊 】

議長。

【 議長 山本 文男 】

町長。

【 町長 田中 秀俊 】

公営住宅ということではありますが、今、議員が述べましたことに尽きてるということで、公営住宅の趣旨とかそういうことはそういうことでもあります。

ただ、この家賃を決めるのに自治体が許されてるという話の中では、今さっき言った「利便性係数」と、これだけはいじくっていいですよという話だそうです。

普通、公営住宅施行令では、0.5から1.3の間で設定するようになっていましてということではありますが、美郷町は0.5から0.69の間で設定してますので、ほかのところよりかは安く設定されているということでもあります。

です、例えば、まだ安くせえということでもありますので、それぞれの利便係数があるんでしょうけれども、0.5からということでもありますので、0.5でもいいじゃないかという話になります。

です、0.5ですれば、全てそんげすれば、まだ安くなりますが、ただ、本当に低所得者のための公共住宅でありますので、そういう形にしたときに、その所得やらが低くなれば、そこまで家賃には跳ね返ってこないとか、そんなに、何でこんげ大きくなるのかと、家賃が高くなるのかということではないのではなからうかと。

ただ、言われるように所得が多い人が入ってて、その係数で算出しても家賃が高くなると。そこが公営住宅が意図しているところではないという部分で、そういう結果が出てるのだろうとっております。

そういう状況でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

中に入っておられる方々はいろいろな方がおられると思うんですけども、低所得者から高所得者まであるので、それは一概にいろいろなことと言えないところがあるんですけども、たまたま若い方が入居されて、子供もいて、そういうことで深刻な問題だということに私に対して来ておりました。

町では、総合計画まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから未来発想、移住者定住支援、また、「ちくせん」でも人口問題を提起し、将来の人口増を町民全員で考えていく時代になっております。

ここで生まれた方々の家族を町外転出させない手だてを考える方法が、私は先だと考えております。子供のことを考えると、美郷町から出ていきたくないというふうな話をしておりますので、町長、それはどういうふうに捉えていますか、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「いろいろな住宅があって、結局、定住促進、空き家対策、いろいろな形の中で住宅自体いろいろな制度の中で運営している」ということで、昨日、答弁をいたしました。また、どういう制度があるのかという話で、「一括して住宅のをまとめて広

報紙等に出したい」という答弁もいたしましたので、それを早速、企画情報課が中心となって、そういうものを作り上げてるといことでありますので、6月号か7月号くらいにはお示しできるのではなかろうかと。それをもとに判断、いろいろな形で使っていただきたいという気持ちはあります。

ただ、この公共住宅ですけど、どこをとという話が一番、ひっくるめて話すのかという話になると非常に難しいと。やはり低所得者がための住宅ということが前提で来ますので、やはりそこが一番しっかりしたところで話さなければならないという気がします。

ですので、例えば、いろいろな形でこういう制度設計をしたほうまだいいんじゃないかという話の中で、決めていけるものは決めていってもいいかなあという気がしますけど、それではどこまで町が見るのかという話になります。

いろいろな意味で、住宅が例えば、家賃が1万円だったと。もう全て1万円にしましょうと。林業大学校とその宿舎ですけど1万円にしたという話は単身の、汐住宅もそういう形になってると。今回、造ろうとする南郷のほうの単身舎もそういう形にしたいと。何で1万円かというはっきりした根拠というものは、やはり定住をするがためには、そんなに大きな家賃は取れないという話であります。

その中で、どこをとってもどうしても所得がついてくるという話の中で、先ほど言いましたように0.5にしていくのかと、もう全てを。そうすると、それぞれの住宅の違いがあっても、どこに住んでも一緒かという話になるのかなあと。そこ辺はちょっと私は弾いたことがありませんので、建設課長のほうから、そこ辺の行き違いがあるといけませんので、説明はさせていただきます。

なかなかそれをどういう形にもっていったときに、住宅を利用している方々そしてまた、普通の一般住宅に住んでいる方々、早く言えば町民ですけど、理解が得られるのかという部分があると思いますので、そこ辺を精査していきたいというふうには思っております。

【建設課長 林田 貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田 貴美生】

利便性の係数について、お答えします。

この利便性係数というのは、住宅の設備とか立地条件を考慮したもので設定するようになっております。町内の住宅も施設の古いやつもあれば新しいやつもあると。その中では同じ0.5ではいけないということで、幅を持たせて0.5から0.9の間で設定をさせていただいております。

以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

この問題は今に始まった問題ではなくて、問題提起は平成25年6月議会で提起し、私が一般質問を菊田町長時代にやっております。そのとき、田中町長は副町長だったと思います。覚えてますか。

このときも、そういう質問をしたと思うんですが、その時点からこの問題が全然、進展がない。「進展がない」と言ったらおかしいんですけども。

それと同時に、そのときも御家族の方から話があったんですけども、この方は結果的に5名とも日向のほうに転出されております。そういう状況でありますので、この定数ばかりいじくるよりも、やはりいろいろなことをやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、今まで私のほかにいろいろな古い今までの前議員が質問をされております。

ここに、ある議員が「過疎化高齢化は、若者が少ないことだとして、担い手対策や子育て支援等を進められているが、新たに若者定住促進のため町営住宅を使用し、かつ高校生以下の子供がいる家庭に対し家賃の3分の1とか2分の1を補助する考えはないか」という問いに対して、「定住化に向け、ぜひ検討したいことではあるが、ただ、法的背景があるので、検討課題としたい」というような回答が出ております。「検討課題」ということで、その後、検討したかどうかはよく分かりませんが。

それからもう一人、議員がやはり同じようなことを申しております。ただはやりそれもなかなか進展がないまま今日に至っているというような状況です。

ただ、今一生懸命、「定住促進、定住促進」と言ってるんですけども、よそから定住で入られて来る方もいるでしょうが、やはり地元にいる人間がこういう状況の中で出ていくというのは本当に甚だしく寂しい思いがするんですけども、そういうところを止める手だてをしていただけることが一番手っ取り早いのかなというふうに思っております。

だから、この3分の1とか2分の1というような補助もある程度、考えるべきではないかなというふうに思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

結局、毎年、毎年の世帯の所得で家賃算定はしていきますので、所得が高ければ家賃が高くなるという話の中で、結果的に定住促進と裏腹に家賃が高いから出ていったという結果になったということでもあります。

そのときに、定住促進賃貸住宅家賃補助事業をつくったんですが、それでやってきておりますが、これは令和6年度で制度終了という形にしております。

それはなぜかという、やはり公共住宅は低所得者がという話の中でしておりますので、この補助率ですけど、令和2年度は10分の10という形で出しております。令和5年度は4分の1ということです。

例えば、算定で弾いた金額が7万3,000円ですという家賃が出たと。その7万3,000円に住居手当がついてないということで、会社辺であれば住居手当をつけば、それは控除するんですけど、ついてないという想定での試算ですけど、7万3,900円が家賃ですよと。住居手当がありませんと。4万円か3万円という部分でどちらかが大きいほうということで、この7万3,900円から4万円を引くと3万3,900円になります。そうすると、3万円よりか多いから、3万3,900円の率を今年で言えば令和4年度ですので2分の1ということで、1万5,000円が月額補助金になるという話です。7万3,900円がもともとの金額ですので、その1万5,000円をこちらが出すということです。実質5万8,900円になるということになります。

これは、あくまでも高額ということになっておりますので、やはり低所得者という部分を考えてときにどうするかという部分は残ってきます。例えば、産業の振興で「頑張りなさいよ、頑張りなさいよ」といって一生懸命、頑張った結果が所得が上がったと。所得が上がった結果、家賃が上がったと。家賃がそんげ上がれば、日向と変わらないと。日向と変わらないなら、利便性等々を考えたなら日向のほうがいいと。結果的に日向に出ていくということになったら、うちは何をしているのかという話になってくるということで、定住促進もすったこともあるもんじゃという話になりますので、確かにそういう可能性がこのときに出てきたということで、こういう補助金制度をつくったと。

でも、今度はもう少しみんなと町内で検討したいと、本当に検討せないかんとお思いますので、検討していこうと思っておりますけど、高額所得者をどうのこうのと。高額所得者になったんですよね、そのとき。頑張れば頑張るほど高額所得者になってきます。

ですので、それをどうするかという話の中で、家賃反映をするときに。だから1回同じ金額で家賃をもらって、今度は補助金としてその分の穴埋めをするというような形をとっているんですが、そういうことで、定住ということを考えたときに、そこ辺を本当にずっとうちに定住していただく。

そして、一番住宅を考えるとときには、古い住宅はもう壊して、その敷地を買ってもらおうと。もう家を造ってもらおうと。これが一番よかろうという感覚であります。造らなければならぬ住宅は造るという考え方でありますが、やはり定住をするためには自分の家を持つということが一番早いという気がします。

ですので、それとプラス併せて、この公共住宅といいますかその家賃の考え方をどうすればいいかということ、本当に今度、一生懸命、考えて、「わかりました。いい制度ですね」という部分で制度設計ができればと。これはなかなか難しいかなということですが、そういう方向で今のところはしてと。

ですので、低所得者に対してという部分はなかなかないということになります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

住んでみたい、住みよいまちづくりの施政方針でも述べております。このような状況の中で、もうちょっと積極的な取組をしていただければいいかなというふうに思います。

それから、この方が言ってましたが、空き家があれば、そちらも検討するということですが、友達が空き家を借りた家の床がぶあんぶあんすると。曲がってちょっとそういうような状況であるもんですから、そういうことがあるとちょっと怖いなあということでもちゅうちょしているというような状況だそうです。そういう状況もあると。おまけに「安い住宅があるんですけど、どうですか」と言うけど、安いからこそ、みんな出ていかないんですね。安いからその住宅の方が。だからその安いところにはなかなか入れないというような状況だから、もう悪循環になってしまいうような形だろうと思うんですね。やはりそういうことも考慮しながら、今後、何かしていかないと問題じゃないかなというふうに思っております。

住んでみたい、住みよいまちづくりの施政方針で言ってる町長のもうちょっと考え方を発揮していただいて、今後のこの空き家が全て土地問題も含めて総合計画とかそういうものを含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

住宅の確保、住宅の整備がやはりそういうことにつながるということは、本当に直結していると私も思いますので、やはり考えていくことだなと思っております。

あと違う要素として、いい町だなと、今さっき言ういろいろな形で子供たちの環境とか教育環境も含めて育てやすい環境の中で、こちらのほうに定住したいという部分で来る人もあるかなあというふうに思うところであります。

そして一般の方は固定資産税を払っているということでもあります。家を造って固定資産税を払って、そして住宅ローンも払っているということでもありますので、そういうことを考えたときに、この住宅家賃のありようというか、それをやはり見て、「ああ、そういう制度なら全ていいねえ」という話の中で、やはり組み立てていく必要があると思いますので、一方的にそこだけという話にもなかなかないかなという気がしますが、その住宅が持つ定住促進という部分では大きなところですので、またしっかりと検討したいと、精査したいというふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

検討ではなくて精査したいということですので、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

2番目の、町営住宅条例の第32条に該当する収入超過者、いわゆる住宅退去予定者の件なんですけれども、予定者はおるのか、また、過去にそのような方がいらっしゃるかどうかというのもお聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

収入超過者、早く言えば高額所得者ということでありまして、収入超過者は19世帯だそうです。高額所得者が9世帯入っているという現状があるということです。

ですので、建設課の調べた中では収入超過者は19世帯、高額所得者は9世帯です。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

結構おられるんですね。

そういう方々は空き家に移るか、住宅を建てるか町外へ移動するかではないかというふうな方向だろうと思いますが、このような方々について注視する必要があると思いますが、町長はどのように思われますでしょうか。さっき言った事例みたいに日向にさっさと出ていかれても困るものですから、そういうところは注視していかなければいけないというふうに思っているんですけども、答弁をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

住宅の使用者に対して毎年、毎年その年度初めに所得が確定したときに通知を出していると。上がったところには、やはりちゃんと行けという話をしてます。何でこれだけ上がったのかという話を説明して理解を求めてくださいという話をしております。

ですので、「ああ、そうか」と。こういう所得が増えたから、こんげなったっちゃねという話の中で理解をして家賃を納めていただいているという状況なんですけど、収入超過者及び高額所得者の通知と申しますか、こうなってますよと、もう本当、高額で収入も超過してるからということで、通知はしていると。

ですので、「退いてください」とか、「明け渡してください」とかそういうことまでは、まだしてないということが現状であります。

ですので、今さっき言う「ほんなら」ということでどんどん出ていったら、そういうことを、本来ならば法的にはその要件が合致すれば、そうなるんでしょうけど、そこまではやってないということで、通知はしてると。「こういうことになってますよ」という話は。そういうことであります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私は平成25年に質問したときに、同じ質問なんですけれども、答えが「住宅の明け渡し努力義務と明け渡し請求がなされるが、収入の変動者に対しては難しい」というような回答がありました。確かにそうだろうというふうには思いますが、何と申しても町外にやはり人を出さない。せつかくここに住んでいる方。特に給料が上がる分に関してはその人たちにとってはよろしいわけですから、それはそれなりに保持していかなければいけないんじゃないかなというふうには思います。

ましてや子供たちがまだ学校に通って、医療もいいし学校もすごくいいしと、やはりみんな子供たちも友達と離れたくないというような状況だろうと思いますね。だからそういうところは大事にしてほしいなというふうに思っております。

今後、そういうところを十分に注視していただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の住宅使用者の中で高校生のいる家庭への配慮について、お伺いしたいと思います。

通学するか、高校入学とともに町を出ようとする方が過去、おられました。逆に親のほうがちらに通勤される方もおられます。高校生になると部活などで大変、

忙しくなるというふうを考えられます。また、アパートのほうが利便性もよく家賃の抑制にもなるかもしれません。いろいろな事情があり、住宅を引き払う場合があると考えられます。

現在、高校生には月1万円ほど補助を行っておりますので、それに対してもすごくありがたいかなというふうに思っておりますが、それについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

住宅に高校生が住んでいることを要件に補助をといる部分は現在のところありません。それが何人で住もうかという話でもありませんので。

ただ、高校生はこちらから通う人、そしてまた学校、宮崎市なら宮崎市に行っている人。その人たちは寮なりアパート、いろいろな形態があるでしょうけど、何かしらの住居を見つけて勉強してるということであります。

高校生に対してはちょっと話は違いますが、その意味も含めてちょうど副町長の時代ですけど、高校生の1か月1万円という部分ですよ。教育委員会が出しているんですけど、これは高校生就学支援という部分の中に、2か月ほどは休みとか夏休みだろうと。夏休みとその家賃が関係あるかという話になると、本当は12万円になるんでしょうけど、そういう意味も含めてやはり親御さんの負担軽減という話の中で10万円を出している。兄弟が高校生3人おれば、その世帯には30万円という話になるんですが。

家賃軽減の中で高校生だけでそういうことを、公共住宅に住むからということで軽減したときに、ほんなら子供という形で考えたときに、今さっきの小路議員の話ではありませんけど、未就学児からいるじゃないかということになると、そこ辺からも全部、同じ形で取らないとおかしくなると。ここに公平性、不公正が出てくると非常に問題ということでもありますので、今のところ本当にどうあるべきかというのは、もう安いに越したことはないというのは何か分かりますけど、本当にそれでいいのかという部分も含めて精査をしていきたいと。

この高校生という話の中で、ほんなら高校生に対してもう少し違う方法で、家賃じゃなくて補助ができるというか、それが本当に正当性がある補助という形になれば、また話は変わってきますけど、その部分で家賃を決めていくときには、どうしたらいいかという部分も含めて精査したいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

高校生に対して月1万円の補助というのは非常にありがたいものだろうというふうに考えております。

家賃の足しになるのか携帯電話代になるのかは、使用は様々だろうというふうに考えておりますが、非常にいい補助制度だというふうには考えております。

ただ、今はあまりないと思うんですけど、昔は、「昔」といっても平成25年くらいは、子供が出るから親も一緒に出ようと。もうそのほうがアパートを借りた方が家賃も要るし学校も近いからというような感じで捉える方が非常に多かったような気がしております。あの頃はまだ補助金もそういうものはなかったから、そんなだろうというふうに思っております。

それから、今度は4番目の今後の住宅建設予定についてをお伺いしたいと思えます。

若者の世代用の子育て支援促進住宅整備など多目的にあると思えますが、今後の状況をお伺いしたいと思えます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、予算の中で上げているのは、令和4年度以降の計画という部分で、予算を含むものとその以降ということで、1つだけは、今さっき言いましたように神門の小学校跡地に単身者用住宅10戸、早く言えば、そこの林業センターの宿舎と同じ。だから、単身者用の住宅が南郷、西郷、北郷、同じようなものができるという感覚でいいかなあと。そこに10戸入れるということで考えております。

改修で川上迫と和田住宅をそれぞれ1戸ずつ回収し、愛宕住宅5戸という形になってますけど、これは一遍にするということではなくて順次、やっていくという形で進めていきたいという話であります。

また、今、募集をしていると思えますけど、サブリースですよ。結局、国やらのお金を借りて改修して、町がそこを10年間貸すと。そういう物件を出してくださいねという話で募集をしています。

どこかが上がってくれば見て、これを改修してそういう物件にしようということになれば、そういう形で。そして10年貸し付けて、あとはその所有者に戻すという話であります。そのとき所有者と借りてた人がそのまま売ってくれんかという話はあるじゃろうし、いろいろな話になりますけど、そことかそういう部分。それと

あと一つは、空き家対策の中でもろもろの改修ということをやっていきたいということでもあります。

ですので、先ほど言いましたように住宅政策としていろいろな訳が分からんことになってきてるといふ部分が昨日の質問の中にもありましたので、一覧表を作って、こういうときにはこういう事業がありますよということを広報紙で載せたいということでもあります。そうすると、町民の方々が、「ほんなら、ここ辺にするときにはこれが使えとるか」とか、いろいろなことが分かるのかなという気がしてますので、それを今さっき言いましたように6月か7月、早いうちにまとめて広報紙で伝えたいということでもあります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

ちょっと提案なんですけれども、ふるさと納税を利用して補助金なしの住宅建設は考えられないのかなあというふうに思っております。

といいますのも、先ほど言った縛られるといろいろな制約が出てくると思うんですね。だからそういうものをないようにするために、町自体の100%町のお金で住宅を建設するというようなことをやっていただけると非常にいいんじゃないかなと。家賃設定とか入居者設定、移住者増につなげるような、また若者、子育て住宅みたいな感じのそういう設定もできるというふうに思われるんですけども、そういう考えはございませんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ふるさと納税制度をそういうことに使えないかということではありますが、それは検討してもいいかなあと。

といいますのは、ふるさと納税というのは、今の感覚では、何かふるさとを応援して何かもらってと、返礼品、もらい物があると、それが3割以内という話でありますけど、それが時々、問題になってくるというのがふるさと納税ですけど。

もともとは、こういう山を作りたいからふるさと納税してくださいというそういう部分ですよ。これが本来のありようかなあと思っておりますので、そう考えれば、「うちは住宅資金がありませんので、皆さん、協力してもらえないですか」という部分であれば、それはそれで入ってくるかもしれません。

ですので、多分、全国津々浦々いろいろなふるさと納税の取り方があると思いますので、そこ辺を精査しながら、こういう形で使っているという納税者がいれば、それをプールしておいて使うという形にはできるかなあというふうには思いますので、そこもひっくるめた中で自主財源が少ないという部分を含めた中では、いい考えかなあというふうには思いますので、また検討も精査もしたいと。精査とかはしてませんので、検討はしていくと。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

あまり何もかも補助金ばかりで造りよると、やはり最終的には縛られた中で、入ってくる方も縛られるというような形になってしまいますので、そういうことをなくすためにも、町自体の資金で造るとというのが一番ベターだと。金はかかるんですけど。

そういうことで、この奇跡の村というのがここにあるんですが、これ読んだことはありますか。この中に、おもしろいものが載ってます。住宅を造ったものが。

人口4,000人の辺境の村々が高い出生率を誇るというので、これはなかなかおもしろいんですけど。こういうものを利用して造って、しがらみのない公営住宅、そうするといいんじゃないかなあというふうに思います。

また、空き地がいっぱい、「空き地」というわけじゃないけども、未使用の町所有のものがあると思うんですね。そういうところの分譲というのは考えてないのかなというふうに思っております。農協横の分譲地もようやく埋まり、今後、分譲地を増やす予定はないのかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこが一番いいかなと思ってます。なかなか個人個人の相対では用地の話合いがうまくできないということを聞いてますので、町がある程度、ここはいいじゃないかということであれば、町の未利用地というか使っていないところはやはりそういう方向にしていってほしい方がよかろうと思っておりますし、また、町所有じゃなくてもここ辺はいいねという部分があれば、その所有者と話して、土地を購入し、そしてまたそれを造成して売るということになるので、用地交渉をしなくて済むというか、お互いに。そういうことでやっていく部分には非常にいいことだと。

やはり定住促進の中で最たるものは、こちらに家を造っていただくということだろうと思っておりますので、その造りやすい環境をつくっていくということでしたほうがいいかなというふうに思っております。それも安いに越したことはありませんけど、そういう方向で分譲地なりを見つけて、どんどんどんどんやっていければなど。

農協横に3つほど造って、やっとなら埋まってしまったと。ほっとしてるところなんですけど、「いつ埋まるかな」ということで、「おまえらが要らんこつ考えて」と言われるかなという気がしておりましたが、3つとも敷地が埋まったということです。結局、そういう場所があれば、すぐには埋まらなくても、ある程度、長い時間の中で埋まっていくという経験もこれでしたので、無駄にはならなかったなあという部分がありますので、今後やはりいろいろそれぞれの地域を見ますとそういうところがありますので、そういう方向性でやっていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私もこの頃やっとならほっとして、あそこがやっとなら埋まったもんだから、これで一安心かなというふうに思っております。また、うちの小組合が1件増えたなというふうに思っております。

いろいろとあるんですけれども、今、空き家が相当、あちこちあるんですけれども、実質、空き家政策がなかなか進まないというような現状も聞いておりますけれども、この裏でも結構、4件か5件ほどあるんですが、なかなかそれでも売れないと。いろいろな条件、諸条件がなかなか合致しないというような状況だろうと思っておりますけれども、今後そういうところも、もうその家ごと土地を含めて買って、もう古いところは壊して、それを売るといような形のほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。新しい家はいいんですけれども、もうほとんどが住んでなくて相当な年数が経過しているような状況だと思っておりますから、そういうことに関して町長の考えはいかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

空き家対策の中で貸してくださいと。「こういう要望がいっぱいありますので、どうか町のほうに貸していただけないでしょうか」ということは進めていくと。

本来ならば、家は誰かの所有者と、土地もですけど。それをそんなに行政が入っていてあれもこれもという話でいいのかということはお考えます。

行政がそこまでし始めるとどうなるかということをお考えたときに、「考えたときに」というか、今、言われて考えると、ほんならここもどうかしてくれ、ここもどうかしてくれという話で、逆におかしくなってくるっちゃんないかなあと。

やはり所有権がある所有者がしっかりと家を守っていくというのが本筋でしょうから、結局、町場に住んでる人たちが自分のそこにある元家をしっかり管理していただくと。管理ができなかったら、売るなりして、やはり渡してほしいと。町が、これはいい住宅じゃという判断の中で、やはり空き家に相対した人たちに自信を持って相談できるというような体制をつくったほうがいいだろうと。

本当に危ない空き家というのもありますけど、そこ辺もどうするかと。本来、隣に本当、風が吹いたらこっちに飛んでくるようなと。本当に危険な家があると。これをどうかしてくれと、町のほうに。そこに高齢者が1人、2人というところはどうすることもできないということではありますが、ほんならそのときはこういうことであれば、そこは町が壊しましょうと。

今度は壊したらどうするかと。今度は所有者のその分を請求するということになります。請求したときに、そりゃあ知らんという話になったときに、それを壊した費用が回収できないということになります。それでも隣の家を守るがために、高齢者を守るがために、そういうことをするということは理に合ってるということであれば、何年かして使用料をこちらが出した分を不納欠損にして、そういうことをしていくということも。ケース・バイ・ケースですけど、やはりそういうこともあり得るかもしれませんので、全てはそういうことはできないという気はしておりますので、やはり所有者が自分の不動産ですので、しっかりと管理をしていくというのが建前かなというふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

空き家対策はなかなか難しいところもあるんだろうと思いますが、私が見る限りは後ろ辺りはほとんどがなかなか入るには難しいというところが多いような感じがしておりますので、これも大変だなあというふうに思っております。

ただ、「家も売りますが、土地も売ります。山林も一緒につけて売りますから、どうですか」と言われても、なかなかその買い手がつかないというのが。家だけだったら買うけども、山林は余分だと言われればもうそこまでのところもあるんですけど、そういうところもある程度は積極的に進めていかなければならないかなあというふうに思っております。

もう一件だけ、住宅について聞きます。

今後の住宅設計においては、バリアフリー化というのは必須条件でしょうか、そ

れにてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それはもうやはりそういう形にしていくことが必要だろうと思います。

それが義務的になっているのかはちょっと分かりませんので、それは建設課長のほうに答弁をお願いします。

私としては、やはりバリアフリー化と、そういうことで高齢化社会に対応する住宅と。この頃、昔は何でこんげなところを取っ手がついとっちゃろかと、今、思うところがあります。あ、これはこんげで握って上がるためじゃったと。それだけ自分が年とったということかなと思うときがあります。

ですので、やはりバリアフリー化はしていくべきだと。これはそんげして思います。それが法的にどうなってるのかは、ちょっと建設課長のほうで。

【建設課長 林田 貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田 貴美生】

「法的に」というのはちょっと調べてなくて申し訳ないんですけども、今、既存の住宅もそういった手すり等の設置とか依頼がたくさんございます。そういう面で行きますと、バリアフリー化を進めていくというのは重要であると考えております。以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

今後のことを考えれば、ぜひともバリアフリー化で住宅設計はお願いしたいなどというふうに思っておるところでございます。

それから一番最後になりますが、滞納分について、収納について、お伺いしたいと思っております。

町営住宅使用料の滞納分がこの前、出てましたけども、100万円ちょっとが10人ほどと、建設課所管住宅が35万1,000円ほどが1名ということでありま
す。今後の支払いの分納、これはどういうふうに行うのかな。分納で行うのかとい
う憶測なんですけども、当月分を含めてとなると大変じゃないかなというふうにし
ております。他に水道料、電気代も含めて払うんだらうと思いますが、これはど
ういうふうな徴収方法をとってるのか、分納か何かとってるのかということをお伺
いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

建設課の職員、また税務課の職員、いろいろな形でこの収納事務というのが本当
に大変ということで思っております。

でも、町民の納税の理解と、また税務課、関係する課の職員の頑張りである程度、
過年度繰越分、現年徴収分は減ってきたと。住宅で言えば、令和2年度の現年度分
は100%収納ということで、過年度繰越がなかったということでありま
す。

ちょっと平成29年3月31日現在ということでありま
すが、この滞納繰越額が737万8,000円くらいあったということ
です。住宅だけです。今度、令和4年3月31日現在で、その滞納繰越額が136万5,000円
ということでありま
す。

ですので、職員の努力といいますか、一生懸命やはり公平公正に課税をしたら、
やっぱり納めてもらうということが筋でありますので、しっかりと徴収をしながら
理解を求めながらやっている。ですので、ずっとやはり職員が頑張る、職員の質
が上がれば上がるほど、そういうことが理解を求める力になってきて、議員先生
たち、滞納繰越とかそういういろいろなものを見ると思いますが、非常に減ってき
ているということでありま
す。

その中には、やはり法的に取れない部分とか、時間的、5年経ったとかいろい
ろな形がありますので、そういうやつをしながらしっかりと私はやってるというこ
とで、非常にこれは評価されるべきことではなかろうかと。とはいえ、全部100%
ではないということでありま
すので、やはり100%に近づけるとい
うか、そういうこ
とだと思っております。

余談になりますが、隣村は100%という話をずっとしてきてお
りますが、そこはなかなか難しいとは言ったものの、やはり目指すは100%かなとい
うふうにして
おりますので、今後ともやはりそういう方向で職員の頑張り
と町民の納税に
対する理解を求めながらやってい
きたいと、そう思
っておるところ
でありま
す。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

建設課所管住宅というのは、これは教員住宅か何かの払い下げですかね。これはどういう項目かちょっと分からないんですけど、そこをちょっとお伺いしたいと思います。建設課所管住宅と。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

もともと建設課所管で造った住宅、それと、いろいろな形で教員住宅やらを今度用途替えしたという部分で、建設課のほうに持ってきたという部分が結構ありますので、それは学校が再編の中で住宅が要らなくなったとかそういう話でありますので、今度は建設課の課長のほうから、どういう形かという部分は説明させていただきます。

【建設課長 林田 貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田 貴美生】

お答えします。

町営住宅はいわゆる補助金制度を使って建てたものでありまして、建設課所有、所管の住宅というのは町単で建てた住宅がございますので、それを意味しております。

以上です。

【議長 山本 文男】

答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

建設課その他の皆様が方が住宅使用料とか滞納分とかいろいろな努力をしてくださっておりますが、結構、残っているような感じで大変だろうなというふうに思っておりますけども、払えないのは払えないなりのやはりそここの事情があったことだろうと思っておりますので、少しずつでも分納というような形で少しでも減らしていくような形をとっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いろいろと町長に質問いたしましたが、今、町が進めております移住者、定住者の問題がありますので、今後こういうことを含めて真剣に進めてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

【議長 山本 文男】

これで、9番 甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩いたします

15時に再開したいと思います。

(休憩：午後 2時51分)

(再開：午後 2時59分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

次に、1番、若杉 伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

大変、緊張しております。今日は3問ほど質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では初めに、消防団組織の現状と常備化計画についてお伺いいたします。

この件に関しましては、昨日、兒玉 鋼士議員も同様の質問をされましたので重複する部分もあるかと存じます。

また、5月17日に総務厚生常任委員会のほうで総務課長、危機管理担当の下で常備化の勉強会をしております。重複ことをお伺いするかもしれませんが、再度、確認ということでよろしくお願いいたします。

少子高齢化が進む中、消防団の減少ということで、町としましては十数年前より第2班、以前はOB隊と呼んでいたと思っておりますけど、を編成したり、第2班及び一般団員の段階的な年齢の引き上げにより、定員は現在も保たれているということがあります。

しかしながら、聞くところによりますと、団員に対する第2班の割合が年々、増加していると聞いております。今後、ますます団員確保が厳しくなるとは思いますが、どのようにお考えでしょうか、町長、お願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

消防団員の団員確保ということではありますが、議員おっしゃいますように2班団員の構成比率がどんどん大きくなってきてると。2班団員のこの年齢の引き上げというのは、もう限界があろうというふうに思っております。

ですので、いかに現役の消防団員を入れるかという話になりますが、また、ほとんど入っている状況の中で、これ以上どう考えていくかという話をする必要があるかなというふうに思っております。その中で、団員確保ということを考えていきたいと思っております。

今回、条例改正ということですので、団員報酬とかそういうものをある程度、引き上げて、団員がどんどん増えてくるのかという話をする、そうではないと。そうであれば、もう少しどんどんどんどん増えてきたはずだと思っておりますけど、そこに団員増にはつながらないという話であります。

そしてまた、旧態依然といいますか、以前も話したように、消防の操法訓練とか出初式とかそういうものが手かせ足かせになってちょっと入りにくいと。何でそこまでせないかんかという話にも及んでくると。やはりそこ辺を総合的に考えてやっていく必要があると。それは消防団幹部とまた危機管理等々と話しながら、どういう形で団員を確保していくのか。そして、移住定住者の中で、どういう形でこちらのほうに入っていくか。それと女性消防団をどれほど確保していくかということにつながってくる。

今度は、そういう話の中で、団員を確保して、あとは資機材ですね、これを充実させて、いかに能力の高い資機材を求めていくか、これにかかってくるのではなからうかと、私は思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

実は、私も質問をしていながら町長の言われるとおりにこれは大変難しい問題ということ承知の上、質問をしております。

というのが、おっしゃるとおりもう絶対数がいないわけですよ。これは隣接する日向市とか延岡市、ここの状況とは全然、違います。この辺りは大きな会社等もありますし、市役所等の職員も入っていません、消防団に。この人たちをいかに消防団に勧誘するか、入れるかというそういう手だてがあります。

しかしながら、この中山間地域ですね、美郷町、椎葉村、諸塚村、この辺りはおっしゃるとおり多分、100%近い人が入っていると思います。私の周りに入っていない20代、30代の方は知りません。多分、学校の先生か警察官か病院の先生くらいじゃないかなあというふうに考えているんですけど、それだけでもほとんど入っているというふうに考えております。

これからさらにどのような加入をさせるかということですけど、先ほどおっしゃったように「ちくせん」に、地区別定住戦略会議、これでIターン、Uターン者を招き入れようということをやっておりますが、この人たちは何とかそういう話がまとまった時点で「こういった活動もありますよ」と、「ぜひ加入してください」ということで話を進めていく。そういうのもあると思います。

先ほど、町長は「大変、厳しいであろう」と言われました。これも前回、このような質問があったときに「たちごっこだ」というふうに言われましたけど、さらに2班の年齢は現在、60歳ですかね、多分、1年ごとの更新で60歳までになったんですかね。これをさらに65歳まで引き上げるとか、これは町長のおっしゃるようにもう場当たりのことですね。5年後にどうするかというまた問題も出てくるんですけど。こういったことしかないかなあ。

そして昨日、この話も出たんですけど、もう退団されたり一般の住民、地区民、この人たちが有事の際に一時的な消防団員、臨時の団員として、どなたかおっしゃいましたけど、必ずこちらに出てきます、何かあったら。昔とった杵柄じゃないけど、率先してやられます。

ただし、町長も指摘されたように公務災害があったときに、この人たちのけががあったときにどういうふうにするかという取扱いをするかという問題もあると思いますので、今後、この問題は何度聞いても結論は出ないことだろうと思いますので、また今後、「ちくせん」等も含めて考えていくということで、次の質問に移らせていただきます。

次は、これも先ほど言った団員の減少の原因の1つにもなるんですけど、消火栓とか防火水槽それから消防の機械器具ですね、これの管理が不十分ではないかという話を伺います。

前回、5月17日に総務厚生委員会でこの話がされたときに、中田議員のほうから、3年前くらいですかね、南郷神門の長堀という地区であった火災のことを取り上げて、そのときのホースが破れておって、水漏れがひどかったと、ふだんのホースとかを含めた機械器具の管理、消火栓、防火水槽を含めた管理が悪いのではないかという指摘を受けました。

この辺り、町長はどのようにお考えか、お願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように、非常に団員の確保というものは難しいということで、今、議員もおっしゃいましたように最初、地域の人たちが駆けつけるということで、その補償関係という話で、後で総務課長に確認したら、公務災害ということでもしけがをしたときに、初期活動に当たって、その消防団員ではない人がけがをされたときには、公務災害補償で救われるということでもあります。

今度は、団員が来たら交代するということは必ずやってくださいねという話で、やはり現役ではありませんので、初期はそうでしょうけど、ほかの団員たちが駆けつけて、今度は交代ということで、そのときにはちゃんとした交代をしていただくという形のほうがいいのであろうということでもあります。

ちょうどその長堀ですかね、あ那时的の火事。たまたま私も早かったんですけど、行ってたら、あちらこちらで、ホースから水が漏れてて、そしてそれも1か所ならいいんですけど、かなり水のほうが漏れてるのがあちらこちらで目立ったものだから、「これはどうしたもんか」と言ったら、やはり機械器具の点検というかそこまでやってないということだったと思うんですけど、やはりこれじゃったら何もならないということでもありますので、部長会を通してしっかりとそういう点検をしていくということやってほしいということ周知徹底をやっていくという話であります。

先ほど、操法訓練とかそういうことをせんほうがいいという話ではないんですよ。やはり自分の身を守るためには、機械器具の扱い方をせんと自分が危ないという話になりますので、消防団に入る、その操法大会はなくても、操法訓練はしなければならぬと、私は思いますので、やはりそれはどういう理由でどういう形で自分を安全に守るか。そして、初期消火のためにいかに時間を早くしていくかという訓練ですので、大会はなくてもやはりそういう訓練をしていきながら、そのときにいろいろなところを回って、1回点検する必要があるというふうに思っておりますので、議員おっしゃるとおりそういう方向でと。

やはり町民が見ていて「なっとらん」という話にならないように、そこ辺はしっかりとしていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

この件について、自分で言っておいてかばうわけではないんですが、実はこのと

き私もたまたま現場近くにおりまして、私も最前線で消火活動を行いました。消火栓につないだりホースを延長したり筒先も持ちました、実際に。

これは余談になるんですが、先ほど、団員が来たら代わってくれということでしたけど、逆でした。OBの方々が、「どら、貸してみよ」といって取り上げられました。あの人たちはもう積極的なんですよね。ほとんど筒先を持っていたのは60代くらいの人たちでした。全部、取り上げられて「おれのところに貸してみよ」とかいう感じです。そこ辺は本当に徹底しないと、逆に消防団員から取り上げてましたので、そこは私も勉強したいと思います。

それは別として、今の話に戻りますが、現在、美郷町は3分団で17部消防団があります。主任のほうに聞いたところ、団員の減少で一般団員が5名しかいない部が現在、2部あるそうです。1つが西郷です。もう一つがこの火災が起きた部だったんですよ。5人しかおりません。

もちろん消防団の最大の任務は地域住民の生命・財産を守ることですから、この機械器具点検をするというのも重大な任務であります。しかし、たった5人しかいない部で、先ほどから言われるように日常の消防訓練とか操法大会の訓練をした上に、果たして機械器具の点検とか、ここは団員こそ少ないけど件数は一番多いくらいの地区なんですよね。それだけ消火栓とか防火水槽といった設備もあります。それを実際に全部、点検できるのかというと、これはとてもじゃないけど無理じゃないかと。

昔なら、多分、消火栓の周りがしげとったり詰め所がしげとったり、消防のホースがいつまでも干してあったら、もうOB団やらが来て「はよ、せんか」と。「何しよっとか、片づけんか」とか「切りあけんか」とか「見苦しいじゃねえか」とか言われておりました。ただ、これだけ団員が減少してくれば、そういうこともちよっとなかなか言いづらいですね。事情もよく分かると、そういうふうな気もしております。

これから私の提案なんですけど、昨日、兒玉議員のほうで「自助・共助・公助」という話をされました。今後、これはもちろん消防団幹部会や各部の意向も聞かないといけないんですが、自治公民館とかと連携してこういった消防活動はできないにしても、消火栓とか切りあけとか、例えば、ホースの点検とかこういうことはできるんじゃないかというふうに考えているんですけど、いかがなものでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にそういう形になっていくことが理想かなと。やはりどこかで誰かが補っていくという話で、全体で地区の安全を確保していくと。そしてその中の1つがそういう点検は、そちらのほうでできないかと。

これは区長会やらが毎月21日頃ありますので、区長会のほうで、ただ集まっているいろいろなものを聞いて、いろいろなものの伝達をして町民の皆様にといい話だけじゃいかんということで、区長会のほうでこういう話をしたいということで、毎月、毎月、設定するからということで、それで区長会と話そうじゃないかという提

案ですので、それを受けてやっています。

今度は逆に、この件についてこういう形での議員さんの意見もあるという話の中で、やはり区長会の中でどうかできないかと、その部分を補ってやれないかという話も提案していきたいと思いますので、6月にできるか分かりませんが、早いうちにこの消防に関する事は早くやりたいと思っておりますので、区長会に1つの議題として挙げたいと思っております。そのように御協力をお願いしたいということで、説明をお願いをしていこうかなど。ありがとうございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

その点、よろしくをお願いします。

私の所属する部は南郷の第6部ですけど、ここは一般の団員が20人ほどおります。部によってはまだ十分、自分たちでやれますという部もあるでしょうから、その辺はまた各分団、各部、幹部会の意向を聞いて進めていただければというふうに、その点よろしくをお願いいたします。

それに関連することでもう一点、今年予算のときに私ちょっと質問したんですけど、総務の消防費の中で、消火栓の新設する予算が今回、ゼロだったんですね。主任のほうに質問したんですが、「幹部会、部長会等に話を出しましたが、1件も申請が上がってきませんでした」という回答でした。

私、「あれっ」と思って。ほかの地区はなかなか見れないんですけど、気をつけてその辺は見て回っておりますが、これ十分と言えるかなあというふうに自分では考えております。

9月に各地区で一斉の防災訓練が開催されると思います。その際に、初期消火が大変重要だということで、まず消火器を使った訓練ですね。これは子供から女性、お年寄りまでできますよね。

その次にやるのが、消火栓を使った訓練じゃないかと思うんですよね。消火栓は防火水槽と違って小型ポンプや積載車が要りませんので、女性や子供やお年寄りの方でも、次にできる初期消火の方法ではないかというふうに思っております。20メートル、ホースを引っ張るのは大変な方もいらっしゃるかと思いますが、中でも消火器の次は消火栓かなと思っております。

実際、長堀地区の火災でも、その後ですかね、渡川地区で民家火災があったんですけど、その際もまず、消火器を使って、その後、消火栓、そして積載車なりポンプ車が来て、非常用道路を使って、水利を使っての消火活動でした、ポンプを使って。

ですので、こういった消火栓はもちろん防災マップ等がありますから、どこに設置してあるというのはもう分かっているとは思いますが、せめて、例えば、この家についてはどこが一番近くて、どのくらい離れておるかとか、そういうことを調べ

てもらって、できればもうここは必要だというようなことを把握できれば。

例えば、これは私の考えなんですけど、年間にもう5基消火栓を設置しますと。申請があれば出してくださいという形で上がってきたところに優先順位をつけて、もう順番に設置していくとかしないと、なかなか、私が部長時代もそうでしたけど、「設置してくれ」というところは設置依頼をするんですよね。もう言うてこないところはもうずっと言うてこないんですよね。ですからこれは部とか幹部の考え方もあるでしょうから、ある程度、行政のほうは、ここは足りないんじゃないかというようにあるところがあつたら、積極的に進めたりしてもいいんじゃないかと思うんですよね。

それからもう一点、私が心配してるのが、以前、消火栓とか防火水槽が設置してあった場所というのは、大概、場所的に県道・国道・町道を除いては田んぼの端っことか畑の端っことか用地交渉で多分、そういうところに作ったと思うんですよね。

以前はそういうところで問題がなかったし、大体、こういった有事が起きるのは秋口から春先にかけてですから、田んぼも終わってるし、田んぼを通過して直線延長しても問題ないというふうに考えておったんですが、最近は鳥獣害防止の対策の観点から、防護柵、メッシュ柵、それに電柵がほとんどの田んぼとか畑に設置してあります。ですから以前は直線距離で延長してできていたものが、現在ではもう道なりに延長しないといけないというふうなところがもうほとんどであります。

その点を考えたときに、以前より消火栓とかの設置は詳細にしたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。そこ辺まで、結局、こちらのほうは「足りない箇所はありませんか」という話の中で、そこだけで終わっていたということでもありますので、よくよく議員の話を聞くと「そうじゃない」ということでもありますので、ある程度、町のほうが主導権を握ってというか、やはりここは危ないんじゃないかと、ここはやはりつけたほうがいいという話の中で、逆に了解をいただいてつけると。

それと、消火栓の立ち上がりところが非常に、ワイヤーメッシュ等々で機能しないといえはそうなっているということですので「つけ替え」という部分をやってほしいということでもありますので、1回そういう部分を危機管理に落としまして、部長会の中でまた上げてもらいまして、やはりここはそうじゃわという話になったら、つけ替えをしていくという形で少しでも早い時間で水が出るということでしょうか、そういうことはやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よろしく願いいたします。

では3番目に、消防常備化について、今の進捗状況をお伺いします。よろしく願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「常備化」という言葉なんですけど、なかなか難しい言葉でありまして、ちょうどそれこそ総務厚生常任委員会の委員会調査のほうで「消防常備化」と。以前、日向のほうに「消防常備化をしたい」ということで申込みをした経緯がありますが。ずっと話していった中で、ランニングコストが非常にかかるということで、ほんならうちの美郷町の財政体質、財源が耐え得るかという話になったときに、なかなかそれは難しいということで「申し訳ないけど、この話は」ということで、当時の市長に断りに行った経緯があります。

その中で、今度は消防常備化ではありませんけど、言われるようにこの入郷は1町2村なんですけど、検討協議会をつくったということでも、そういう形にはなっていると。

今度は、県のほうが、「やはりこういう形は統一していきましょう」という話の中で出てきております。指令のほうはそういう形で進むかなあというふうに思っておりますが、宮崎市役所の位置とかそういう部分が早く決まればそこに置くということですので、それに合わせた中で進んでいくのかなという気はしております。

ただ、消防長が言うには、「常備化はこういう形だという定義はしていない」ということであります。基本的に言えば、消防業務、救急救命業務、予防とそれと統計と、この4つが基本だといわれておりますけど、なかなかそれも難しいと。

消防まで含めた常備化、そしてうちは救急救命士を持っていますので、ちょっとバランスも違うということで、非常に常備化は難しいかなあと思っております。できれば、椎葉、諸塚も含めた中で検討していきたいと。それに常備化をしていないのは西米良ということですよ。

国のほうは、交付金をそんげして常備化ということでもやっているとということですので、みんな常備化をしているという感覚でありますけど、なかなか地形的にそういう形にはなっていないと。ですので、今後この協議会を通して、日向市を含めた中で一番ベストな方法ということで検討していきたいと。

救急業務に関しては、もう指令が一本化されておりますので、日向市が受けて全て出すという話になっておりますので、そこは問題ないんですけど、あとをどうするかという話が残ってまいります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。

緊急搬送とか救急救命については今、日本救急システムが入っておりまして、これは消防署があるのと変わらないというふうに考えております。

ただ、これは確認なんですけど、常備消防に関してなんですけど、以前、旧東郷町、東臼杵郡東郷町が日向市と合併した際に、やはりあそこも常備消防がない地区で、それと同時に今の山陰に日向消防署の分遣所というものができたんですよね。ちょうど役場の下になると思いますけど。

これは確認なんですけど、別に美郷に、例えば、西郷、北郷、南郷にこういった日向市消防署の分遣所とか日向広域所の分遣所ができなくても常備化できるという考え方ですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

東郷町が吸収合併によってそういう形で分遣所を作ったということで、見に行ったら、「どうしてるのか」という話になったら、やはりそれだけ増員が要するという話の中で、日向のほうで訓練してそこにいると。それで絶対かという話になると、やはり絶対ではないということなんですけど、やはり消防団の力が必要だという話であります。そこに常備消防、分遣所を作ったからどうのこうのということで「安全か」という話には、私はならないような気がしています。

その分遣所の維持とか職員とかそういうものをもろもろ考えていったときに、年間の維持費とかそういうものが非常に高くつくということで財政上ちょっと厳しいという部分が出てきましたので、ちょっとそのときはそういう話になったと。

そして、今が入郷3町村の中で日向市を交えた中でやっていくということで、そういう試みはしたけど、ちょっと難しいかねという話で終わっております。ですので、今後、言ったように入郷3町村、西米良はどうするか分かりませんが、そういう形の中で安全安心を守れるよりよい方向という部分であると思います。

例えば、西臼杵は常備消防という形になってます。五ヶ瀬、高千穂、日之影ということで、消防署が高千穂にあるということでもあります。その五ヶ瀬、日之影はどうかということで話すと、やはり心配な部分は残ってくるという話でありますので、

そういう部分も絶対やはり出てくると。

でも、その中で今、議員が言われるような少ない人間なんですけど、消防団員の中でより効果的なものということを考えれば、そういう消火栓とかそういうやつの見直しとか、そういう形で今できることをしっかりとやっていくということが先かなあと考えております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

「分遣所等は作らなくても常備消防には影響がない」といったらなんですけど、「大丈夫だ」ということで理解したいと思います。1問目は、これで終わりたいと思います。最後にちょっと、地域の意見を聞いて、この件を終わらせたいと思います。

先ほど言った地区別定住促進戦略会議ですね、「ちくせん」。これで私の地区もアンケートを採りました。これは多分、若い人だと思いますけど、ちょっとこのことに関連することでアンケートの回答がありましたので、ちょっと読みたいと思います。

現在、「多様性」とかよく使われますよね。それから「マイノリティー」ですね。「少数派」ですかね。そういった意見を尊重してくれということで、昔は、特に縦割り社会の消防なんかは、「これはこんげだっちゃんが」とか「言うこと聞かんか」という社会だったんですよね。私が入ったときはそうでした。今はちょっと多様性、マイノリティーいろいろありまして、そういうことは言えないですよ、はっきり言って。こういった意見があったので、聞いていただきたいと思います。

これは若者の意見としてということでありまして。無記名ですので、もちろん分かりません。私は渡川地区なんですけど、「渡川に帰ってきたら消防に入らんといかんとかそういうのがあるので、そういうのをなくして、自由なら別に入らんでいいと思うし、みんなの考えもあると思いますけど、そういう考えもあると思います」という意見でした。多分これは若者、高校生かそれくらいじゃないかだと思います。問題を提起して終わるような形になりますけど、私も第2班の一員として、こういう人たちが帰ってきたときに、こういう人たちも取り込んでいけないというふうに考えながら、この問題は終わらせていただきます。

続いて、第2問目に移りたいんですが。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【1番 若杉 伸児】

では、第2問目、義務教育学校について、お伺いいたします。

この問題も5月17日に文教産業常任委員会がありまして、教育長、教育課長、教育主事による説明が行われました。これとも重複する部分があると思いますが、再確認という意味でお伺いしたいと思います。

まず初めに、この美郷町には3つの学校があります。美郷北学園、西学園、南学園と言っているのですが、これは通称でありまして、正式には北郷義務教育学校、西郷義務教育学校、そして、南郷小学校、南郷中学校の2つの義務教育学校と1つの小中一貫校であります。

これは先に町長にお伺いしたいんですが、この2つの学校があるという現状について、町長はどのようにお考えかお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

義務教育学校が2つ、それと小学校、中学校ということで一貫校が1つということですが、それについてはそれぞれの形態で問題なかろうというふうに思っておりますが、町でばらばらというのはいかがなものかと思えます。ですので、それぞれの学校のそれぞれの形態でしょうけど、メリット・デメリットは絶対あると思っております。

いろいろな形の座談会に行くと、南郷のほうなんですけど、西郷と北郷の義務教育学校の成果と、結局、いろいろな成果が出てくると。それを見て判断したいという保護者の考え方であったような気がします。それはそれでいいのかなと思っておりますので、結局、こちらとしてはそういうデータを比較して出したときに、保護者の方が、「やはり義務教育学校がいい」という方向になれば、義務教育学校としてやったほうがいいと。

義務教育学校の今度はメリットというのは、教育長のほうから説明させていただきますけど、私は、できれば同じ形のほうがいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長のお考えはよく分かりました。

教育長にお伺いしたいのですが、令和3年度から西郷のほうは義務教育学校ということでスタートしまして、これは令和元年に美郷南学園のほうにも義務教育学校化の話がありました。私は、このときにまだPTAではなかったものですから、入ったばかりだったかな。それで全然タッチしなかったので分からなかったんですけど、そのときに、私たちの聞いた範囲なんです、「西郷は学校が新たに開校するのに対して、学校を建てる要件として義務教育学校としてスタートしなければならない」というもう決まり事があったそうです。そのときに開校しておいた南学園、北学園については、「西郷義務教育学校の様子を見ながら、二、三年先を目途に義務教育学校化するかどうかを検討していく」ということで、そのときは話が終わったんだそうです。

ところが、教育長にちょっとお伺いしたいんですが、北郷地区に関して詳しいことは分からないのですが、何かとんとん拍子に話が進んで、じゃあもう西郷と一緒にやりましょうということで、令和3年度から開校したという説明でした。南郷については、その話を真に受けたのか二の足を踏んだのか分かりませんが、そのままになっておる状況であります。

そこを踏まえまして、昨年、開校した県内初の義務教育学校にメリット、もしデメリットもあれば、その辺をお伺いします。よろしくお願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

今、議員の質問の中で「西郷のほうは義務教育学校でなければならない」というようなことは決してなくて、一貫校でもよかったわけなんですけど、ただ、田代小学校と西郷中学校と小学校1、中学校1を一緒にするということになったならば、統廃合という要件を満たさないということで、国からの補助が出ないということになってきたわけです。だから全く町単独で校舎を造っていかなければならないというような状況になったようです。

そうなったときに、国のほうから、義務教育学校制度を使えば2分の1の補助が国から出せますよというような話になっていって、そして義務教育学校のほうに走っていこうということになっていったわけです。そうなってくると、じゃあお金だけで義務教育学校にしたのかということになっていくんですけども、よくよく保護者と協議をしていく中で、また調べていくと、やはり義務教育学校のほうが何かといいところがあるんじゃないかというようなことで、それをもって北郷にも南郷のほうにも説明していき、そして、北郷はやっていきましようかということになったわけでありまして。南郷のほうはその後、先ほど言いましたようにもう少し様子を見ていこうということになったわけでありまして。

それで、1年間経ってのメリットということなんですけれども、いろいろなメリットがあるんですけども、一番は、校長が学校を運営していくときに、小学校で配置した教員と中学校は定数というのものがあるんですけど、中学校の職員合わせて

学校経営に参画させることができるということで、例えば、学級担任を決めたりとか部活動担当を決めたりするときに、小学校と中学校の教員を合わせて小学校の担任をさせたり中学校の部活動をさせたりというようなことができるというメリットがあります。

あと、現在の南学園のほうも、施設一体型の学校ですが、小学校と中学校は一緒になっているだけで、教職員の配置する辞令は中学校の勤務を命じる、小学校の勤務を命じるという形で来ておりますので、中学校の先生が小学校の授業をするときには兼務の届出を出さなければいけなくなってくると。

また、小学校の先生が中学校の部活動を、例えば、今現在、北郷も西郷もしているんですけども、南郷でそれをさせることになってくると、外部指導者扱いになってしまって、例えば、対外試合とかはその小学校の先生では連れていくことができないというようなことがございます。そういった壁が全然なくなってしまうということが一番のメリットとして捉えております。

また今後、どんどん乗り入れと授業を中学校の先生が小学校の授業をやっていますので、例えば、数学の先生が算数を教えてますので、そこ辺りで子供たちの学力にどういう影響が出てくるかなあというのは今後、楽しみにしているところであります。

デメリットについては、まだ今のところ「これ」ということは見受けられないんですけども、もっともこの義務教育学校の良さを周知していきながら、昨日からずっと話題に上がっておりますIターン、Uターン者を増やしていきながら、子育てがしやすい美郷町というものを目指していくPRをどんどんしていかなければいけないかなというふうに考えているところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。

では、1つちょっと懸念しているところがあるんですけど、これは聞いた話なんですけど、小中一貫校ではなく義務教育学校になると、先生は小中学校両方の教員免許が必要だと。そうなった際に、中学校の先生は小学校の免許を持っておる方が多いけど、小学校の先生で中学校の免許を持っている方は少ないと。これは聞いた話ですよ。

ですので、この前期ブロック、中期ブロックの先生方が手薄になるという心配がないでしょうか、お伺いします。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

例えば、義務教育学校になっても人事異動方針で定数、小学校には何人、中学校には何人というのは学級数で先生の数で割り当てられますので、定数が減るということはありません。

したがって、同じような数で先生方は配置されていくことになります。

免許上の問題になってきますと、中学校の例えば、国語の先生であれば、小学校の国語の授業をすることは免許上、許されるわけで、小学校の免許を持っていなくても中学校の国語の先生は小学校の国語の授業ができると。数学も英語も同じようにやって、理科もやっていけるわけですが。

小学校の先生が中学校の授業をすることは、中学校・高校の免許がなければできないわけなんですけれども、現在、北郷のほうには理科の中高の免許を持っている小学校籍の先生が来られていまして、たまたま中学校の理科の先生が産休に入っておられます。その産休の補充として、小学校の先生が中学校の1年生の理科の授業を教えているというようなことができておりますので、そういう免許を持っている人をできるだけ美郷町に入れてくださいという要望は県のほうに出しておりますので、比較的ほかの地域に比べれば、両方の免許を持っている先生方が多く配置されているのかなあというふうに見ているところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

教育長の答弁を聞きまして安心しました。

先ほど私、あえて町長にも質問したんですけど、実際、二の足を踏んでいるところが正直なところだと思うんですね。

これから先、また義務教育学校化に向けた話し合いがあるでしょうから、できれば教育長含めて教育課長、もう全面的にバックアップしますので、「義務教育学校になりましょう」というふうに言っていただければ、PTAも安心できると思いますので、それに御配慮をよろしくお願いいたしたいと思います。

では次に、移らせていただきます。

昨年度と今年度に新たに設置された「学校運営委員」という制度があります。今

までは「教育委員」とか「社会教育委員」という方がいらっしゃいました。どう違うのか、また、具体的な仕事の内容など、また学校に関する権限など、どういうものがあるか、教えていただきたいと思えます。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

本町では、3校のPTAや地域の理解を得まして、御質問のあったように本年度よりコミュニティースクールを導入し「学校運営協議会制度」というものを立ち上げております。

この制度の目的は、保護者や地域の声を学校運営に反映させること、また同時に子供の成長を地域で支える機運をこれまで以上に高めていくことがあります。

協議会の内容として一番あるのは、学校で毎年、校長が学校経営方針というその年度の授業の在り方とか行事の在り方というものを立てるんですけども、それを学校運営協議会の中で説明します。そのときに、学校運営協議会のメンバーでその承認を受けなければ、その学校経営が通らないということになってきますので、学校運営委員が直接、校長に対して運営方法と学校経営について意見を述べられると。新しいものを取り入れたり改善していったりとかいうことがより反映できるようになってきております。

御質問であったように、これまで学校評議員というものがありませんでしたが、評議員は1年間の取組を見て評価するというような動きしかありませんでしたが、この学校運営委員は、さらに法的な位置づけもつけまして、学校長に対して物を言うことができます。

また、もう一つ、教育委員会に対しても、その反映を受けて協議会の意見として教育委員会に対しても校内の人事とかそういったことについても意見を述べるように、そういう特権を持っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。

実はお願いなんですけど、学校がどの地区でもそうですけど統合されて、それまでの地域に密着していた学校ともうちょっと違ってきてるんですよね。

以前は、私の地区も小中合同運動会というものがあって、これは秋祭りに匹敵するくらいの地区の行事でした。プログラムも学校の生徒よりも地域の人たちの行事が多いくらいの運動会ですね。本当に盛り上がっていたんですけど、もう学校が統合されると同時になくなりました。それから文化祭もそうでした。文化祭も地区のバンドが出たりとか、じいちゃん、ばあちゃんたちが行って民謡を歌ったりとかそういう文化祭があったんですけど、これもなくなってもう学校が遠い存在になったというのが正直なところなんです、地域住民にとっては。PTAは別ですけど。

ですからそこ辺も含めて、せっかくこの運営員という方がまた、顔ぶれを見てみますと本当、地区に配慮したい方々が選ばれておると思いますので、今後そういった地区住民とまたより一層、親睦を深めるようなことにもつながればいいかと思ひまして、それを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の質問に移らせていただいてよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

3番目の発言を許します。

【1番 若杉 伸児】

では、3番目の質問に移ります。

町職員の再任用制度について、お伺いいたします。

私は、2月から数名の方に、「ぜひこれを伺ってほしい」と、もう再三、言われております。もっと先に言うつもりだったんですけども、もう最近、特に言われるもんですから、今回、質問させていただくことにしました。

「再任用の方法がもう分からない。どういった形で再任用されているのか分からない」と。ですので、これは本人からの申し出によるものだと思いますけど、申し出からどういった経緯を経て、最終的にどういった期間で合否、可否が決定されるのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

再任用制度ということで御理解いただいている制度かなあというふうに思っております。かてて加えて、また定年退職の延長という部分が重なってくると。

私としては、やはりその分よりか若い職員を、減る分を採って行って、やはり将来を見据えた中でやっていく必要があるというふうには思うんですけど、いろいろな形の中で、世の中の流れの中でこういう任用制度ができてきたということであり

ます。

対象者は、「定年退職者、勤務延長により勤務した後、退職した者、また25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、退職後、5年以内で定年の年齢に達した者です」ということでありますが、再任用を希望しない職員もいるということでもあります。

私の考えは、農林業の振興とっておりますので、何かそういうことをしてほしいなあという気持ちのほうが強いんですけど、こういう制度自体に再任用をかけて希望する人の意向調査を伺い、そして、かつまた今までの勤務態度、それと評価、それを加味して、こちらの人選の中で選んでいくという形であります。

ですので、みんな手を挙げた人が全部それになるかという話ではなくて、例えば、これだけおればいいという話の中で、再任用を使わなくてもいいという形になれば、もうそれ以上は要らないという話になりますが、時々、採用試験をして来れないとか、もうちょっといいところに通ったときに、そっちのほうに行ってしまうとそこがぼっかり空いてしまうということで、なかなか回らないということが出てきます。そういうことに対して採っていくとか、採用していくということでもあります。

ですので、今言われるようにもう少しこういう形で採っていったまうという部分を、やはり町民のほうにアピールしていかないと、先ほどの小路議員の「統一試験をしてるのか、してないのか」という話とやはりダブってきますので、そういう疑いとか、勝手にやったりやせんかというふうに思われると非常に問題ですので、そこら辺は周知徹底して、こういう制度の下、こういう考えの下でやっていますということでもあります。

先ほど言いましたように、本当に定年制の延長という部分が出てきて、いずれ65歳定年ということになってきます。

それと、この再任用ということは、どういう形になってくるのかというのは、私はまだまだ分かってませんが、本当にそちらのほうを優先するべきことなのか、法的にこうしなさいよというものが出てくるのか等を考えたときに、定年制は仕方がないという部分で法律が決まっていくので、そのタイムスケジュールによって地方公共団体もそうしなさいということになってくるんでしょうけど、やはりどうしても若者を採用していくと。若い人を、さっき言いましたように統一試験の中で入れていくと。そうしないと、やはりそのときの、今の20代、30代の職員が本当に大変な目に遭う時代がくるというふうに感じておりますので、そういう形の中で制度は制度として考えながらやっていきたいと。

ですので、そこ辺の周知徹底をしっかりとってなかったというのは、本当に申し訳ないと思いますので、再度、やはり広報等を通じて仕組みの周知をしていきたいと思っております。申し訳ないと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

先に言っておきますけど、私は「この再任用が悪い」と言っているわけではありません。もちろん例えば、産休とか育休とかこういった男性も今は育休と取ってくださいとか言ってますから、今はコロナ禍でもありますから出勤停止になる職員の方もいらっしゃると思います。こういうことを考えたときに、やはり再任用で職員の方がいないと回らないという事情もあると思います。

ただ、私が先ほどの繰り返しになりますが、6月号の町広報みさとなんですけど、もう令和4年度の新規採用職員の募集要項が載っているんですよ。ですから、例えば、採用試験を受けたいとか、その家族の方とか。また、職員の採用に興味のある方は、もうこの時点で町報を見れば採用試験があるっちゃと。何人採るっちゃとか、いつ試験があるっちゃとか、こういうことが分かるんですよ。

ところが、再任用については、私の知る限りでは、もう4月1日になって庁舎に行ってみなければとか、5月か6月の新しい組織図が出ないと、あの人が辞めたっちゃと、あの人は再任用になったっちゃというのが分からないというのが今じゃないかと思うんですよ。

ですから、もうこれは私の個人的な考えですけど、例えば、区長会とかがありますから、例えば、今年は何人退職されますが、何人が再任用を希望しておりますと。何人程度、再任用を採用する予定ですかということを、区長会とかそういった機会でも報告することができれば、それをまた区長は必ず、実行組合長とか小組合長にまた文書を配付したりして集めますから、またそのとき説明したりするだろうし、自然と町民にも伝わっていくのかなあとというふうに考えておりますので、今後、そういった方向でまた、検討していただければと思いますが、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにそういうことをしてなかったということが、やはり不透明性とかそういう言葉になってくるのかなあと感じておりますので、やはりそこ辺は誤解を招かないように、こういうことだということではっきり通知していきたいと思っておりますので、今後そういう形でやらせていただきたいというふうに思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございました。
では、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、1番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。お疲れさまでした。
次は、6月6日、月曜日、定刻10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いします。
本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 3時53分)

令和4年第2回定例会

美郷町議会会議録(第3号)

令和4年6月6日

美郷町議会

令和4年2回美郷町議会定例会会議録（第3日）

令和4年6月6日（月曜日）

◎開会日時 令和4年6月6日 午前10時00分 開会
◎閉会日時 令和4年6月6日 午後10時52分 閉会

◎出席議員（11名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 若杉 伸児君 | 2番 | 早川 節夫君 |
| 3番 | 中田 武満君 | 4番 | 兒玉 鋼士君 |
| 5番 | 中嶋 奈良雄君 | 6番 | 川村 義幸君 |
| 7番 | 那須 富重君 | 8番 | 小路 文喜君 |
| 9番 | 甲斐 秀徳君 | 10番 | 川村 嘉彦君 |
| 11番 | 山本 文男君 | | |

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

| | | | |
|--------|--------|------------|---------|
| 町長 | 田中 秀俊君 | 副町長 | 藤本 茂君 |
| 教育長 | 大坪 隆昭君 | 会計管理者 | 泉田 博文君 |
| 総務課長 | 甲斐 武彦君 | 税務課長 | 川村 博昭君 |
| 企画情報課長 | 田常 浩二君 | 町民生活課長 | 田村 靖君 |
| 健康福祉課長 | 黒田 和幸君 | 建設課長 | 林田 貴美生君 |
| 農林振興課長 | 松下 文治君 | 政策推進室長 | 長田 孝規君 |
| 教育課長 | 鎌田 次郎君 | 地域包括医療局事務長 | 田原 裕亮君 |
| 南郷地域課長 | 黒木 博文君 | 北郷地域課長 | 石田 隆二君 |

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 4 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3)

令和 4 年 6 月 6 日

午前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 議案第 38 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 39 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 40 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 41 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 42 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 43 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 44 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 45 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)
一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第 9 議員派遣について
- 日程第 10 閉会中の委員会活動の申し出について

令和 4 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会
議 事 日 程 (第 3 の 追 加 1)

令和 4 年 6 月 6 日

午前 1 0 時 開 議

日程第 1 議案 第 46 号 工事請負契約の変更について
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 2 議案 第 47 号 工事請負契約の締結について
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 3 議案 第 48 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算
(第 2 号)
提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和4年6月6日
午前10時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます。・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

おはようございます。
本日もよろしく願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。
これから、本日の会議を開きます。

【議長 山本 文男】

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。
上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

【議長 山本 文男】

日程第1、議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第2、議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いいたします。消防団員の報酬の定義について、御説明ください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

消防団の報酬につきましては、国の非常備消防団員の報酬等の基準が策定されまして、その中で、年額報酬それから出動報酬がそれぞれ基準が策定されました。これにつきましては、令和4年度からを基準として各自治体で対応するようという事で、国からの通知が来ております。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

定義はどういうものかという質問でしたので、なかなか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

今回、改正をします団員と班長なんですけれども、団員につきましては、その基準が3万6,500円という国の基準がございます。それから、班長につきましては基準では3万7,000円ということでございますけれども、今回、団員を3万6,000円、それから班長につきましては3万8,000円ということで改定をいたします。

これにつきましては、入郷3町村の担当者レベルで協議を行いまして、近隣町村と差異があってはいけないということで協議をした結果でございます。

以上でございます。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

恐らく団員報酬の定義は、「団員が1年間、活動したことに対する報酬として、直接、本人に支払われるべきものだ」と、そういう定義がなされておるんじゃないかと思います。

もしも間違っておったら、指摘してください。

報酬のうち、直接、本人に支払われるのはどの階級まではそういうことになっているのかを教えてください。

それから、時間外ですか、災害時の活動の単価のところですが、役場職員の皆さんは義務免で当然、給料は補償されますよね。そこで、大体、本部員は30歳前後だと思っんですけども、その場合の時間単価は大体、おおむねどれくらいになるかを教えていただきたいと思います。

今回、出動の報酬が2,000円、5時間以内ですけども、そこ辺の整合性をいうとちょっと気になるんですね。だから全ての団員が「火事だ」といって出ていったときに、全ての職場が「君は義務免ですよ」と、「報酬を払うよ」という約束をするとは限らないんですね。欠勤扱いをするという可能性もあると思います。その補填はどうするのかという点から、この出動報酬はやはり論議される必要があると。

片や義務免で満額の収入が払われるのに、片一方は全く出ない。その中で2,000円程度で終わるといふのは、いささかちょっと不公平感を感じるところであります。

それから、いろいろ聞いてみますと、先ほど申し上げたのは、本人に直接、払われるべきだという点で、あまり聞いてないんですけど、幾つかの部に聞くとやはり本人にはお金が行ってない。以前、説明があったんですけど、団員一人一人から委任状をもらって部のほうに入れるというのは、手続的に簡略化するのは分かるんですけども、結局、それがそのまま部の運営資金に変わってしまったらどうかということなんですね。

予算書によりますと、18部あって450万円、1部当たり25万円くらいの予算が組まれてあるようですが、これが足りないからそういうことをされておるのなら、やはりしかるべく対応をする必要があるんじゃないかというふうに思うわけで

あります。

恐らく長い歴史の中でそういうふうになったと思うんですけども、我々の頃はもう飲んだり食べたりで終わってよかったんですけども、今の若者たちは一緒に飲むとか一緒に食べるとかということがなくなると、ほとんどその報酬の還元がないんじゃないかという心配もされるんですけど、その辺の対応も含めてちょっとお伺いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

議員おっしゃいますとおり団員の報酬につきましては、各団員から全て委任状を取りまして、部の会計さんに振り込んでおります。その部によってそれぞれ団員報酬を支払うという形にはなってるんですけど、聞いてみますと、やはりそういった飲食に伴って若干、その分に回すというところもあるとは聞いております。これにつきましては、それぞれの部の考えで対応をしていただいているところでございます。

それから役場職員が出動した場合、それから一般の会社員等が出動した場合につきましては、役場の職員に対しましては勤務時間内であれば出動手当は支出はしておりません。

金額については、やはり非常備消防団員の報酬等の基準で1日当たり8,000円を基準として計算をなさいということを出ておりますので、それに基づいて今回、8時間を超えるものについては8,000円ということの規定をしたところでございます。

それから、部長から上の報酬につきましては、個人に直接、支給をしておるところでございまして、それ以外については部の会計に支給をしているということでございます。

以上でございます。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

私が今回、一番問題にしたいのは、いわゆる部の方針なんですね。さっき言ったように各部に対して、平均的には25万円出てるけども、部の方針で本来、個人に帰属するお金がどうにでもなるというやり方を許しているのかどうかというところなんですよ。3万6,000円ですから、それでも若者が飲みもせん、食べもせんけど年1回それだけの報酬を直接、現金で頂くと、やはり消防頑張ろうかなという気にもなるかなという気がするんですね。そこが一番、私は大きくて、今日の話

を指摘をしよるところであります。

もう一つ言うと、私がさっき言った義務免除の職員の皆さんの話をしたのは、報酬は出ないけど給料は出ますよね。私が言うのは、一般の団員の人は、それはまあ物分かりのいい社長は、「いいよ、今日は出勤扱いするよ」と言ってくれる人もおられるかもしれんけど、全てがそうである補償はないんですね。そのときは賃金カットなんですよ。やはりそこ辺のことを勘案して対応する必要があるんじゃないかと。

私は、先ほど、総務省の文章を読まれたのを聞いておっても、最低これくらいは出しなさいというのが総務省の話かなと思っております。そこ辺のところは今後の中でいいですから、ぜひ、対応を考えていただきたいと思います。

今言ったように、部長から上は直接、もらうわけですから、やはり一般団員も真面目に働いておって、これはしかるべきじゃないですかね。先ほどの後で出てくる振込み手数料を見たら110円だそうですね、10万円の支払い支給が。だから団員数が多いからそれはそれなりのお金が要るでしょうけど、やはりきちっとそこはそういう負担をしてでも支払うような体制をするべきだというふうに思います。

以前、常備化の話が出たんですけど、常備化に比べたら、私は本当に安いと思うんですよ。やはりそのところは団員の皆さんが頑張っておるということでぜひ勘案をしていただきたいということです。

終わります。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今回の議案提案というのは、消防団員の確保に向けた対策ということで提案をさせていただきます。

やはり議員が言うように消防団活動に伴う報酬が引き上げられ、確実に本人に支給されることで消防団員本人のモチベーションや納得度の向上、また、団員の家族の理解を得ることにつながるという話であります。そうすることによって、団員を確保していくということが望ましいという方針であります。

その金額とか役場職員がどうのこうのという前に、この議案の趣旨でありますけど、そういう中で、今回その慣習といいますかそういう形になっているということはいかがなものかという話でありますので、やはりその対価として報酬を出すということであれば、また消防団と話しながらそこ辺を団員の理解の中で支払い、できればやはり個人に直接という形で国の方針も示されているようございまして、そういう方向にもっていきたいと。

支給方法で個人に直接支給している団体は、令和4年4月1日時点でありますけど、606団体のうちの36%しかないという話であります。団とか団経由で個人に支給が369団体あって21.9%。団に支給が382団体ということで22.7%。上記の組み合わせが326団体ということでありますが、19.4%で、結局、まだまだ少ないということで、いろいろな形で今までそこそこの消防団のありようというかその中でやってきてると。

でも今後は、こういう形で個人に直接、支払うことが望ましいということで出て

きてますので、すぐにはできませんでしょうが、団幹部とそしてその部長さん、いろいろな話の中で、やはり統一していくほうが望ましいということだと思っておりますので、そういうふうには努力はしていきたいということでもあります。

今回の議案については、報酬を上げて団員確保に向けて頑張りたいということ、御理解をいただきたいと、そう思います。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

今、小路議員が言われたように、消防団員の報酬を上げていただければ、本当にうれしいかなと思います。

1つだけちょっとお伺いしたいんですが、報酬の取決めの中に「副分団長」という名目が入って12万円が入っていると思うんですが、この予算付の中でもこの副分団長という項目を入れて予算付をしてるのか省いてしているのか。多分、4月1日から副分団長はなくなったと思ってるんですが、そのところちょっとお伺いいたします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

早川議員、御指摘のとおり4月1日から、各部の副分団長は現在のところ置かないということになりました。

条例上は、職は置いてあるんですけれども、実際のところ団長が1名、副団長が2名、それから分団長が3名ということでございます。予算につきましては、今の予算の中では副分団長の予算は入っておりません。

今後、状況が変われば、また副分団長制も出てくるのかなあとと思いますが、今年からの試みで分団長のみを置いて、各部、対応するという事になっております。以上でございます。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

討論を行います。

私は、この報酬引き上げは大賛成であります。その点から討論をしたいんですけども、先ほど言いましたように、やはり若者はいろいろな飲み会にも参加しないという話もあるし、もしかするとさっき言ったように報酬の存在を知らないといった可能性もあると。常備化の思いをすれば、やはりそれはまだまだ財政的な負担も軽いんじゃないかというふうに思っております。

町長から先ほど答弁がありましたように、やはりそういう形で団員が頑張れるように報酬を引き上げたというなら、その実を得るためにも、美郷町消防団が範を示す形で全額、本人に支給されると、そういう形で団員の士気が上がるようにということを期待をして、討論を終わります。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関

する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第3、議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いします。

3ページですけども、合併特例債というのはいつまで起債が可能なのか、ちょっと教えてください。

それから、13ページの異世代交流。恐らく西郷を起点にしてということだと思うんですけども、何か内容からしてかなり協力隊の隊員の方がそこ辺のノウハウがしっかり身についておらんと、うまくいかんのではないかというふうに思うんですけども、そこ辺の対策はどういうふうに考えておられるのかという点をお伺いします。

それから、同じ13ページですけど、子育て関係の処遇改善です。「3%」という数字が出ておりますけども、金額は大体どれくらいになるのかという問題と、当然、賃上げがありますと社会保険料、雇用者側の負担も増えるんですけども、それは町のほうが財政的に持ち出すということでもいいのかどうか、お伺いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

合併特例債の起債につきましては、もう14億円の枠ということで全てもう使われております。積んでおります。

合併特例債の期間につきましては、ちょっとこちらで今、恐らく10年程度だったとは認識はしてるんですけども、ちょっと正確なことが分かりかねますので。後でまた調べます。

【議長 山本 文男】

後で説明するという事によろしいですか。

【8番 小路 文喜】

はい。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

異世代交流拠点創設事業の協力隊につきましては、確かに社協としましてはそういうノウハウを持った方が来てもらわないと当然、困るということで、募集の仕方は工夫をしまして、そういった専門職を募集するための民間のリクルートサイトがございますので、そこを使ってあらかじめかなり限定された範囲内で募集するという予定でございます。

それから、処遇改善につきましては、これは説明資料の7ページにもございますけれども、正職員の方もおりますし、また非常勤の方もおられますので、ちょっと一概に金額がどれくらいというのはお答えできませんが、その人の月額換算にした場合の幾ら上がるということになって、それぞれ金額は異なることとなります。

また、社協の福利厚生を持ち出しですけれども、これは町民生活課のほうから法人運営の補助金が出ておりますが、その中から包括的にその中で見ていただくということになろうかと思えます。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

| | | |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第4 | 議案第41号 | 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第42号 | 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第43号 | 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第44号 | 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第45号 | 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号） |

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第41号から議案第45号までの5件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、5件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、5件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

1点、お伺いします。

議案第41号、国保会計ですが、2ページのところに保険税として入ってくる248万4,000円と他会計の繰入金で基金積立金のように入る形をとっておるん

ですが、ちょっと理解ができませんので説明をお願いします。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

これは審議会の諮問を受けて本算定を行った結果、所得が上がっていた関係で全体的には2,400万円ほど上がっていたそうです。それもございまして保険料が当初予算より248万4,000円アップしたということでございますので、収支の差引きの関係でバランスをとらないといけませんので、どこかで歳出を組まないといけないということがございますので、歳出を組むところがほかにございませんので、積立に追加をさせていただいたということでございます。

【8番 小路 文喜】

分かりました。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第41号から議案第45号までの5件を一括して討論を行います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、5件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、5件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第44号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第44号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

ここで、お手元に配付しておりますとおり、議案第46号 工事請負契約の変更について、議案第47号 工事請負契約の締結について、議案第48号 令和4年度美郷町一般会計補正予算(第2号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程(第3の追加1)として、議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号、議案第47号、議案第48号を追加議事日程(第3の追加1)として、議題とすることに決定しました。

追加日程を議題とします。

【議長 山本 文男】

追加日程第1 議案第46号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第46号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和3年6月4日に株式会社 吉田建設産業と契約を締結した、令和3年度地すべり災（令和2年災）奥地林道石峠線林道施設災害復旧工事の変更契約であります。

主な変更理由としましては、凹凸が激しい地山に受圧板を確実に密着させる吹付モルタルの厚みが増したこと、並びにアンカーと岩盤部を定着させるセメントミルクが既設の水抜きボーリングに流れ込み機能不全となり、新たな水抜きボーリングの設置が必要となったことから、工事請負代金1,736万3,249円を増額するものであります。

以上、今回の契約について、地方自治法第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番 川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

ちょっと先ほども説明を受けたんですけども、追加工事というのが何か頻繁にあるような気がしますし、この辺でもう少し設計の段階で前もって分かる部分でなかったのかなと思いますけども、もう少ししっかりした設計をしていただければ、ある程度の追加は抑えられるのかなと思いますけども、その辺どうですか。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

お答えします。水抜きボーリングにつきましては、当初より私どもは申請時に10本の申請を行っておりました。ですけど、査定官の判断によって、先ほど言ったとおりセメントミルクが水抜き管に流入して排水機能が確認できない場合はいいで

すよということで減額をされたことによるもので、今回は先ほども申しましたけども、査定官の指示事項の中には「水の排水の確認ができない場合は追加してよろしい」ということになったわけでございます。

先ほど言いましたとおり水抜きボーリングは、当初、私どもは申請をしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第46号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第46号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

追加日程第2 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第47号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和4年度3年災（5月豪雨災1号箇所）奥地林道鳥の巣線（2工区）災害復旧工事であります。

去る5月31日、町内Aクラス6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 吉田建設産業代表取締役 吉田 優と2億5,190万円で工事請負契約を締結するものであります。復旧工法としまして、残存している橋梁は補修を、崩落した橋梁は新たに橋を架設し、崩壊のり面は現場吹付法砕工を施すこととしております。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第47号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

追加日程第3 議案第48号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第48号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

これは、先に上程しました議案第40号 一般会計補正予算（第1号）の送致後に明らかになった案件に対応するため、追加して上程させていただくものであります。

補正の主な内容について、歳入から説明いたします。

国庫支出金に2,151万4,000円を追加しました。

民生費国庫補助金に子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び事務費補助金合わせて494万1,000円を追加、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び事務費補助金合わせて1,657万3,000円を追加しました。

また、歳入歳出のバランスをとるため、財政調整基金繰入金を2万4,000円減額をいたしました。

続いて歳出について説明いたします。

総務費に208万9,000円を追加しました。内容は、2つの給付金支給に係るシステム改修業務委託料であります。

次に、民生費に1,940万1,000円を追加しました。これは、住民税非課税世帯等に10万円を支給する子育て世帯等臨時特別給付金及び送金手数料合わせて1,551万8,000円と住民税均等割が非課税であるなどの低所得者の子育て世帯の児童1人当たり5万円を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金及び送金手数料合わせて388万3,000円であります。

これにより、令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億8,891万2,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わります

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【 8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜】

説明書の 2 ページなんですけど、この世帯と子供の部分が分かれて出されるんですけど、当然だろうと思うんですけど、当然、この世帯の中にこの子供たちもいわばダブる形で支給されると、そういうふうに理解していいのかどうかお伺いします。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

議員のおっしゃるとおりこれは別個の制度ですので、それぞれで支給されることになります。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第 48 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第48号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第9 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、「議会の議決でこれを決定する」となっております。

本定例会以降、令和4年9月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第10 閉会中の委員会活動の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長・総務厚生常任委員長・文教産業常任委員長からそれぞれ申し出が提出されております。

お諮りします。会議規則第75条の規定により、閉会中の調査、研究の申し出がありました。申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査、研究については、申し出のとおり決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、貴重な時間をお借りしまして6月議会定例会のお礼を申し上げます。

この定例会で報告1件、承認3件、議案8件、そして本日3件の追加議案、合計15件の議案を提案させていただきました。2日から本日までの5日間の日程ではありましたが、慎重に審議いただき全議案、可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

一般質問では、7名の方の質問をいただきました。しっかりと精査を行い、また町民の御意見等々をお聞きして対処してまいりたいと思います。

この6月という月でありますけど、私にとってあまりいい月ではないという感じであります。といいますのは、12年前に発生した口蹄疫、関連農場として小雨降る中、西郷区の牛を15頭、殺処分をいたしました。何ともやるせない思いであります。

次々に発生する鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス、これから先に何が起こるか分かりませんが、その実態に対処していかなければなりません。町民の安全安心を守ることが責務であります。

今後とも御理解をいただきお力添えをいただければと思っております。

今日が二十四節気の芒種です。穂の出る穀物を植える目安とされているとあります。田植えの時期であります。4年連続して特Aを目指して、また五穀豊穰になることを願いたいと思っております。

議員各位におかれましては、くれぐれもお体には御自愛いただき、さらなる御活躍と御健勝を御祈念申し上げます、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

議長としまして、一言、お礼を申し上げます。

第2回美郷町議会6月定例会が閉会を迎えました。執行部の皆様の御努力と議員各位の御理解に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

議決された補正予算については、時期を逸することのないよう早急な対応を重ねてお願いいたします。

この定例会期間中、執行部も議会側も全員が元気で出席できましたことをうれしく思います。そして、今後ともお互いに緊張感を保ちつつ切磋琢磨を図りながら、よりよい美郷町をつくり上げていくことが私たちの務めと考えているところです。

最後に、新しい体制での執行部の皆様の御活躍を御期待いたしまして、閉会に当たっての御挨拶とします。

お疲れさまでした。

【議長 山本 文男】

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第2回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午前10時52分)